



# CSR Report 2013



伊藤忠商事

# 目次

|     |                                            |
|-----|--------------------------------------------|
| 1   | 目次/編集方針                                    |
| 2   | トップコミットメント                                 |
| 4   | 伊藤忠商事のCSR                                  |
| 5   | CSRに関する基本方針と推進体制                           |
| 8   | ステークホルダーとの関わり                              |
| 9   | 国連グローバルコンパクト                               |
| 10  | 伊藤忠商事のISO26000中核主題への取組み                    |
| 11  | 人権の尊重                                      |
| 13  | CSRの社内浸透                                   |
| 15  | Highlight プレオーガニックコットンプログラム                |
| 17  | Highlight サプライチェーン・ルポルタージュ・プロジェクト第5回       |
| 20  | 事業活動とCSR                                   |
| 20  | 繊維カンパニーのCSR                                |
| 23  | 機械カンパニーのCSR                                |
| 26  | 金属カンパニーのCSR                                |
| 28  | エネルギー・化学品カンパニーのCSR                         |
| 31  | 食料カンパニーのCSR                                |
| 34  | 住生活・情報カンパニーのCSR                            |
| 37  | 海外店のCSR                                    |
| 43  | コーポレート・ガバナンスと内部統制、コンプライアンス                 |
| 43  | コーポレート・ガバナンスと内部統制                          |
| 49  | コンプライアンス                                   |
| 51  | サプライチェーンにおけるCSR                            |
| 51  | 伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針                       |
| 53  | サプライチェーンにおける実態調査                           |
| 54  | 社員との関わり                                    |
| 55  | 「攻め」を支える人材育成                               |
| 58  | グローバル人材戦略の継続推進                             |
| 59  | 人材多様化推進への取組                                |
| 61  | 社員が活躍できる環境づくり                              |
| 63  | 労働安全衛生の取組                                  |
| 64  | 社員とのコミュニケーション                              |
| 66  | 基礎データ                                      |
| 68  | 社会貢献                                       |
| 68  | 社会貢献活動基本方針                                 |
| 69  | 社会貢献の主な活動                                  |
| 81  | 150周年記念社会貢献事業<br>ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム |
| 89  | 環境への取組                                     |
| 89  | 環境方針                                       |
| 91  | 環境マネジメント                                   |
| 94  | 環境リスクの未然防止                                 |
| 95  | 環境保全型ビジネスの推進                               |
| 98  | 環境教育・啓発活動                                  |
| 99  | 環境パフォーマンスデータ                               |
| 103 | 環境会計                                       |
| 104 | 環境物流の取組                                    |
| 105 | 第三者意見                                      |
| 107 | GRIガイドラインと国連グローバル・コンパクトの対照表                |
| 114 | 会社概要/財務情報                                  |

# 編集方針

## 伊藤忠商事のCSRの考え方

伊藤忠商事では、CSR (Corporate Social Responsibility) とは持続可能な社会へ向けて、企業が事業活動を通じてどのような役割を果たしていくのかを考え行動していくことであると考えています。本レポートでは、その果たすべき役割と取組について報告しています。

## Highlight

本レポートでは当社が注力している以下の2つの取組について、Highlightとして報告しています。

### ① プレオーガニックコットンプログラム

伊藤忠商事はサプライチェーンを通じ、インドの綿農家の課題解決を目指す「プレオーガニックコットンプログラム」を2008年から行っています。年々拡大している取組量やプログラムに参加する農家の状況等を報告します。

### ② サプライチェーン・ルポルタージュ・プロジェクト

第5回目は再生可能クリーンエネルギー社会の実現に大きな役割を担うリチウムイオン電池を取り上げます。  
第5回「リチウムイオン二次電池が出来るまで」

## CSRに関する情報開示について

幅広く当社のCSRの取組に関する情報にアクセスいただける様、以下の媒体を通じて情報開示を行っています。



### ウェブサイトCSRページ

伊藤忠商事のCSR活動について、幅広いテーマを網羅する形で情報開示を行っています。また、期中に行った活動について速報性をもって情報を発信しています。

[www.itochu.co.jp/ja/csr/](http://www.itochu.co.jp/ja/csr/)



### CSRレポート

ウェブサイトCSRページで幅広く網羅されている情報を、年次の報告書としてPDF版で発行しています。当社のCSR活動を継続的な観点でご覧いただくことができます。(本PDF)

[www.itochu.co.jp/ja/csr/report/](http://www.itochu.co.jp/ja/csr/report/)



### アニュアルレポート

投資家をはじめとするステークホルダーに向けて、経営実績、今後の成長戦略等とともにCSR活動に関する特に重要な情報をISO26000の中核主題に沿って一体的に報告しています。

[www.itochu.co.jp/ja/ir/](http://www.itochu.co.jp/ja/ir/)



## 参考にしたガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative)  
「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン2006」  
環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」  
ISO26000 (社会的責任に関する手引)



GRIガイドラインと国連グローバル・コンパクトの対照表

<http://www.itochu.co.jp/ja/csr/report/gri/>

### 対象期間

2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)の実績ですが、活動や取組内容は一部直近のものも含みます。

### 発行情報

発行日: 2013年8月  
次 回: 2014年8月予定  
(前 回: 2012年9月)

### 対象範囲

伊藤忠商事株式会社(国内9店、海外115店)及び主要グループ会社を含みます。

### 問い合わせ先

伊藤忠商事株式会社  
広報部 CSR・地球環境室  
TEL: 03-3497-4069  
FAX: 03-5474-7296  
E-mail: [csr@itochu.co.jp](mailto:csr@itochu.co.jp)

# トップコミットメント



## 社会と同じ目線で企業価値を拡大

### 社会と同じ目線で企業価値を拡大

これからの企業経営には、社会と同じ目線に立ち、社会と共通の価値を追求していく姿勢が求められています。特に我々総合商社は、多様な商品・サービス、培ってきたノウハウ、世界規模での市場を有機的に結び付け、社会の課題を解決することが期待されています。本業を通じた社会的課題の解決は我々にとっても長期的にグローバル競争を勝ち抜いていく強みになります。

伊藤忠商事の創業者である初代伊藤忠兵衛は、「商売は菩薩の業、商売道の尊さは売り買いいずれをも益し、世の不足をうずめ、御仏の心にかなうもの」と商売を通じた社会への貢献を提唱していました。これは伊藤忠兵衛をはじめとする近江商人が提唱した「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」の経営哲学に通じるもので、創業から150年を超える今も、伊藤忠グループの企業理念「豊かさを担う責任」へと発展させ、世界のビジネスの現場で実践しています。なお、当社は、国際社会に企業理念の確実な実践を表明する意味を込めて、「国連グローバル・コンパクト」に2009年から参加しています。

本業を通じた社会的課題の解決に向けた取組みについては、2012年8月は当社が展開する、インドにおける有機栽培移行期の綿農家を支援する「プレオーガニックコットンプログラム」が、商業的な成功と持続可能な開発を両立する取組みとして国連開発計画(UNDP)などが主導する「ビジネス行動要請」に承認されました。このような取組みをさらに広げていくために、現場主義を徹底し、営業社員をはじめ社員一人一人が、目の前の仕事から一歩踏み込み、客先、業界、社会とより大きな目線で課題をとらえ、解決型のアクションに知恵を絞っていく環境づくりを実践していきたいと考えています。

### 「その道のプロ」の育成と多様な人材の活躍支援

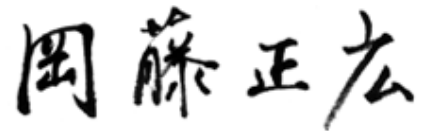
総合商社の最大の経営資源は人材であり、成長を支える重要な経営基盤です。我々の事業活動を支える人材はゼネラリストではなく、特定の分野で高い専門性を身につけた「その道のプロ」を目指すべきだと考えています。例えば、ある営業社員が、幅広い分野で業務経験と知識を持っていたとしても、表面的な知識では特定の分野で何十年も経験があるお客様と同じ土俵に立ってビジネスの話をするのは不可能です。「幹」がなければ「枝」はありません。一つの部署で経験を積み重ね、商売の「肝」や「勘所」をしっかりと学んだ人材が、ビジネスの難易度が年々高まりを見せる現在の総合商社には必要です。一つの業界でビジネスの流れに精通すれば、他のフィールドでも必ずそれを活かすことができると考えています。そのような深みのある人材を育てていきたいと考えています。

また、当社はこれまでも多様な人材の活躍支援に注力してきましたが、新中期経営計画においても「活躍する女性ロールモデルの創出」を人事政策の一つに掲げました。2013年4月には当社で総合商社初となる女性執行役員が誕生しましたが、それぞれの人材に応じたきめ細かなキャリア支援を行うことで、これに続くロールモデルを創出し、リーダーを担う人材を育成していきます。

## 企業の真の価値観が問われる時代

ITの発達とグローバル化は、世界のパワーバランスや常識を一瞬にして覆すほどであり、誰もがかつて経験したことのないスピード感を世界中にもたらしています。このような変化の激しい時代にあって、我々総合商社はこれまで培ってきた経営資源を活かして、広くチャンスとリスクを俯瞰できる立場にあり、国際社会での役割は、ますます重要になっていくと捉えています。

一方で、このような変化のめまぐるしい時代においても、企業の真の価値観は、ぶれることがあってはならないと考えています。伊藤忠商事が150年以上にわたって事業活動を継続・発展できたのは、「三方よし」の精神に代表されるように、常に「社会との共通価値」を事業活動の根幹に据えてきたからです。この価値観を今一度、全世界の社員のDNAへ落としこみ、現場の社員一人一人が「社会の課題を解決する主役だ」という企業文化を築き上げていきたいと思っています。

A large, bold, black ink signature in Japanese calligraphy, reading '岡藤正広' (Iwafusa Masahiro).

代表取締役社長 岡藤 正広

2013年7月



# 伊藤忠商事のCSR



本業において、持続可能な社会の実現に貢献し、社会的責任を果たしていきます。

世界のさまざまな地域において、幅広い分野で多角的な企業活動を行っている伊藤忠商事では、社会に与える影響の大きさをしっかりと認識しています。

当社にとってCSRとは、持続可能な社会の構築へ向けて、企業が事業活動を通じて社会にどのような役割を果たしていくのかを考え行動していくことです。社会のために貢献しているのかという目線で仕事を積み重ね、グローバル企業としての社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えています。

## ■ 伊藤忠グループの企業理念

伊藤忠商事では、初代の伊藤忠兵衛が麻布類の卸売業を始めた創業1858年から150年以上に亘り、CSRの源流ともいわれる近江商人の経営哲学「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を受け継いできました。

1992年には、「国際総合企業としてこれからの社会にどうコミットするか」を考え、実践するために企業理念「豊かさを担う責任」を制定、2009年にその概念体系を整理しました。伊藤忠グループが、社会に対して果たしていくべき責任をすべての社員が正しく理解し、日々の行動の中でそれを実現できるよう、企業理念の中核概念である「豊かさを担う責任」を「ITOCHU Mission」と位置付け、社員一人ひとりがそれを果たしていくために大切にすべき5つの価値観を新たに「ITOCHU Values」としました。更に、

「ITOCHU Values」の実現に向けて社員が主体的に行動するために「5 self-tests」を策定し、社員一人ひとりが5つの価値観に照らしあわせて日々の行動を検証しています。

## ITOCHU Mission Committed to the Global Good

豊かさを担う責任



伊藤忠グループは、  
個人と社会を大切にし、  
未来に向かって豊かさを担う  
責任を果たしていきます。

## ITOCHU Values & 5 self-tests



先見性 Visionary

私は、より良い未来を創るために、  
周囲の意欲を高めて一緒に前進しているか？



誠実 Integrity

私は、その仕事に自分がかかわっていると胸を張って言えるか？



多様性 Diversity

私は、最高の成果を生み出すために、  
様々な人の多様な視点や能力を活かしているか？



情熱 Passion

私は、責任感をもって、熱い思いで取り組んでいるか？



挑戦 Challenge

私は、積極的に新しいことに取り組んだり、  
新しい発想で解決を試みているか？

## CSRに関する基本方針と推進体制

### 伊藤忠商事のCSR推進の考え方

伊藤忠商事では、企業理念である「豊かさを担う責任」のもと、本業を通じて社会的責任を果たすことが重要であると考えています。CSRを組織的・体系的に着実に実行するために、全社方針としてのCSR推進基本方針を定め、各組織においてCSRアクションプランを策定し、CSRを推進しています。

また、さまざまなステークホルダーとの対話を図ることによって当社に対する社会の期待や要請を把握し、それらをCSR推進に活かしています。

### CSR推進基本方針

#### 「Brand-new Deal 2014」CSR推進基本方針

1. 現場主義を通じたステークホルダーとのコミュニケーションの強化
2. 社会的課題の解決に資するビジネスの推進
3. 環境・人権に配慮し、持続可能な資源利用に繋がるサプライチェーンマネジメントの強化
4. CSR・環境保全に関する教育・啓発
5. 地域・国際社会への参画と発展への貢献

伊藤忠商事では経営計画策定のタイミングにあわせてCSR推進基本方針を定めており、経営計画と連動したCSRをグローバルに推進しています。

2013～2014年度の中期経営計画「Brand-new Deal 2014」の期間中のCSR推進基本方針は、持続可能な資源の利用を、サプライチェーンマネジメントを通じてさらに推進していくことを目指し、以下の通り改訂しました。

#### 1. 現場主義を通じたステークホルダーとのコミュニケーション強化

各カンパニー等のビジネスの現場において、一人ひとりの社員が対峙するステークホルダーとのより一層のコミュニケーションを通じて、ステークホルダーのニーズの把握に努め、それらをビジネスや業務に活かし反映させていくことを目指します。

#### 2. 社会的課題の解決に資するビジネスの推進

持続可能な社会はビジネスを継続させるためにも必要不可欠です。自らのビジネスを継続させるためにも、気候変動や人権問題といった社会的課題の解決に、企業は貢献すべきであり、ビジネスを通じて社会のためにできることをやっていかなければなりません。当社は、社会のニーズに応えるビジネスを通じて社会的課題の解決に貢献することを目指します。

#### 3. 環境・人権に配慮し、持続可能な資源利用に繋がるサプライチェーンマネジメントの強化

当社のビジネスは自然界のあらゆる資源（水、大気、森林、食糧、鉱物、化石燃料等）の消費と密接にかかわっています。各現場において、取扱商品のサプライチェーン上の自然資源の利用状況について把握し、長期的な事業戦略に落とし込むこと、また一つ一つのサプライチェーンにおいて、人権・労働、環境等の問題が起きないように予防することが、ビジネス自体の持続可能性に直結しています。2009年4月に策定した「伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針」に基づいて、サプライヤーに対して人権・労働及び環境保全等についての調査を毎年実施し、当社の考え方に対する理解と実践を求めています。

#### 4. CSR・環境保全に関する教育・啓発

「CSRを体現するのは社員一人ひとり」であることから全社員が伊藤忠グループとして行うべきCSRを正しく理解していることが必要です。このため、さまざまな研修などを通してCSRや環境保全に関する教育を実施する、各組織ではCSRアクションプランについての活発な議論などによりCSRマインドの浸透を図っていきます。

#### 5. 地域・国際社会への参画と発展への貢献

当社は、当社が拠点を置く地域社会の一員であり、また同時に国際社会の一員です。よって、自らがその一員として地域社会や国際社会に積極的に参画し、またその発展に貢献していくことを目指します。当社が、事業展開している地域の社会的課題を把握し、本業と社会貢献活動の両面から地域の中長期的な発展に貢献していきます。

## CSRアクションプランによるCSR推進

伊藤忠商事では、多岐にわたる事業を6つのディビジョンカンパニーで展開しています。本業におけるCSRを着実に推進するために、それぞれの事業分野において重要なCSR課題をカンパニーごとに自ら抽出した「CSRアクションプラン」を策定し、PDCAサイクルシステムに則ってCSRを推進しています。

実際の計画の策定にあたっては、各カンパニーの経営企画部長及びCSR推進担当者のリードのもと、営業部署が主体となってCSRアクションプランを策定し、計画を実行しています。

また、総本社機能部、国内支社・支店、海外拠点などの組織ごとに、それぞれのビジネスや機能に沿ったCSRアクションプランを策定し、同様に実行しています。社員一人ひとりがそれらを理解したうえで、各自の職務において着実に実践することをCSR推進の要としています。

## 伊藤忠商事のCSR推進体制



CSRマネジメント体制図

伊藤忠商事では、より一層のステークホルダーとのコミュニケーション強化を目指し、広報部CSR・地球環境室が全社CSR推進のための施策などを企画・立案し、「CSR委員会」で議論・検討しています。また、各ディビジョンカンパニーと機能部のメンバーによる「CSRタスクフォース」を組成し、レポートの制作及びCSR推進施策について議論しています。

## CSR上の重要課題

伊藤忠商事は、「CSRアクションプラン」をもとに、自社の持続可能な事業活動に不可欠な4つのCSR上の重要課題を選定しました。当社では、「CSR推進基本方針」のもと、事業活動を通じてこれらの課題の解決に注力していきます。

1. 気候変動
2. 持続可能な資源の利用
3. 人権の尊重・配慮
4. 地域社会への貢献

これらの重要課題は当社の事業戦略やGlobal Reporting Initiative 4.0、IIRCのフレームワーク等の国際的なガイドラインに基づき、継続して検証・補完を行い、長期的な視点で、事業活動を通じたCSRの推進に活かしていきます。

※ 具体的な取組みの一部は、プレオーガニックコットンプログラム(P15-16)、サプライチェーン・ルポルタージュプロジェクト(P17-19)でご紹介しています。

## 事業投資・サプライチェーンにおける社会・環境影響評価

当社では、新規事業投資先及びサプライヤーについて、社会・環境面での影響評価を行っています。

新規事業投資先については、「投資等にかかわるCSR・環境チェックリスト」を使用して、事前の実態及び課題を認識して、投資判断に役立てています。2012年度末に、このチェックリストをISO26000の7つの中核主題に照らして改訂を行い、2013年度から運用を開始しています。

サプライヤーについても、「伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針」に則り、サプライヤーの社会・環境側面の実態を把握に努めています。特に人権・労働側面について力点を置いたサプライヤー調査を毎年約400社に対して実施しています。

関連ページ: サプライチェーンにおけるCSR(P51-53)



## ステークホルダーとの関わり

### 伊藤忠グループのステークホルダー

「伊藤忠商事はステークホルダーとの対話によってCSRを進めます。」

伊藤忠商事は、世界規模で展開する多様な事業活動において、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーとの対話を重視しています。これらを通じて業界や地域社会の当社に対する期待や懸念を認識、事業活動へ反映し、社会的課題の解決に向けて、CSR活動を推進しています。

株主・投資家の皆様には、伊藤忠グループが良き企業市民として進むべき方向を決定いただくために、過不足のない情報を適宜提供するように努めます。

伊藤忠グループが取扱う商品・サービスの社会・環境影響を考えると、サプライヤーとの協働が必要不可欠です。サプライヤーとともに社会・環境への配慮に努めます。

顧客の要望を把握し、常に高品質で安全・安心な商品・サービスを提供することや、商品に関する透明性の高い情報提供に努めます。更に、社会に貢献する商品やビジネスの展開、共同開発などでの連携を深めることにより、顧客の発展とともに、持続可能な社会の構築に貢献します。



※項目をクリックすると該当ページに遷移します。

社員は総合商社の事業活動において重要な財産です。多様な社員が「働きがい」「やる気、やりがい」を持って能力を存分に発揮できる職場環境の整備と人事制度の充実に取組んでいます。

伊藤忠グループは世界各地でさまざまな事業活動を行っています。各拠点において良き企業市民として地域社会との共生を図るため、コミュニケーションを大切に、地域の発展に貢献します。

商品やサービスの最終的な利用者は世界中の生活者（消費者）です。常に消費者の満足を考え、安全・安心な商品・サービスを提供していくことで、消費者の生活をより豊かにすることに努めます。

※ 上図の他にも、NGO・NPO、金融機関、行政官庁、マスコミ、次世代など伊藤忠グループにとって重要なステークホルダーは数多く存在しています

### 社外からの評価

伊藤忠商事は、社会的課題の解決に資するビジネスをCSR推進基本方針に掲げています。2012年8月には繊維カンパニーで展開するインドのプレオーガニックコットンプログラムが、国連開発計画（UnDp）が主導する、商業活動と持続可能な開発を実現するビジネスを促進する世界的なイニシアティブ（取組み）である、「ビジネス行動要請（BCtA）」に定める取組みとして高く評価され承認されました。また、社会的責任投資（SRI）の分野では、2012年7月、商社ビジネスを通じ、自然エネルギー分野に取組んでいること等が評価され、東京証券取引所グループ（現 東京証券取引所）より、ESG銘柄に関する優れた企業の1社として選定されました。また、2013年2月にSRIのための調査・投資助言等を行う㈱インテグレックスが選出する「誠実な企業」賞2013の優秀賞を受賞しました。「三方よし」の精神を土台に、世界中の社員が、山積する社会的課題に対して技術や資金を使っていかにアプローチしていくかを考える環境づくりが評価されました。

## 国連グローバル・コンパクト

### 国連グローバル・コンパクトへの参加について

伊藤忠商事は、2009年4月、国際社会において持続可能な成長を実現するための世界的な取組である国連グローバル・コンパクトに参加しました。グローバル・コンパクトが掲げる「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」からなる10原則に則り、当社の企業理念である「豊かさを担う責任」を果たしていきます。



### 国連グローバル・コンパクト10原則

|      |                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人権   | <p>企業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則1 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、</li> <li>■ 原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。</li> </ul>                                                                       |
| 労働   | <p>企業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則3 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、</li> <li>■ 原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、</li> <li>■ 原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、</li> <li>■ 原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。</li> </ul> |
| 環境   | <p>企業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則7 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、</li> <li>■ 原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、</li> <li>■ 原則9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。</li> </ul>                               |
| 腐敗防止 | <p>企業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則10 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。</li> </ul>                                                                                                      |

### グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワークでの活動について

伊藤忠商事は、国連グローバル・コンパクトの日本のローカル・ネットワークである「グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク」(GC-JN)の理事会員企業としても積極的に活動に参画しています。

GC-JNでは、他社の実践や学識経験者から学び、CSRの考え方や取り組みについての議論・情報交換を行うテーマ別の分科会活動を行っています。2012年度、当社は、ヒューマンライツ、ISO26000、環境経営、SRI、震災復興支援、BOPビジネス・ソーシャルビジネスの各分科会に参加しました。

特に、ヒューマンライツ分科会においては、共同幹事を務め、ビジネスにおける人権の問題が国際的に注目を集める中、国内企業の人権に対する認識向上を目指し、参加企業同士での学習・議論を推進、積極的な役割を果たしました。

また、2012年12月4日に開催された「2012年度 GC-JNシンポジウム ～持続可能な開発と人権～」では、パネルディスカッションにパネリストとして参加し、CSRと人権の議論に参画しました。

## 伊藤忠商事のISO26000中核主題への取組み

伊藤忠商事は国際社会の一員として、社会の期待や懸念を企業活動に反映し、社会的課題の解決に資する事業の展開等を通じて持続可能な社会への貢献を目指しています。本レポートでは社会的責任に関する国際規格であるISO26000の枠組みを活用し、7つの中核主題に沿って基本的な考え方や取組体制、2012年度の主なトピックスを報告しています。

| 基本的な考え方                                                                                                                                                                                                                    | 主なトピックス                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>組織統治</b>                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>「豊かさを担う責任」の企業理念の下、事業活動が与える社会・環境への影響をよく認識することが大切だと考えています。CSR上の重要課題の設定と事業分野ごとのCSRアクションプランを通して、PDCAサイクルに則り持続可能な社会の実現に貢献する体制を構築しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「CSR推進基本方針」の改訂 P5</li> <li>・「CSRアクションプラン」に基づく4つの重要課題の選定 P6</li> <li>・「投資等に関わるCSR・環境チェックリスト」の改訂 P7</li> </ul>                                                                                 |
| <b>人権（グローバル・コンパクト原則1～6）</b> P11                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>グローバルに事業活動を展開する企業として、ビジネスと人権の関わりを重要と考え、サプライチェーンや投資先にもその考えを反映しています。また、社員が各々の能力を最大限に発揮できるよう、人権と個性を尊重しています。</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外サプライヤー 430社のCSR実態調査を実施 P53</li> <li>・伊藤忠マレーシアで人権セミナーを実施 P38</li> <li>・401名が人権に関する社内研修に参加 P12</li> <li>・インドの綿花農家への支援が国際社会から評価 P15</li> </ul>                                                |
| <b>労働慣行（グローバル・コンパクト原則3～6）</b> P54                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>真のプロフェッショナルとしてグローバルに活躍できる人材の育成・強化、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる体制を整備しています。また、世界のさまざまな地域で事業活動を支える社員や家族が、安全かつ健康な生活がおくれるよう、体制を構築しています。</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合商社初となる女性執行役員の誕生（2013年4月） P59</li> <li>・異業種 Women's Forumの開催 P59</li> <li>・育児休業開始後5日を有給化 P61</li> <li>・介護短時間勤務取得可能期間の延長 P61</li> </ul>                                                      |
| <b>環境（グローバル・コンパクト原則7～9）</b> P89                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>事業活動が地球環境に与える影響を把握し、攻め（環境保全型ビジネスの推進）と守り（汚染の未然防止）の両面から取組んでいます。特に攻めの分野では、持続可能な資源の利用や気候変動への適応、生物多様性の保全などのテーマに多角的なビジネスを展開しています。</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001の認証更新 P92</li> <li>・グループ会社9社に環境実態調査を実施 P94</li> <li>・6,265名が伊藤忠グループ向け環境関連セミナーに参加 P98</li> <li>・第三者によるリチウムイオン電池のサプライチェーン視察 P17</li> </ul>                                             |
| <b>公正な事業慣行（グローバル・コンパクト原則3～10）</b> P49                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>法令や国際ルールに則った事業活動を行うのはもちろんのこと、業界慣行に安住することなく、社員一人ひとりが誠実に、高い倫理観を持って日々の職務に当たることができるよう、コンプライアンス推進体制を整備しモニター・レビュー等を通じて継続的な改善を図っています。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社及びグループ企業向けコンプライアンス巡回研修 P49</li> <li>・不正利益供与禁止規程等の改訂及びモニタリングレビュー P49</li> <li>・独禁法マニュアルの改訂及びモニタリングレビュー P50</li> </ul>                                                                       |
| <b>消費者課題</b>                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを取扱う伊藤忠商事は、製品の安全・品質の確保や環境保全に資する製品の開発、持続可能な消費に繋がる意識の啓発など消費者の生活の質の向上に資する活動を行っています。</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外食品サプライヤー定期訪問監査（115社に延べ175回） P33</li> <li>・生活者参加型の環境保全プラットフォームの推進 P21</li> <li>・MOTTAINAIを通じた子ども環境保全意識の向上（約3万人） P77</li> </ul>                                                              |
| <b>コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</b> P68                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                      |
|  <p>伊藤忠商事が事業を展開するそれぞれの地域で、自らがコミュニティの一員であるとの認識のもと、事業活動の関わる範囲にとどまらず、コミュニティに積極的に参加し、事業活動と社会貢献活動の両面からその地域の持続的な発展にも貢献することを目指しています。</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品加工メーカー 14社と「アフリカ食料開発研究会」発足 P32</li> <li>・国際医療交流施設の建設資金5億円の寄付 P74</li> <li>・伊藤忠記念財団による子ども文庫助成と電子図書普及事業 P77</li> <li>・東日本大震災復興支援（社員ボランティア派遣等累計216名） P69</li> <li>・各海外店による地域貢献 P37</li> </ul> |

## 人権の尊重

### 人権の尊重に関する方針

伊藤忠グループは、企業理念としてITOCHU Mission「豊かさを担う責任」を掲げています。この「豊かさ」とは、物質的にだけでなく、精神的にも満足している幸福感を意味しており、世界各地で多様な業務を展開する伊藤忠商事は、Society（社会）の豊かさとともに、Individual（個人）の豊かさを担い、人権と個性を尊重しています。

また企業理念では、「豊かさを担う責任」を果たすために大切にすべき5つの価値観をITOCHU Valuesとし、そのひとつとして「多様性（Diversity）」を掲げて、一人ひとりの人権と個性を大事にしています。

こうした考えに基づき、伊藤忠商事は国連が1948年にすべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として採択した世界人権宣言を支持し、この宣言などに基づく国連グローバル・コンパクトに2009年から参加しています。

また、就業規則においては、「人権の擁護違反」「セクシュアルハラスメント」を禁止行為として明確に定めるとともに、その行為者に対しては懲戒する旨を定めています。

#### 伊藤忠グループ企業理念・企業行動基準 小冊子 <抜粋>

##### ■人権と個性を尊重する

私たちは、一人ひとりの人権と個性を大切にしています。性別、人種、宗教、立場などにかかわらず、相手に敬意を示し、耳を傾けています。相手の嫌がることを話題にしたり、差別、ハラスメントを行いません。また労働基本権を尊重し、強制労働・児童労働を排除します。

#### 国連グローバル・コンパクト <抜粋>

##### 人権 企業は

- 原則1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
- 原則2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

### 人権の尊重に関する社内教育啓発

世界で多様な事業を展開しサプライチェーン上の重要な役割を担う総合商社として、企業と人権問題に関する最新の動向などを知りビジネスに活かすことを目的として、地域ごとに「ビジネスと人権」について啓発活動を行っています。

#### ■伊藤忠マレーシア:ビジネスと人権について学ぶ

伊藤忠マレーシアでは、2013年1月、LNY ManagementよりCSR・品質・環境管理分野の専門家を講師にお招きし、支店内の全社員が参加して人権セミナーを開催しました。

人権の理解度を図るクイズや、児童労働の実態についてのネット動画の視聴なども活用したセミナーでは、人権の本質についての講演とともに、企業による人権侵害の実例を題材にディスカッションも行い、人権問題とビジネスの関わりについて学ぶ貴重な機会となりました。詳細はP38をご覧ください。



## ■ 社内各種研修での教育啓発

社内の各種研修において、企業活動と人権の関わりについての啓発を行っています。新入社員研修では伊藤忠パーソンとして持つべき人権を尊重するマインドを習得するための研修や、組織長等に向けた社内研修では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの問題を取り上げ、人権に関する理解の徹底を図っています。また、海外赴任前研修においてはサプライチェーン上の人権への配慮について取り上げ、各地域での意識の啓発に努めています。2012年度の人権に関する研修には401名が参加しました。

### 2012年度人権に関する研修実績

|         | 参加人数 |
|---------|------|
| 新入社員研修  | 124名 |
| 新任課長研修  | 57名  |
| 海外赴任前研修 | 220名 |

## ■ 24時間体制の社員相談窓口の設置

### ■ 社員相談窓口・ホットライン

社員が個々に抱える悩みや相談に対応する社員相談窓口「7830(ナヤミゼロ)」を設置、イントラネットに「人事Help Guide Book」を掲載して相談窓口について広く社員に周知し、社員が相談できる体制を整えています。また、社外へのホットラインも開設しています。

### ■ キャリアカウンセリング室

当社では、「キャリアカウンセリング室」を、他社に先駆けていち早く設置し、個人のキャリアに関する相談のみならず、職場風土、人間関係、処遇、ハラスメントなどに関する相談を、電話・FAX・e-mail・郵便などで受け付け、専任の室員が対応しています。



イントラネット上の「人事Help Guide Book」

## ■ 各種発行物を通しての啓発活動

全社員に配布しているさまざまな発行物等を通して、職場における人権侵害が起きないように人権啓発に努めています。

- 伊藤忠グループ企業理念・企業行動基準を全社員に解説する小冊子において、人権の尊重に関する基本的な考え方を伝えています。
- コンプライアンスハンドブックでは「人権の尊重」や「パワハラ・アルハラ」のページを設け、具体的な事例を挙げて、職場における人権侵害が起きないように呼びかけています。
- 常時携帯できるサイズのマナーカードには、ハラスメントの厳禁などのルールを記載しています。

## ■ 公正な採用の実施

当社では人物本位の採用を実施しており、年齢・性別・国籍等にとらわれない公平・公正な採用を実施しています。また、公正採用選考人権啓発推進員の選任及び届け出を行い、公正な採用選考システムを確立しています。

## サプライチェーンにおける人権

サプライチェーンにおける人権・労働への配慮は、グローバルに取引を展開する企業にとって重要なCSR課題のひとつです。

当社では、ディビジョンカンパニーごとにサプライヤーの実態調査を行っており、サプライヤーが強制労働・児童労働・非人道的な扱いを行っていないかチェックしています。

サプライチェーンにおける実態調査についてはP53をご覧ください。

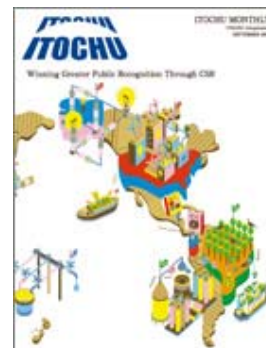
## CSRの社内浸透

### CSR社員アンケートと確認テスト

CSRの社内浸透と意識調査を目的としたオンラインでの「CSR社員アンケート」と確認テストを毎年実施しています。

2012年度は、前年度に引き続き、社内報「ITOCHU Monthly」(日・英・中で発行)にてCSRの特集記事を掲載し、この記事に関するアンケートも行いました。その際、社内報に掲載したISO26000や人権などのCSRの知識に関する確認テストも同時に行いました。

本アンケートとテストは世界中の伊藤忠社員が対象となっており、単体社員と海外ブロック社員あわせて対象者6,818人のうち、5,819人、85.4%の社員が実施しました。



アンケート結果の中で、毎年定点観測として質問している『伊藤忠商事として取り組むべきCSR課題』については、「社会的課題の解決に資するビジネスの推進」が3年連続でトップとなっており、またその比率も40.8%⇒48.3%⇒54.8%と年々伸びています。これは、伊藤忠商事のCSR推進の基本的な考え方である「本業を通じて持続可能な社会の構築に貢献する」が現場により広く浸透してきたことの表れと分析しています。今後も、社員の声をCSR推進に反映しつつ、本業を通じたCSRを推進していきます。

#### ■ CSR社員アンケート・確認テスト2012実施状況

|      | 単体社員   | 海外ブロック社員 | 合計     |
|------|--------|----------|--------|
| 対象者数 | 4,875人 | 1,943人   | 6,818人 |
| 回答者数 | 4,526人 | 1,293人   | 5,819人 |
| 回答率  | 92.8%  | 66.6%    | 85.4%  |

#### ＜アンケート結果抜粋＞伊藤忠商事として取り組むべきCSR課題トップ3 過去3年間の推移

|   | 2012年度                        | 2011年度                         | 2010年度                         |
|---|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 社会的課題の解決に資する<br>ビジネスの推進 54.8% | 社会的課題の解決に資する<br>ビジネスの推進 48.3%  | 社会的課題の解決に資する<br>ビジネスの推進 40.8%  |
| 2 | 従業員との関わり 45.7%                | 透明性のあるコーポレート<br>ガバナンスの体制 40.5% | 透明性のあるコーポレート<br>ガバナンスの体制 37.9% |
| 3 | 資源枯渇対策 40.2%                  | 従業員との関わり 36.4%                 | 従業員との関わり 37.1%                 |

### 社内CSRセミナー

さまざまなCSR課題に関して社外の方の見識や意見を取り入れるため、「社内CSRセミナー」を継続的に開催しています。

#### ■ 社内CSRセミナー「現場目線のソーシャルビジネス」を開催

2013年2月14日に第8回社内CSRセミナー「現場目線のソーシャルビジネス」が東京本社で開催され、伊藤忠商事及びグループ会社の社員約180名が参加しました。

今回のセミナーは三部構成となっており第一部ではソーシャルイノベーションを提唱される一橋大学の米倉誠一郎教授にソーシャルビジネスを取り巻く世界の状況についてご講演を頂きました。

また、第二部の事例紹介では、社内からは繊維カンパニーの繊維原料課の大室課長にインドのプレオガーニックコットンプログラムを、社外からは味の素様にご協力を頂き、中尾CSR部専任部長にガーナにおける栄養改善プロジェクトをそれぞれご紹介いただきました。

第三部では米倉教授がファシリテーターとなり、各プロジェクトの関係者が参加するパネルディスカッションで、事業のスピード感やリスクの取り方、社会性と事業性のバランスなど多岐にわたるテーマでのディスカッションが展開されました。

参加した社員からは「難しいと言わずに現状を打破するイノベーションを起こしてこそ社会的に意義があると実感した」、社内外の事例を通じて「自分もこのようなビジネスに携わっていきたい」などのコメントが寄せられました。

今後も伊藤忠商事CSRの基本的な考え方である「事業活動を通じた社会への貢献」をより実践的なものにするために、啓発の機会をさらに充実してまいります。



一橋大学 米倉教授による基調講演



味の素 中尾CSR専任部長による事例紹介



パネルディスカッションの様子

#### ■ 過去の社内CSRセミナー

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 第1回 | 人権・労働問題について                      |
| 第2回 | 地球温暖化と総合商社のビジネス                  |
| 第3回 | 日本におけるITの社会的影響と役割を考える            |
| 第4回 | 食品の流通上のロスとリサイクル                  |
| 第5回 | 生物多様性と企業の取組について                  |
| 第6回 | プロジェクトファイナンスにおける環境社会リスク評価手続きに関して |
| 第7回 | 商社のビジネスと人権                       |
| 第8回 | 現場目線のソーシャルビジネス                   |

サプライチェーンを通じ、インドの綿花農家の課題解決を目指す

## プレオーガニックコットンプログラム

1960年代の緑の革命以来、インドでは遺伝子組み換え種子とそれに適応する農薬が多量に使われてきました。その結果、貧困層が多い綿花農家にとって農薬の購入及び使用が経済面や健康面で大きな負担となっています。この状況を、ビジネスを通じて改善していくことを目指し、2008年にプレオーガニックコットンプログラムを開始しました。年々拡大している取引量やプログラムに参加する農家の状況等を報告します。



### プレオーガニックコットンプログラムとは

プレオーガニックコットン（以下POC）プログラムは、2008年から伊藤忠商事と（株）クルックが共同で実施する「インドのコットン農家のオーガニック栽培への移行を支援するプログラム」です。3年の移行期間に、有機農法の指導やオーガニック認証の取得サポートを行い、プレミアムを付けて買い取り保証することで、農薬や化学肥料による環境・健康への被害、農家の経済的負担を軽減することを目的としています。

### POC取引量の拡大

2008年のプログラム開始からこれまでに2,346世帯の農家に参加し、うち1,184世帯がオーガニックの認証を取得しました。また綿花の取引量は、アパレルメーカーや自然化粧品メーカーなど40社を超える製品に導入され、2012年に1,000トンに達しており、2013年には大手客先との取組みがPOCの売上と市場拡大を牽引し、取引量1,500トンが見込まれています。今後は欧米市場など海外にも拡大し、2017年には取引量10,000トン、取扱高50億円規模を目指しています。POCの継続的な取引量の拡大により、インドの

オーガニック栽培農家数の増加実現を通じ、より多くの綿花生産者の生活環境の向上を目指します。

|       | 綿花数量     | 関連商品売上合計 |
|-------|----------|----------|
| 2012年 | 1,000トン  | 3億円      |
| 2015年 | 5,000トン  | 23億円     |
| 2017年 | 10,000トン | 50億円     |

### BCtAに承認

POCはミレニアム開発目標（MDGs）\*にも貢献することから、2012年、国連開発計画（UNDP）が主導する、商業活動と持続可能な開発を実現するビジネスを促進する世界的なイニシアティブ（取組み）である、「ビジネス行動要請（BCtA）」に定める取組みとして高く評価され承認されました。この承認により、開発途上国の人々をサプライチェーンに取り入れるインクルーシブビジネスの日本発の成功事例として、POCプログラムの国際的な認知度が向上しました。

BUSINESS  
CALL TO  
ACTION

\* ミレニアム開発目標（MDGs）：極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに国際社会が達成すべき8つの開発課題

### POC採用企業様の声

#### エコや社会貢献をビジネスに繋げる

エコや社会貢献に対する意識の高まりから、風力発電を使った紡績での商品は2013年のマーケットに合致する企画になると思い、2012年4月には伊藤忠商事の担当者と共にインドに飛び、POCの農家や風力発電の様子を確認させていただきました。2013年3月末から婦人、紳士、子どものカジュアルウェアを、4月からは肌着も販売を開始しています。2013年は100万枚の販売計画で、来年は更に拡大を計画しています。



北出 耕三氏

（株）イトーヨーカ堂  
衣料事業部  
SPA推進室総括マネジャー



2012年12月にインドのPOCプログラムに参加する農家の状況を調査した法政大学 吉田秀美准教授の現地調査報告です。



吉田 秀美氏（左から3番目）

法政大学大学院公共政策研究科准教授

最近の研究テーマは企業のCSR活動やソーシャルビジネスを通じた貧困削減

POCプログラムは、インドの農家の生計向上や生活改善に向けたユニークな取組事例として、国際協力の観点からも評価されている。開発途上国の農村支援に商社が関与することの第1の強みは、ODAプロジェクトのように実施期間限定の予算にしばられていないので、ビジネスと開発の両立が成立する限りは活動を継続していける可能性が高いこと。第2に大口の顧客との取引関係を活かして販売規模を拡大できるので、今後もより多くの農家を支援していける可能性が高いことが挙げられる。一方で、現場の農民からはどのように見られているのだろうか。2012年12月にインド人リサーチャーの協力を得て現地調査を行った。

プログラム開始当初からの活動地であるマディヤ・プラデシュ州では有機農法を推進するラジエコファームがPOCプログラムの技術普及や綿花の買い上げを担当している。フィールドスタッフが各村を回って参加希望者を募り、在来種の種子の無料配布や、牛糞や薬草を使った肥料・殺虫剤作りの技術指導、認証団体から有機認証を受けるための支援も行っている。調査では、POC参加農家120世帯及び近隣の非参加農家60世帯を対象に、収入や支出、生活の変化などを聞き取りした。この結果、(1) POCに参加した農家は綿花の生産財（農薬・肥料・種子）への支出を大きく減らしている、(2) 余剰資金は住宅の改善や子どもの教育、債務の返済に回されている、(3) 半数以上の参加者が健康状態

（特に皮膚のかゆみなど）の改善を実感している、といった点が定量的にも明らかになった。

また、参加者からは「有機栽培はすべての作物の収量が上がる」という声が聞かれた。一般的に聞かれる「収量減や作業量の増加」などのデメリットを挙げた回答者はほとんどいなかった（おそらく、在来農法に関する知識や技術が不十分で、もともとの収量自体が低かったところへ、適切な有機農法が持ち込まれたために、このような回答が得られたのだろう）。

以上に紹介したPOCの効果は、インドの社会問題解決に一石を投じる事例として高く評価できるだろう。インドの貧困問題の象徴ともいえるのが、借金を苦にした綿栽培農家の自殺問題なのである。遺伝子組み換え種の種子や肥料・農薬を購入するために高利貸しから借金したものの、天候不順などの不作で借金が返せなくなり自殺に至る件が少ない。POCプログラムでは、無料配布する種が在来種で自家採種したものが翌年も発芽するため、種子購入費や農薬購入費がかからず、肥料についても牛糞などを地域で入手するので化学肥料よりも安くなる。POCプログラムは近代的な農業技術の導入による緑の革命とは逆を行くものだが、それが確実に農民の生計の安定に繋がっている点を強調したい。

#### POCプログラムに参加した理由 上位5件

（回答数116名。選択肢から3つまでの複数回答。）

| 主な参加理由        | 回答数 | 割合    |
|---------------|-----|-------|
| 農薬・肥料が購入不要になる | 85  | 73.3% |
| 種子の無料配布       | 57  | 49.1% |
| 有機栽培の研修       | 47  | 40.5% |
| 生産コスト削減       | 42  | 36.2% |
| すべての作物の収量が上がる | 32  | 27.6% |

#### 健康状態の改善（回答者数116）

|      | 体調全般  | 咳     | 頭痛    | 目まい   | 目の状態 | 皮膚の状態 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 改善した | 41    | 21    | 25    | 21    | 9    | 63    |
| 割合   | 35.3% | 18.1% | 21.6% | 18.1% | 7.8% | 54.3% |

#### POCプログラム担当者より

##### インド農家と消費者を繋げる

伊藤忠商事がPOCプログラムを開始して5年が経過しました。POCプログラムへ参加する農家数は着実に増加しているものの、未だに数多くの農家が貧困による負のスパイラルから抜け出すことができていません。POCプログラムは生産者であるインド農家と消費者を「繋げる」活動です。製品を通じて日本や欧米諸国の消費地で、世界が抱える貧困問題への「気付き」が生まれ、社会に「変化」をもたらすことが、繊維原料トレードで長年の実績とプラットフォームを有する我々の社会への責任と受け止め、本プログラムを推進していきます。



大室 良磨

ファッションアパレル  
第三部繊維原料課長

# リチウムイオン二次電池ができるまで

取扱商品ごとのサプライチェーン全体像を報告する『サプライチェーン・ルポルタージュ・プロジェクト』。第5回目を迎える今年は、再生可能クリーンエネルギー社会の実現に大きな役割を担うリチウムイオン電池（以下、LiB）を取り上げます。伊藤忠商事は、グループ会社と協力し、マーケティング・技術開発力や原材料調達・物流機能等を結集し、LiBがより身近な製品となるようサプライチェーン構築に力を入れています。

現地報告：宮田 秀明（みやたひであき）

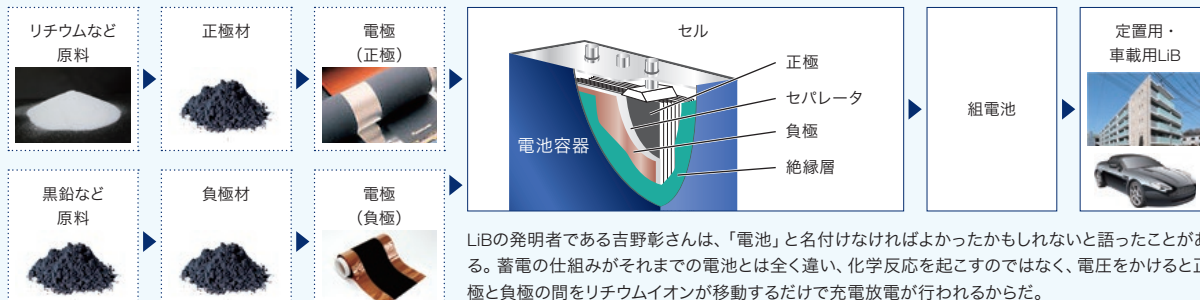
社会システムデザイン株式会社 代表取締役社長  
東京大学名誉教授  
一般社団法人二次電池社会システム研究会  
代表理事  
一般社団法人東日本未来都市研究会  
代表理事



ファミリーマート「つくば研究学園店」で2010～12年に実施した実証実験。太陽光発電エネルギーを蓄電し、電気自動車の急速充電を実現した。

1991年に日本のメーカーによって製品化された電子機器用の小型LiBは、今や完全にコモディティ化した。「電気は貯蔵できる」というパラダイムシフトは、定置用・車載用の大型LiBによって、より大きな規模で世の中を変え、ビジネスを変えようとしている。伊藤忠グループのこの問題への取組みについて、現場を追ってみた。

### 定置用・車載用リチウムイオン電池（LiB）の製造の流れ



## 原料

### リチウム資源開発

現在リチウムは、世界の約7割のシェアを南米の塩湖で生産する既存メーカー3社が占めている。米国カリフォルニア州のSymbol Materials社（以下、SIM社）では、地熱発電所の使用済み地熱かん水に含まれるリチウムを回収し製品化する、世界初の画期的な製造方法を独自に開発しており、既に実証試験にも成功している。SIM社の天候の影響

を受けない世界唯一の製法は、南米の天日乾燥工程と比べ増設が容易なので、生産能力を拡張することでコスト競争力を一層高めることができるという。

2010年6月、伊藤忠商事はSIM社に出資し、LiBの主要部材である正極材や電解液に含まれる電解質、その他工業製品向けに、リチウム化合物の供給を目指している。

## 材料

### 正極材の製造

取材先：戸田工業㈱（以下、戸田工業）\*

正極材に使われる材料はリチウム以外にマンガン、コバルト、ニッケルなどがあり、このうちどの原料を組み合わせる正極材とするかが、電池の性能、寿命を決める。だから正極材の設計と製造はLiBの製造の中心的部分といっても

いいくらいだ。正極材の製造過程は溶解・反応・乾燥・混合・焼成・粉砕なのだが、この過程での異物混入は、製品の寿命や安全性に致命的な影響を与えるので、絶対に避けなくてはならない。よって、電磁石などで鉄分混入の可能性を高精度でチェックするなど、工場は食品工場のよう

## Column：クリーンエネルギーに期待される未来！

エネルギー供給の最適化のためには、用途別には勿論のこと、地域ごとにインフラ整備状況、国土面積、化石燃料・クリーン資源へのアクセス事情が異なるので、個別対応が必要とされる。例えば米国は国土が広くインフラが老朽化しており、周波数調整などが供給の最適化に貢献する一方、国土は広いが経済発展にインフラが追いつかないロシアでは、分散型の電源が短期的に貢献する。

その上、クリーンエネルギーの普及のためには、化石燃料と戦えるコスト競争力が必要である。米国の電気料金は州により異なるが、極めて安価である。米国のベンチャー企業、大手企業が大胆なコスト削減技術にしのぎを削っている。

クリーンエネルギーと蓄電技術の応用が実使用に耐えうることは過去10年で証明された。普及は遅れているが、2018年には、1兆円規模の産業になるものとPike Research社は予測している。今後10年で、クリーンエネルギーが主要エネルギーとなり、平和に貢献することが期待されている。

### 太田 直樹氏

24M Technologies, Inc.のCTO  
(MIT発のベンチャー会社)  
元Ener1/EnerDel, Inc.のCTO



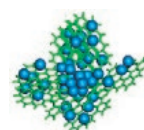
リチウムをはじめとする正極材の原料は、ほとんどすべてが輸入に頼っている。戸田工業のような世界トップの製造技術を、SIM社のリチウムも扱っていく伊藤忠商事の調達サプライチェーンによって強力に支えていくべきだろう。

\* 2012年12月に資本・業務提携契約を締結。伊藤忠商事の持分法適用関連会社。戸田工業と伊藤忠商事は、北米及び中国でも正極材製造販売の合併事業を展開中。



原料を混合して容器に入れ、オープンのような焼成機械にかけていく

の中にリチウムイオンがどのように収納できるかにより電池の充電容量、パワー、耐久性などの性能が変わる。



クラスター構造

負極材は見た目は黒いカーボンの粉で、製造プロセスは粒状化・熱処理・粉碎・焼成と全自動化されている。ここにはKBMJの貴重なノウハウが詰め込まれていて、クラスター構造という特殊な空間をデザインして作ることで、進化するLiBのニーズに応えるものを製造している。今後、KBMJでは豊富な経験や技術力により、ヤシガラなどの植物由来の原料から製造した負極材の発売を行い、急拡大する需要とコストダウンの要求に応えていく予定だ。

\* 2011年4月に㈱クレハと合併で設立。2012年に㈱クレハと㈱産業革新機構が株主に加わる。伊藤忠商事の持分法適用関連会社。負極材の生産に加え、電極の製造時に使われる接着剤（バインダー）の生産は業界トップシェアを持つメーカーでもある。

## 負極材の製造

取材先：㈱クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン（以下、KBMJ）\*

LiBは充電するために電圧をかけると、リチウムイオンが正極から負極へ移動する。移動先である負極材の分子構造

## 製品

### 電極の製造

ロール状に巻かれたアルミの薄い板に何十ミクロンの厚さで正極材を塗布すると正極部品ができる。同じように薄い銅板に負極材を塗布すると負極部品ができる。この段階での塗布技術を支えるのは精密な塗工機械である。



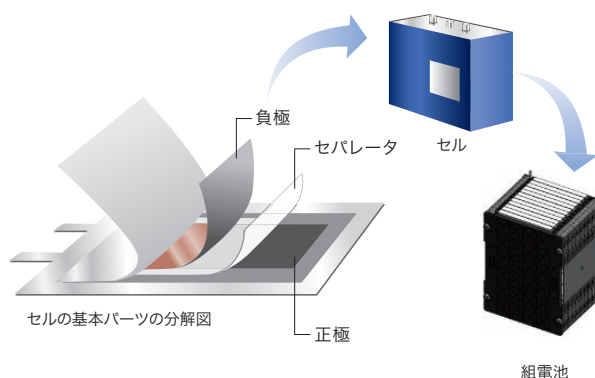
（左）負極部品／（右）伊藤忠商事の出資先である㈱ヒラノテクシード製LiB電極用塗工装置。伊藤忠商事は塗工装置をはじめLiB各種製造装置を国内外に販売している

### 組み立て

製品の大きさに切り取られた正極部品と負極部品の間にセパレータという絶縁体を挟み、電解液を注入しアルミパツ

クのように包んで封をすると、ラミネート型LiBの基本パーツが完成する。

車載用や定置用の電池は、基本パーツを何枚か並べてアルミ箱などに収めてセルを作る。一つのセルは電圧4ボルト位なので、必要な容量に合わせてセルを直列に組み合わせさせて組電池を完成させる。充放電を安全に効率よく行うために、コンピューターによる充放電管理も不可欠だ。



組電池



## 定置用リチウムイオン電池

取材先：伊藤忠都市開発(株)、伊藤忠エネクス(株)

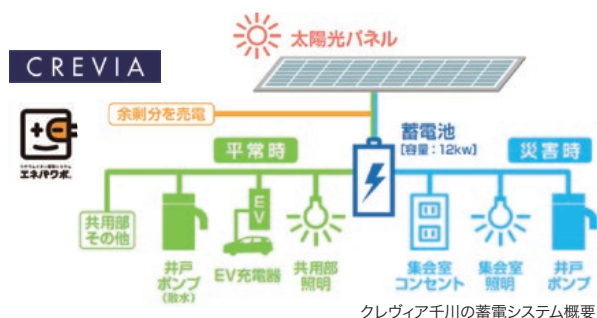
近年、新築住宅にLiBを標準装備する企業も出てきているようだが、2011年3月に完成した伊藤忠都市開発(株)のマンション「クレヴィアニ子玉川」はその一つだ。5階建



クレヴィアニ子玉川

51戸のマンションの屋上には約10KWの太陽光パネルが設置され、1階の駐車場脇には24KWhのLiBを使ったエネルギー管理システムが導入されている。ここではマンションの共用部分の電気を供給すると共に、一部を売電している。電気自動車を使ったカーシェアリングも行っており、好評だそう。

2013年1月に竣工した「クレヴィア千川」では、伊藤忠エネクス(株)の蓄電システムを導入している。停電時には、集会室の照明やコンセントに電気を供給したり、ポンプを動かして井戸水を供給するなど非常用電源として利用できる。



伊藤忠エネクスの蓄電システムは一般家庭用で、太陽光発電システムや燃料電池(エネファーム)とLiBを組み合わせることで、『創エネ』+『蓄エネ』によるエネルギーを自給自足す



蓄電池設置事例

るライフスタイルを提案し、設置事例が増えてきているようだ。

これらLiBは、伊藤忠商事が調達してきたものだ。

## 車載用リチウムイオン電池

電気自動車の開発競争では日本が先行しているが、普及はまだ助走段階で、日本での販売は年間2万台程度だ。

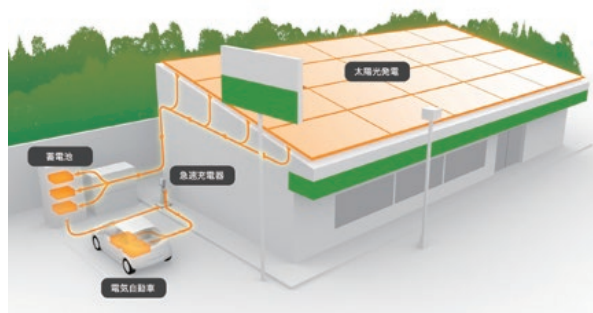
しかし、急速に進むモータリゼーションと同時に進む大気汚染の深刻化が電気自動車普及の後押しとなる中国をはじめ、近い将来、普及は急速に進むかもしれない。仮に世界中で生産される乗用車の10%が環境対応車になれば、既に確立されている電子機器用の小型電池市場の10倍を超える規模になるだろう。

伊藤忠商事は、2010年から環境省や自治体の公共交通機関の電気自動車化の実証プロジェクト等に、LiBの供給を行ってきた。2010



秋田県で走行中のLiB搭載の電動バス

～12年は、つくば市でコンビニエンスストアの協力を得て、太陽光発電を発電源とした電気自動車の充電ステーションとしての実証実験を成功させている。



つくば市のコンビニエンスストア店舗で行った実証実験例

### 視察を終えて：～地産地消型エネルギー社会を目指して～

原発の将来が見えないことから、日本の資源エネルギーと環境問題の解決のためには再生可能エネルギーの大規模な導入が不可欠である。そのためには土地の有効利用と大規模な蓄電設備の導入が最重要課題だと思う。例えば、東北の複数の公共施設では、太陽光発電とLiBの導入が始まっている。国土の狭い日本でも、40万ヘクタールの休耕地、耕作放棄地がある。この面積に太陽電池を置くだけで電力需要の30%が賄えてしまうが、天候次第の気まぐれな発電をするので、蓄電設備の併設はだんだん不可欠になっていくだろう。

今回の取材で日本のLiBのサプライチェーンのすべての段階で優れた技術と素晴らしい研究者・技術者の方々とお会いすることができた。LiBの原材料調達からエネルギー管理システム構築までの長いサプライチェーンをいかに競争力のある構造にできるかは、この新しい産業を戦略的に育成していくために極めて重要だ。総合商社の果たす役割は大きく、今後も全社横断的に取り組んで欲しいと思っている。

ウェブサイト版サプライチェーン・ルポルタージュ・プロジェクト

[http://www.itochu.co.jp/ja/csr/supply\\_chain/reportage/](http://www.itochu.co.jp/ja/csr/supply_chain/reportage/)



# 事業活動とCSR

## 繊維カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

顧客視点に立つマーケティングカンパニーとして、ライフスタイル全般をビジネス領域と捉え、原料・素材からアパレル、ブランド、更には繊維資材に至るまで業界全般をカバーしてビジネスを展開してきました。

日本国内ではリテール分野での事業領域を拡大し、ブランドを切り口に衣料からライフスタイル全般へビジネスを拡大し、更にはライフケア分野における事業も積極的に展開しています。

今後は、ブランドの海外展開等を推し進め、北米、欧州、中国でのライセンスビジネスの更なる強化に加えて、生活消費市場の拡大が期待されるアセアン諸国、中近東、中南米等の新興国への展開も加速します。更に、アジアでの生産拠点の一層の拡充を行い、市場のニーズに応じていきます。



繊維カンパニー プレジデント  
岡本 均

### カンパニーのCSR

#### 社会の視点に立つマーケティング・カンパニー

商品・サービスの安全性及び顧客満足度の向上を繊維カンパニーCSRの重点課題と位置付けています。

また、社会・環境配慮型のビジネスを推進し、CSRのグループ会社への展開も継続して行っています。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

海外生産工場に対するモニタリング調査を、グループ会社を含めて継続実施するとともに、社員の教育によるサプライチェーンマネジメントの更なる高度化を目指します。また、社会・環境配慮型のビジネスを引き続き推進していきます。

| 部門/部 | CSR課題/<br>社会的課題    | 2012年度<br>行動計画                                                                                    | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                                                          | 2013年度の<br>行動計画                                                                                                          | CSR推進<br>基本方針 |
|------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 全部門  | サプライチェーン<br>マネジメント | 全営業部門でサプライチェーン<br>マネジメントの強化をすすめ、<br>訪問調査をグループ会社を含<br>めて実施する。                                      |           | 伊藤忠単体において営業担当<br>者が仕入れ先20社を訪問し調<br>査を実施した。                                                             | → サプライチェーンマネジメ<br>ント強化の為、仕入れ先の訪<br>問調査を実施する。<br>仕入れ先を伊藤忠単体の営<br>業課から20社、グループ会<br>社から計3社を選定の上訪問<br>調査を実施し、社会的問題解<br>決を図る。 | 3. サプライチェーン   |
| 全部門  | 環境保全型<br>ビジネスの推進   | ・全営業部門で環境保全型ビ<br>ジネスを推進する。<br>・プレオーガニックコット<br>ンの取扱い拡大、ファッショ<br>ンアースプロジェクトの展<br>開推進等。              |           | ・プレオーガニックプログラ<br>ムは国連のBCtAの取組と<br>して承認。<br>・ファッションアースプロ<br>ジェクトは取扱い企業が16社、<br>取扱いブランドが52ブラン<br>ドに拡大した。 | → 全営業部門で環境保全型ビ<br>ジネスを推進する。<br>・プレオーガニックコット<br>ンの取扱い拡大<br>・ファッションアースプロ<br>ジェクトの展開推進等                                     | 2. 社会的課題      |
| 全部門  | 顧客・消費者<br>対応の強化    | 繊維カンパニーのグループ会<br>社においても研修を通じて、<br>コンプライアンスに対する理<br>解・啓蒙を深め、啓蒙するこ<br>とで様々なリスクを把握し、<br>事故の未然防止に努める。 |           | 繊維カンパニーのグループ会<br>社においても訪問研修を実施<br>し、コンプライアンスに対する<br>理解・啓蒙を深め、啓蒙するこ<br>とで様々なリスクを把握して<br>もらうよう周知を図った。    | → 総本社主催のセミナー、研修、<br>及び業界内の講習への積極<br>的な参加により、社員の教育、<br>啓蒙を深め、様々なリスクの<br>未然防止に努める。                                         | 4. 教育・啓蒙      |

※ : 実施 : 一部実施 : 未実施

## 主要取組事例

## ■ プレオーガニックコットンプログラム

プレオーガニックコットンプログラムとは、当社と株式会社 KURKKUが共同で企画、運営を行っている「インドのコットン農家のオーガニック栽培への移行を支援するプログラム」です。3年間の移行期間中に、有機農法の指導やオーガニック認証の取得サポートを行い、農薬や化学肥料による環境、健康への被害、農家の経済的負担増などの悪循環を断ち切ることを目指しています。2008年にプログラムを開始し、開始からこれまでに2,346世帯の農家が参加し、うち1,184世帯がオーガニックの認証を取得しました。また、綿花の取扱量はアパレルメーカーや自然化粧品メーカーなど、40社を超える製品に導入され、2012年に1,000トンに達しており、2013年には大手客先との取り組みがPOCの売り上げと市場拡大を牽引し、取扱量1,500トンが見込まれています。2012年には、商業活動と持続可能な開発を実現するビジネスとして、国連開発計画が主導する「ビジネス行動要請（BCtA）」の取組みとして承認されました。

今後もさまざまな企業、団体、消費者の皆様の理解と共感を支えに、プレオーガニックコットンプログラムの更なる拡大を目指していきます。

プレオーガニックコットンについてはP15-16をご覧ください。



インド契約農家で綿花の収穫



## ■ 生活者と一体となった環境保全活動のプラットフォーム ファッション アース プロジェクト

地球温暖化が進む中で、環境保全の取り組みはアパレル業界の各社においても大きな課題のひとつとなっています。このような背景をうけて、伊藤忠商事は2010年に博報堂DYメディアパートナーズと協同で、アパレル業界での横断的な環境保全活動「Fashion Earth PROJECT」（以後「FEP」）を立ち上げました。

国連認証のインドの風力発電プロジェクト等のCO<sub>2</sub>排出枠を利用し、アパレルメーカー向けに、CO<sub>2</sub>の排出権付き商品下げ札（「青色のFEP下げ札」）を販売開始し、さらに2011年には森林保全活動を展開する一般社団法人more trees（代表：坂本龍一氏）と協力の下、「緑色のFEP下げ札」の提供を開始し、国内の森林保全活動に貢献しています。

FEPは、下げ札のメッセージを通じて生活者と一体となった環境保全活動を展開できることから、2013年1月までに、アパレルメーカー17社53ブランドに導入され、4220トンのCO<sub>2</sub>排出削減につながっています。

今後もこれらのノウハウを様々なプロジェクトに展開することで、メーカー、生活者、NPOなど、多様なステークホルダーが一体になった環境保全活動のプラットフォームをさらに発展させてまいります。



プロジェクトの流れ

## 主要グループ会社のCSR推進取組

## ■ ハンティング ワールドの生物多様性保全活動への支援

ハンティング・ワールドでは、創設者が掲げた「自然との共生」実現に向け、東南アジアに位置するボルネオ島で、NPO法人「ボルネオ保全トラスト・ジャパン」がすすめる生物多様性保全活動を支援しています。

現地では、アブラヤシのプランテーションの急速な拡大によって分断された森と森を結び、野生動物が往来でき生態系をつなぐ道を回復させる「緑の回廊計画」事業を中心に、人間と自然が共生できる持続可能な地球環境を次世代に継承するため、様々な活動が行われています。

ハンティング・ワールドでは、これらの活動を支援するためのチャリティーグッズを企画し、その売り上げの1%を活動に役立ててもらっています。最近では、ボルネオゾウを一時的に保護、治療、馴致するための施設「野生動物レスキューセンター」の設立が進められており、こちらにもチャリティーグッズの支援金の一部が活用されています。

今後も、ハンティング ワールドが目指す自然との共生実現に向けた取組を推進していきます。



ハンティング ワールドのチャリティーバッグ



レスキューセンター全景

## 機械カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

環境への影響に配慮しながら、引続き1pp・水・環境などの社会インフラ事業を推進していきます。その他に船舶や航空機リース、自動車・建機の販売金融を通して収益基盤を更に強固なものにします。同時に将来の収益の柱となり得る新たな成長分野での事業取組を強化・加速し、積上げた資産並びに事業投資に関連・付随するトレードを取込むことで収益を極大化します。ライフケアでは医療関連バリューチェーンの構築を推進し、国内外におけるトレードの一層の拡大を図ります。



機械カンパニー プレジデント  
塩見 崇夫

### カンパニーのCSR

### 環境保全型ビジネスを通じ次世代の豊かさを担う

次世代によりよい地球環境を引継ぐことを目指し、環境保全型ビジネスを推進し、環境調和型で持続可能な健康社会の実現に寄与できるよう尽力していきます。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

2013年度も、環境及びCSRに配慮した経営の実行に尽力します。風力地熱等の再生可能エネルギー関連事業や廃棄物処理・発電事業への参画、海水淡水化などの水関連事業へ積極的に取組んでいきます。また、国内の自治体及び関連組織向けに疫病予防・災害対策器材の供給、啓蒙活動を行い、社会の安寧維持の一助となるよう努めます。

| 部門/部              | CSR課題/<br>社会的課題           | 2012年度<br>行動計画                                                                                                  | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                                                                                         | 2013年度の<br>行動計画                                                                              | CSR推進<br>基本方針 |
|-------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| プラント・船舶<br>・航空機部門 | 水資源の保全・開発、及び安全で衛生的な水の供給   | 海水淡水化プラント案件、<br>上下水事業への参画                                                                                       |           | メルボルン海水淡水化事業の<br>建設が完了                                                                                                                | → 海水淡水化、上水、下水案件<br>への取組                                                                      | 2. 社会的課題      |
|                   | 再生可能エネルギーの有効活用            | <ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電に関するOrmat<br/>バイナリー技術の導入</li> <li>風力発電事業によるクリーン<br/>電力の供給</li> </ul> |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>Ormatバイナリー技術の日本<br/>導入推進し、九州/指宿プロ<br/>ジェクトを成約。</li> <li>幌延風力案件でのFIT制度移<br/>行手続きを完了。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電事業の推進</li> <li>風力発電事業によるクリーン<br/>電力の供給</li> </ul> | 2. 社会的課題      |
|                   | 航空機輸送分野における利便性・<br>安全性の向上 | 最新のセキュリティシステムを空港・税関・警察・自衛隊などの重要インフラを運営防護する官庁を中心に提案。                                                             |           | 大型機 / レーダーをはじめとする防衛商材の積極的提案活動を実施した。                                                                                                   | →  継続推進                                                                                      | 5. 地域・国際社会    |
|                   | 公衆衛生の保全・改善                |                                                                                                                 |           |                                                                                                                                       | → 廃棄物焼却・発電事業<br>(Energy from Waste: EfW) への参画                                                | 2. 社会的課題      |



|                 |                           |                                                                                                                                                              |                                                                                   |                                                                                                        |                                                                                            |                  |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 自動車・建機・<br>産機部門 | ステークホルダー<br>とのコミュニケーション強化 | 輸送効率向上、事故削減、<br>省燃費運転などについての<br>セミナーを継続的に開催<br>し、CS向上・安全・省エネ<br>等、社会貢献に寄与                                                                                    |  | 自動車メーカーと共同で<br>「省燃費・安全運転講習」<br>と題したセミナーを企画・<br>実施した。                                                   | →  継続推進 | 1. コミュニ<br>ケーション |
|                 | 環境保全型<br>ビジネスの推進          | 蓄電池システムやLED照明の<br>省エネ・環境保全に役立つ<br>機器の普及活動実施。                                                                                                                 |  | 病院、メガソーラー事業<br>者、企業、一般家庭等に蓄<br>電池システムを拡販、また<br>LED照明の普及を推進。                                            | →       | 2. 社会的課題         |
|                 | 災害対策支援                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策器材の供給を自治<br/>体・自衛隊・警察・消防等<br/>に行う。</li> <li>企業コンソーシアムである<br/>ジャパンメディカルパート<br/>ナーズと連携し災害知識の<br/>啓蒙活動実施。</li> </ul> |  | 自治体・病院・消防等への<br>災害対策器材の供給、関連<br>情報の提供を行い、ジャパ<br>ンメディカルパートナーズ<br>を通じて地方自治体への感<br>染症対策研修会（12月開<br>催）に協力。 | →       | 4. 教育・啓蒙         |

※  : 実施  : 一部実施  : 未実施

## 主要取組事例

### ■ インドネシアで地熱発電事業に参画

インドネシア北スマトラ州サルレーラ地区に建設される330MWの地熱IPPプロジェクトにおける売電契約をインドネシア国有電力公社との間で、2013年4月に締結しました。

地熱発電は、地下深部にある地熱貯留層から高温高圧の蒸気・熱水を取り出して発電する技術であり、取り出した地下水を適切に地中に還元することにより、半永久的に地熱エネルギーを利用することができ、今後の活用が世界的に期待される再生可能エネルギーです。発電時にCO<sub>2</sub>の排出が僅かであるため環境に対する負荷が少なく、又天候に左右されないため他再生可能エネルギー電源に比べ出力が年間を通して安定しているという利点があります。



調印式の様子

### ■ 英国にて2件目の廃棄物焼却・発電事業

英国コンウォール州(ロンドンより西南西約350kmに位置)の廃棄物処理PFI事業会社であるSITA Cornwall Holdings Limitedに2013年3月に出資参画致しました。本事業により、廃棄物一貫処理サービスを今後26年間にわたって提供して参ります。廃棄物焼却・発電PFI事業としましては、2011年4月に参画した英国South Tyne and Wear Waste Management Partnershipに次ぐ2件目のとなります。これらの事業で培った経験を活かし、今後も廃棄物焼却・発電事業への参画を通じて、環境負荷軽減への貢献をして参ります。



コンウォールの廃棄物焼却・発電所

## ■ 世界最大の風力発電事業が稼働

米国オレゴン州にて進めているShepherds Flat風力発電所（845MW）は、2012年より本格稼働しており、米国の一般家庭235,000戸以上に電力供給が可能な世界最大級の風力発電事業であり、約20万台の乗用車が年間に発生させるCO<sub>2</sub>量と同等の年間148万トンのCO<sub>2</sub>削減に貢献します。

同事業は、当社とGEとの間で締結した「全世界の再生可能エネルギー分野の投資に関する業務提携」の覚書に基づく2件目の案件となります。機械カンパニーは今後も各社との協力により風力発電事業への投資機会を積極的に追求して参ります。



Shepherds Flat風力発電所

## ■ 医療機材供給で災害対策支援

当社は災害対策器材の供給を自治体・自衛隊・警察・消防等に行っています。

また、当社が事務局を務めるジャパンメディカルパートナーズは、災害時における医療継続を支援する民間企業による非営利団体で、自治体等の感染症対策、災害対策に関する啓発・オペレーションのサポートを行っています。

ジャパンメディカルパートナーズ各加盟社の機能を連携・融合させて創出する「商品サービス」「情報提供」「運用ノウハウ」の提供を通じて、平時から災害に対する正しい知識を啓発し、その取組を支援するとともに災害発生時の医療継続に向けた支援を行ってまいります。

### ■ [ジャパンメディカルパートナーズ](#)



医療従事者向けの感染防止対策に関する研修会

## 金属カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

産業の基盤である金属・鉱物資源を安定的に確保すべく、保有権益の増進を進めることを目指していきます。また、保有権益を基点としたバリューチェーンの構築を進めると共に、グループの総合力を活かし、トレードビジネスにおける付加価値の創造に注力していきます。更に、近年ますます調達が困難になっている非鉄金属やレアメタル、レアアースなどの資源の確保に取り組むと共に、地球環境問題に対する国際的な関心が高まりを見せる中、ソーラー事業やバイオマス燃料関連ビジネス、温室効果ガス排出権取引などにも取り組んでいきます。



金属カンパニー プレジデント  
中村 一郎

### カンパニーのCSR

### 鉱物資源の開発と安定供給を通じたCSR推進

1. 鉱物資源の開発と安定供給
2. 地球に優しいソーラー・リサイクル関連ビジネスへの取組

これらのミッションに取り組つつ、伊藤忠グループ全体でCSRを推進していきます。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

グローバル企業として国内のみならず海外グループ会社においても、環境マネジメントを推進していきます。鉱物資源の開発・採掘時にパートナー企業と安全・環境面への配慮を推進するとともに、ソーラービジネスなど資源の持続可能な利用に向けた取組など地球環境に優しい事業への挑戦を行っていきます。また対面業界の社会的課題に応じたCSRの啓発と教育研修も引き続き実施していきます。

| 部門/部              | CSR課題/<br>社会的課題               | 2012年度<br>行動計画                                                  | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                                                        | 2013年度の<br>行動計画                                                                   | CSR推進<br>基本方針                             |
|-------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 金属・鉱物<br>資源部門     | 採掘事業の安全<br>徹底                 | ・EHSガイドラインの運用開始                                                 |           | 案件の検討にあたり運用を開始、実態に即してEHSガイドラインを改訂するとともに、組織員への内容理解・運用を周知徹底した。                                         | ▶ (カンパニー共通へ移行)                                                                    | 3. サプライチェーン<br>4. 教育・啓発                   |
|                   | 廃棄物適正処理・<br>オゾン層破壊防止          | ・産業廃棄物管理の電子マニフェストソフトの浸透・拡大<br>・温暖化ガス（フロン類）の適正処理体制維持及びモニタリング体制向上 |           | ・社内各カンパニーを排出事業者として電子マニフェスト導入検証継続、一部に試験的導入した。<br>・一年を通して取扱業者からの報告を毎月受けており、データベースの構築・ステークホルダーとの共有継続した。 | ▶ 電子マニフェスト（電子版産業廃棄物管理）のグループ内企業浸透及び取引先企業への拡大<br>▶ 温暖化ガス（フロン類）の適正処理体制維持及びモニタリング体制向上 | 2. 社会的課題<br>4. 教育・啓発                      |
| 石炭・原子力・<br>ソーラー部門 | 環境負荷の少ない<br>エネルギーの<br>開発と安定供給 | 採炭及び採掘時の環境負荷低減努力（JVパートナーとの協働）。                                  |           | JVパートナーとの協働を実行した。                                                                                    | ▶ 採炭及び採掘時の安全管理の徹底をJVパートナーと共有。                                                     | 1. コミュニケーション<br>3. サプライチェーン<br>5. 地域・国際社会 |
|                   | 環境負荷の少ない<br>エネルギーの<br>開発と安定供給 | 低炭素社会実現に寄与する各種プロジェクトの積極的推進と環境負荷の少ないエネルギー供給の拡大。                  |           | ・国内外でメガソーラー開発並びに設置を促進。                                                                               | ▶ 低炭素社会実現に寄与する各種プロジェクトの積極的推進と環境負荷の少ないエネルギー供給の拡大。                                  | 2. 社会的課題<br>5. 地域・国際社会                    |



|             |                                           |                                                                     |                                                                                                                   |                                                                                                          |                         |
|-------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| カンパニー<br>共通 | サプライチェーン<br>マネジメント<br>強化と CSR のグ<br>ループ展開 | サプライチェーンの確認とビ<br>ジネスパートナーへの啓蒙活<br>動、海外事業会社における CSR<br>の継続的な啓蒙活動の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象会社全てに関して調査を実施、CSR上の問題が無いことを確認した。</li> <li>ビジネスパートナーに啓蒙を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンの確認とビジネスパートナーへの啓蒙活動、海外事業会社におけるCSRの継続的な啓蒙活動の実施。</li> </ul> | 3. サプライチェーン<br>4. 教育・啓蒙 |
|             |                                           |                                                                     |                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>EHS ガイドラインの運用継続</li> </ul>                                        | 3. サプライチェーン<br>4. 教育・啓蒙 |

※  : 実施  : 一部実施  : 未実施

## 主要取組事例

### ■ 中国・大連長興島で複合型リサイクル事業を推進

金属カンパニーでは中国・東北地区のゲートウェイとなる大連長興島臨港工業区において、鉄スクラップを中心とした複合型リサイクル事業「大連新緑再生資源加工有限公司」を、国内大手リサイクル企業・中国側パートナー等と2010年に共同で設立しました。高度な技術で金属資源リサイクルを推進し、業界団体より廃鋼鉄配送センター模範基地（「廃鋼鉄配送中心示范基地」）の認定を外資企業として初めて取得しています。長興島臨港工業区で唯一許可された再生資源加工工場であり、中国初の大規模複合型リサイクル工場として、中国におけるモデル工場となることを目指しています。



最新鋭の超大型シュレッダー（粉碎機）設備はアメリカ製で6000馬力を誇る

### ■ 南アフリカでアフリカ最大級の太陽光発電事業に着手

伊藤忠商事が37.5%出資するノルウェーの太陽光発電システムインテグレーター・Scatec Solar社は、南アフリカエネルギー省が実施した第一期・第二期太陽光発電事業入札で、合計190MWの太陽光発電事業を落札し、20年間の売電契約を国営電力会社 Eskomと締結しました。南アフリカ政府は、2030年に総発電容量を85GWまで増加させるという目標に対して、その約2割を再生可能エネルギーで賄う事を目指しており、本事業もその一環で行われます。

同国銀行からの融資契約も締結完了し、2014年の稼働開始を目指して、建設を進めています。本事業においては、265haの敷地に合計75万枚以上の太陽光パネルを敷き詰め、年間370GWh以上の発電量を見込んでいます。これにより、約88,000世帯相当分の消費電力を賄うと同時に、年間315,000tのCO<sub>2</sub>削減効果が期待されます。

本事業により、Scatec Solar社は大型太陽光発電所の開発から建設・保有までを手掛ける太陽光発電システムインテグレーターとしてのアフリカでの地位を確固たるものとししました。



建設中の第一期入札分の75MWの太陽光発電システム



## エネルギー・化学品カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

#### エネルギー分野

開発に関しては、既存案件の拡張やリスクを最小限に抑えた新規優良案件への参画により、知見を活かした業容の拡大を目指します。トレードに関しては、従来のフローであるアジア各国での中東からの輸入卸売事業の継続・拡大を図ると共に、北米での非在来型原油・ガスの生産拡大を好機と捉え、北米からアジアという新しい流れにも対応していきます。また、北米において保有する天然ガス権益を活かしたトレードビジネスの展開を図っていきます。

#### 化学品分野

有機化学品・合成樹脂・肥料を含む無機化学品の各分野における世界規模でのトレード展開を軸として、川上領域のプロジェクトの推進を通じて競争力のある商材の確保を行っていくと共に、川下領域についても医薬品を含むリーテイル・樹脂加工・電子材料分野での取組強化を中心としてビジネスフィールドの拡大及びサプライチェーンの強化を目指していきます。



エネルギー・化学品カンパニー  
プレジデント  
福田 祐士

### カンパニーのCSR

## 環境保全と商品の安全確保・安定供給を通じたCSR推進

環境への影響に最大限配慮し、エネルギー資源・インフラの開発、川上での商材確保、川下でのサプライチェーン強化を通して、安全・安心な品質の確保と安定的な供給を行い、持続可能な社会の実現に貢献します。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

従来型油田開発によるエネルギー資源の安定確保・安定供給と同時に、再生可能な自然エネルギーであるバイオエタノール、DME、リチウム電池関連事業など地球環境に優しいビジネスへの取組をグループを挙げて推進します。また、エネルギー・化学品関連の法規制と安全に関わる教育・研修を引き続き実施していきます。

| 部門/部                 | CSR課題/<br>社会的課題          | 2012年度<br>行動計画                                                                                                                                                    | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                                                                                                                                                                  | 2013年度の<br>行動計画                                                                             | CSR推進<br>基本方針                      |
|----------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| エネルギー<br>第一・第二<br>部門 | 事故防止と万全の環境対策実現・地域社会への貢献  | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に研修を実施し、備船保安管理を周知徹底。</li> <li>環境負荷の少ないエネルギー事業の推進。</li> <li>プロジェクトの現場の地域社会に対し、教育、文化面などへの貢献を行い良好な関係を構築、維持強化する。</li> </ul> |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>社員に対するタンカー運航実務研修を実施。</li> <li>継続的にパートナーミーティングにてHSE (Health, Safety &amp; Environment) 状況確認を行い安全な操業を継続。</li> <li>アゼルバイジャン地方都市にある孤児院向けにPC、他機器を寄贈。また、慈善寄付活動も行う。</li> </ul> | 事故防止のため社員研修の更なる充実、環境対策実現のため運営委・環境会議を通じオペレーターへの働きかけ、プロジェクト推進地域での社会対話と地域貢献等                   | 2. 社会的課題<br>4. 教育・啓発<br>5. 地域・国際社会 |
|                      | CO <sub>2</sub> 削減への取り組み | 地域環境に配慮したバイオエタノール生産量の拡大。                                                                                                                                          |           | 砂糖黍を粉砕して、再生可能なエネルギーであるエタノールを生産。また工場で消費する電力は全て砂糖黍の絞りかす(バガス)を使用。CO <sub>2</sub> 排出削減に努めた。                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型ビジネスの推進</li> <li>植物由来であるエネルギー生成事業の推進</li> </ul> | 2. 社会的課題                           |

|       |               |                                                                      |                                                                                   |                                                            |             |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------|
| 化学品部門 | 危険・有害化学物質の管理  | 改正化審法や国内外の関連法規制についての研修・教育(講習会の実施やガイドブックの配布)の充実を通じ、情報共有や法令遵守の意識向上を図る。 | 特定業務要員教育等の講習会のみならず、日々の業務を通じて部門下営業組織への化学品関連法規指導を行い、部門全体の関連法規制の認知度向上・法令順守の意識向上に努めた。 | 改正化審法をはじめとする化学品関連法規周知徹底に向けた講習会の開催等を通じた社内教育、及び海外現法との情報共有の推進 | 3. サプライチェーン |
|       | 安全で安心できる商品の調達 | リチウムイオン電池関連事業(リチウム資源、電池関連部材)の取引拡大。                                   | リチウムイオン電池正極材分野大手の戸田工業(株)への出資(同社発行済株式の20.7%を保有)を実行。                                | リチウムイオン電池用部材事業の拡大・高度化                                      | 2. 社会的課題    |

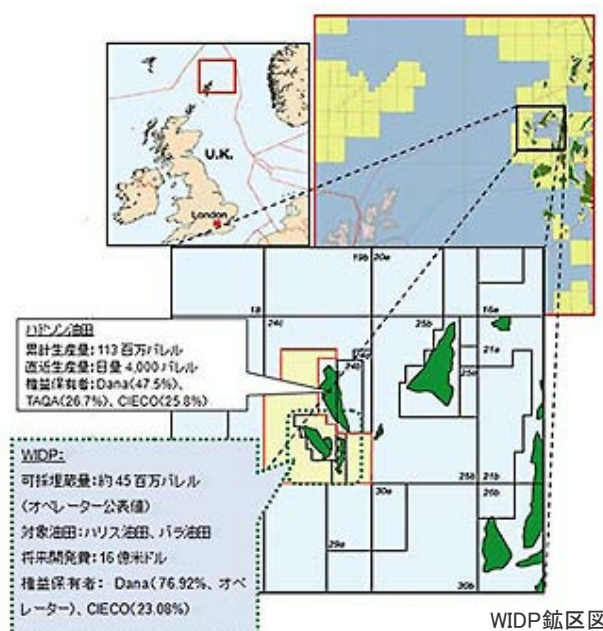
※    : 実施   : 一部実施  : 未実施

## 主要取組事例

### ■ 資源の安定確保に向けて英領北海油田開発の取組

CIECO Exploration and Production (UK) Limited(当社100%子会社)が英領北海に保有する鉱区(持分比率 23.08%)において発見した新規油田群(以下、「WIDP」)につき、オペレーターのDana Petroleum (E&P) Limitedと共同での投資を決定し、開発につき2012年12月に英国政府の承認を取得しました。

当社は1993年以来、2005年のアルバ油田権益の追加取得等、英領北海の石油開発事業に従事し、資源の安定確保に取り組んできました。WIDPには1996年の試掘作業時から参画し、このたび開発へ移行したものです。2015年の生産開始により、当社の原油・ガスの持分権益数量は約1万バレル/日(ピーク生産時)増加する見込みです。英領北海で蓄積された技術・商務両面のノウハウを活用し、WIDPの生産移行、更なる業容拡大を目指します。



### ■ 肥料製造販売事業を通じた食料安定

マレーシア最大級の肥料製造販売会社であるAgromate Holdings Sdn Bhd(以下、アグロメイト社)の株式を取得しました。アグロメイト社は、マレーシア国内に7カ所、インドネシア国内に2カ所の物流拠点を有し年間約130万トンの肥料を販売する、アジア域内でも有数の規模を誇るマレーシア最大級の肥料ディストリビューターです。またマレーシア/サバ州において年間20万トンの生産能力を持つNPK(窒素・リン酸・カリウム)肥料工場を保有しています。

アジアの肥料需要は中国・インド等を中心に今後拡大していくことが予想されます。世界的にも、人口増加に伴う食料需要の増加を通じて、肥料資源の需給が中長期的に逼迫すると思われます。当社は新規の肥料資源分野への投資を行い、アグロメイト社と共同でアジア域内を中心とした強固な販売体制を構築することで、食料安定供給の一翼を担います。



アグロメイト社製品

## ■ リチウムイオン電池関連ビジネスの取組

化学品部門では、電気自動車(EV)やハイブリッド車向けに需要の伸びが期待されるリチウムイオン電池関連ビジネスに注力しており、これまでも部材生産の分野で事業展開を図ってきました。2010年6月に投資した米国SIMBOL MATERIALS社を通じ、リチウムイオン電池(LiB)用の高純度炭酸リチウム製造事業に参画しました。同社は地熱発電所の使用済地熱かん水に含まれるリチウムを回収、リチウム化合物を製造する事業を開発・推進しており、商業生産に向けて製造技術の開発及び改良を行っています。高純度炭酸リチウムは、LiBの主要部材である電解液に使用される電解質(LiPF<sub>6</sub>)の原料となるもので、今後需要拡大が期待される電気自動車向けLiBをはじめ、定置用蓄電池やクリーンエネルギー分野で使用されます。

また、(株)クレハ、(株)クラレと、LiBの負極材「ハードカーボン」の新規品の共同開発を進め、植物由来原料の新規開発品「バイオカーボトロン」の共同事業化に向けた取組も行っています。

- サプライチェーン・ルポルタージュプロジェクト 第5回 リチウムイオン二次電池ができるまではP17-19をご覧ください。



米国カリフォルニア州南部にある地熱かん水の井戸



## 食料カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

当カンパニーのSIS戦略(川上分野から川下分野までの垂直統合)は、国内の小売分野における資本・業務提携、中間流通分野におけるグループ事業会社統合などにより充実を図ってきました(Step 1)。また成長著しい新興国における需要を取込むため、かつ国内の少子高齢化に伴う人口の減少や市場の縮小に対応するため、当カンパニーは頂新ホールディングをはじめとする中国・アジア各国の戦略パートナーとの共同取組を軸に、食料バリューチェーンを海外に水平展開するグローバルSIS戦略を推進・発展させることでSIS戦略の基盤を拡充してきました(Step 2)。更に、今回買収したDole事業が持つ世界的なブランド「Dole」や生産から販売までのネットワークと、当カンパニーが有する食料バリューチェーンを有機的に融合することで、既存商品の販売拡大、「Dole」ブランドを活用した新商品開発や新規ビジネス展開を図り(Step 3)、グローバルSIS戦略を加速していきます。



食料カンパニー プレジデント  
青木 芳久

### カンパニーのCSR

### 社会的ニーズ・消費者ニーズへの対応、環境への配慮

安全な食料の安定供給、食の安全に関する多面的なチェック、環境への配慮等を行い、社会に貢献する良質なビジネスを実行することで、世の中からの信頼を得ていくことが必要と考えています。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

食糧資源安定供給／環境保全／社会・生活インフラとしてのコンビニエンスストアの機能強化／より健康的な食品の開発／食の安全確保のための検査体制整備など、さまざまな社会要請にあわせた取組を継続的に推進していきます。

| 部門/部        | CSR課題/<br>社会的課題       | 2012年度<br>行動計画                                                                                                      | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                                                                                                        | 2013年度の<br>行動計画                                                                                                                                      | CSR推進<br>基本方針 |
|-------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| カンパニー<br>共通 | 食品安全・コンプライアンス管理レベルの向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全管理マニュアル／コンプライアンスプログラムの遵守状況確認</li> <li>中国事業パートナーに対する食品安全管理サポート</li> </ul> |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>各部署を対象に食品安全・コンプライアンス監査を実施</li> <li>中国事業パートナーの製造工場・外食店舗・サプライヤーの食品安全監査を実施、助言・改善提案を行った</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全管理マニュアル／コンプライアンスプログラムの遵守状況確認</li> <li>中国事業パートナーに対する食品安全管理サポート</li> <li>ドール事業に関するコンプライアンス管理サポート</li> </ul> | 1. コミュニケーション  |
| 食糧部門        | 安心安全な原料の安定調達          | <ul style="list-style-type: none"> <li>食料資源調達ビジネスの推進、安定供給の確立</li> <li>生産国農家の生活改善と環境保全を通じ持続可能な産業を支援</li> </ul>       |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>北米で大干ばつがあったが、北米西海岸輸出ターミナルを通じて安定供給を継続</li> <li>ガテマラでは農家自立支援活動を継続、アフリカではJICAと組み農家の自立に資する品種改良支援等の計画推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>食料資源調達ビジネスの推進、安定供給の確立</li> <li>生産国農家の生活改善と環境保全を通じ持続可能な産業を支援</li> </ul>                                        | 3. サプライチェーン   |
| 生鮮・食材部門     | 国内外生産拠点の管理改善・強化       | 工場監査の精度と実効を上げるための施策の実現を目指す。(工場監査人研修や専門家による部分監査導入)                                                                   |           | 「食品工場検査の留意点」をテーマとした研修を含め、カンパニー主催の研修へ積極的参加。工場監査はのべ約65回実施                                                                                              | 工場監査の精度と実効を上げるための施策の実現を目指す。(工場監査人研修や専門家による部分監査導入)                                                                                                    | 4. 教育・啓発      |



|        |              |                                         |                                                                                   |                                                                 |                                              |          |
|--------|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------|
| 食品流通部門 | 消費者、地域社会への貢献 | 食品小売業との取り組みによる消費者ニーズに応える健康訴求型の付加価値商品の開発 |  | 健康訴求型のパン、付加価値ヨーグルト、乳・卵不使用の和菓子アイスを開発し、ファミリーマート、ユニー、サークルKサンクスにて販売 | 食品小売業との取り組みによる消費者ニーズに応える健康訴求型、簡便型等の付加価値商品の開発 | 2. 社会的課題 |
|--------|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------|

※  : 実施    : 一部実施    : 未実施

## 主要取組事例

### ■ 安定供給、安全性確保に注力した食糧資源調達への推進

アジア諸国を含めた世界各国で人口増加及び、所得レベルの向上が急速に進んでおり、今後は世界的に穀物需要の拡大が予想されています。一方で、消費者の食の安全に対する認識も強くなっており、品質の安全性確保及びトレーサビリティの確立に対する要求も高まっています。食料カンパニーでは、北米における穀物、中南米におけるコーヒー、オセアニアにおける乳製品等、世界規模で原料拠点の確保を進め、日本・中国を含むアジア市場の顧客への安定供給と食の安心・安全に大きく貢献していきます。2012年2月に稼働開始した北米西海岸の穀物輸出ターミナル(写真)に関しても、北米が歴史的な干ばつに見舞われる中、主にアジア向けの穀物供給拠点として年間を通じて安定的に稼働する事が出来ました。



穀物エレベーター

### ■ アフリカ農業支援への取り組み(アフリカ食料開発研究会)

世界規模の人口増加を背景に食料資源の確保が重要となる中、伊藤忠商事は2012年7月、食品加工メーカー14社と「アフリカ食料開発研究会」を発足し、日本政府が推進する、日本、ブラジル、モザンビークの三角協力による農業開発プロジェクト「モザンビーク熱帯サバンナ農業開発(通称: ProSAVANA-JBM)」と連携し、食料資源の安定調達を推進しています。

モザンビーク熱帯サバンナ農業開発は、JICA(独立行政法人国際協力機構)が熱帯農業の先駆者であるブラジルの農業公的機関と協同し、サハラ以南のサバンナ草原の一角を競争力のある農業地帯へと開発することで、同国の貧困問題の解決と日本及び世界の食料資源の安定調達への寄与を目指すプロジェクトです。

「アフリカ食料開発研究会」では、伊藤忠商事が主体となって栄養価が高い大豆や胡麻について、世界トップレベルの研究・開発技術を有する食品メーカーと共に、日本で使用可能な非遺伝子組み換え大豆や品質に厳しい日本人の感覚に合う胡麻の日本市場向け品種の選抜・選定等を通じて、同プロジェクトをサポートしています。2013年秋にはモザンビークで使用可能な種子が選抜され、育種の予定です。

モザンビークは人口の8割が農業に従事していますが、その9割は小規模農家にとどまっています。農業技術を導入し組織化することで、農家の生活レベルの改善や持続可能な農業モデルの構築に繋がるものと見込まれています。



モザンビークの大豆畑

## ■ より健康的な生活のための食品開発の取り組み

伊藤忠商事では、一層高まりつつある消費者の健康志向に応える付加価値商品の開発に取り組んでいます。

2008年に発足した「からだスマイルプロジェクト」は、2012年10月には乳・卵不使用ながら素材の味を生かした和菓子のアイスとして「和みのアイス」をユニー、サークルKサンクス、ファミリーマート、伊藤忠商事の4社共同企画として発売し、食品小売りとの協業を進めています。

また、豊富な栄養素で注目を浴びる藻の一種・ミドリムシ(学名ユーグレナ)の大量培養と研究開発を手掛ける株式会社ユーグレナと資本業務提携を2008年に行っており、多角的に事業展開を検討しています。既に同社の開発したミドリムシを使用したサプリメントや乾パンなどの商品化を実現し、2012年8月には石垣産ユーグレナを使用した「みどりカレー」を当社の社員食堂で提供するなど、更なる用途開発をすすめています。今後は「からだスマイルプロジェクト」とユーグレナ社のシナジーを活かした新商品の開発なども見込まれており、国内外で、より健康的な生活を実現するための様々な商品開発をさらに推進していきます。



ユーグレナを使用した「みどりカレー」

## ■ 海外サプライヤー定期監査を通じた食の安全確保

食生活の多様化、食品の流通のグローバル化、健康意識の高まりなどを背景に、食の安心・安全に対する消費者の関心は、一層高まっています。一方でBSE問題、農薬等の残留基準違反、安全性未審査の添加物を使用した食品の流通といった、食の安心・安全をおびやかす事件や問題が発生しています。伊藤忠商事では2002年度に食料カンパニー内に食品安全管理室を設立し、食料取引における安全確保のための広範な施策を行っています。その一環として輸入食品については、2011年度より海外サプライヤーの食品加工工場の定期的な訪問監査を実施しています。相手国の管理体制、商品特性、加工工程の衛生上のリスク等の個別事情に応じて、対象先や監査頻度を設定、社員または現地スタッフが実際に現場を訪問して監査を実施しています。監査は125のチェック項目に基づき管理状況を確認し、必要に応じて改善提案を行うもので、2012年度は115社のサプライヤーに対して延べ175回の訪問監査を実施しました。

また、伊藤忠グループ全体を対象とした監査手法に関する研修を定期的実施し、監査の質の向上につなげています。



食品監査の様子

## 住生活・情報カンパニーのCSR

### カンパニーの中長期成長戦略

広大な事業領域を抱える当カンパニーですが、基本は各部門・分野が専門性を強化・拡大し、「一騎当千」たり得る組織として確固たる収益基盤を確立することと考えています。例えば、紙パルプ分野ではセニプラ社に加え、METS FIBRE社への投資を通じリーディング・パルプトレーダーとしての地位を確固たるものとしています。

次に、こういった「一騎当千」の組織同士が部門・分野の垣根を越えて連携し「融合」することで収益拡大を図ります。例えば、建設分野で当社と不動産取引を開始したIT企業と、通信・紙パルプ・物流分野へと取引を拡大しています。

これらを通じ、収益の複層化・重層化を追求することで従来の取引には無かった「新価値」を創造していきます。また一過性の取引に終わらせることなく継続的な取引に発展させることを通じ「真価値」への昇華にもチャレンジしていきます。



住生活・情報カンパニー プレジデント  
吉田 朋史

### カンパニーのCSR

### 環境への配慮と豊かな地域・社会づくりへの貢献

環境に配慮した商品・サービスの提供や、地域・社会のニーズに対応した豊かな社会の実現に資する商品・ソリューションの提供を通じて、地域・国際社会の発展と安全で豊かなライフスタイルの確立に貢献していきます。

### CSRアクションプラン

#### ■ 2013年度行動計画の要点

持続可能な資源利用につながる森林認証材の取引、環境配慮型分譲マンションの開発、ITを活用したエネルギー管理ソリューションビジネスといった環境に配慮したビジネスを推進します。また、中国・アジアにおける物流ネットワーク構築、建設・金融分野での現地パートナーとのビジネスの推進により、国際社会の発展と豊かな社会の実現に寄与します。一方、サプライチェーンマネジメントの強化や関係法令等の遵守も、引き続き着実に実行して参ります。

| 部門/部   | CSR課題/<br>社会的課題           | 2012年度<br>行動計画                                                              | 実施<br>状況※ | 2012年度の<br>実績                                                         | 2013年度の<br>行動計画                                                             | CSR推進<br>基本方針 |
|--------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 生活資材部門 | 原料トレーサビリティの確保／<br>労働法規の遵守 | 調査項目や調査先をアップデートし、トレーサビリティ調査を実施。                                             |           | ・訪問、若しくはアンケート形式で、対象99社に対し、トレーサビリティ及び労働法規関連調査を実施。99社中、88社よりアンケートを回収した。 | 調査項目や調査先をアップデートし、トレーサビリティ調査を実施。                                             | 1. コミュニケーション  |
|        | 国際森林認証取得商品と安全な商品の取扱       | ・森林認証材取扱比率拡大のため、未取得サプライヤーに対する取得要請を継続し、認証材取扱（取扱比率：パルプ 80%、チップ 50%）の維持・拡大を図る。 |           | ・森林認証材取扱比率は、パルプ92%、チップ50%。目標数値を維持した。                                  | ・森林認証材取扱比率拡大のため、未取得サプライヤーに対する取得要請を継続し、認証材取扱（取扱比率：パルプ 80%、チップ 50%）の維持・拡大を図る。 | 3. サプライチェーン   |



|            |                              |                                       |   |                                                                                                                   |   |                                                        |                            |
|------------|------------------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------|----------------------------|
| 情報・保険・物流部門 | 安心・安全・豊かな社会の実現に資する製品・サービスの提供 | ITを利用したグリーンテックソリューションを拡充させ、顧客数の増加を図る。 | 🌱 | ・エネルギー管理ソリューションサービスを拡充し、展開中。顧客数増加中(15%増)。                                                                         | ➡ | ・ITを利用したグリーンテックソリューションを拡充させ、顧客数の増加を図る。                 | 2. 社会的課題                   |
|            | 3Rの理念に基づくビジネスの具現化            | ・「MOTTAINAI」理念を浸透させる為の諸施策の検討・実行       | 🌱 | ・新規商品開発、各種イベント(日本アクセス・キッズニア)を実施。<br>・復興支援住宅エコポイント交換事業を推進。                                                         | ➡ | ・「MOTTAINAI」理念を浸透させる為の諸施策の検討・実行                        | 2. 社会的課題                   |
|            | サプライチェーンマネジメント強化             | ・中国物流業者向けアンケートの内容を見直した上で、アンケートを実施。    | 🌱 | ・計画通り中国物流業者向けアンケートの実行。                                                                                            | ➡ | 🔄 継続推進                                                 | 3. サプライチェーン                |
| 建設・金融部門    | 安心・安全を主眼においた良質な施設の提供         | ・関係法令遵守体制の強化<br>・個別案件状況の確認の徹底         | 🌱 | ・法令遵守状況、問題なし。<br>・管理体制に関する規定を作成、法令遵守体制を強化。<br>・個別案件の点検を半期毎に実施し案件の状況を確認。                                           | ➡ | 🔄 継続推進                                                 | 1. コミュニケーション<br>2. 社会的課題   |
|            | 環境への配慮の徹底                    | ・環境配慮型ビジネスの積極的な推進                     | 🌱 | ・伊藤忠都市開発が開発する分譲マンションにおいて、太陽光発電・蓄電池・EV対応等、環境配慮型住宅を供給。                                                              | ➡ | ・分譲マンション等における環境配慮型住宅の積極的な供給                            | 1. コミュニケーション<br>2. 社会的課題   |
|            | 地域・国際社会への参画と発展への貢献           | ・各案件の確実な推進を通じた、地域・国際社会の発展への貢献         | 🌱 | ・インドネシア・カラワン工業団地への日本企業誘致を継続促進。日本企業の海外進出に加え地域社会の発展にも寄与。<br>・アジアや欧州で展開しているリーテイル金融事業会社のサポートにより、拡大する中間所得者の個人資金ニーズに対応。 | ➡ | ・アジア等の現地パートナーとのコミュニケーション強化を通じて、建設・金融分野ビジネスの新規発掘や発展を図る。 | 1. コミュニケーション<br>5. 地域・国際社会 |

※ 🌱 : 実施    🌱 : 一部実施    🌱 : 未実施

## 主要取組事例

### ■ ブラジル、セニブラ社による持続可能な森林経営

ブラジルのグループ会社、セニブラ社では森林経営からパルプ製造までを一貫して行っています。2005年には森林認証であるFSC (Forest Stewardship Council) の森林認証及びCoC認証(加工・流通過程の管理認証)を取得しました。

保有する土地、約25万ha(神奈川県面積に相当)のうち、約13万haに植林しパルプを生産、その他約10万haについては永久保護林、法廷保護林として残し、生態系の維持がされています。天然林の回復にも取り組んでおり、天然林を構成する4種の苗木を年間7万本植林し、その広さは年間300haにも及びます。

また、天然林の保護区「マセドニアファーム」では絶滅危惧鳥類の保護繁殖活動を行い、キジ科の鳥「ムトウン」などの希少野鳥の保護、繁殖、放鳥しております。



セニブラの広大な植林地



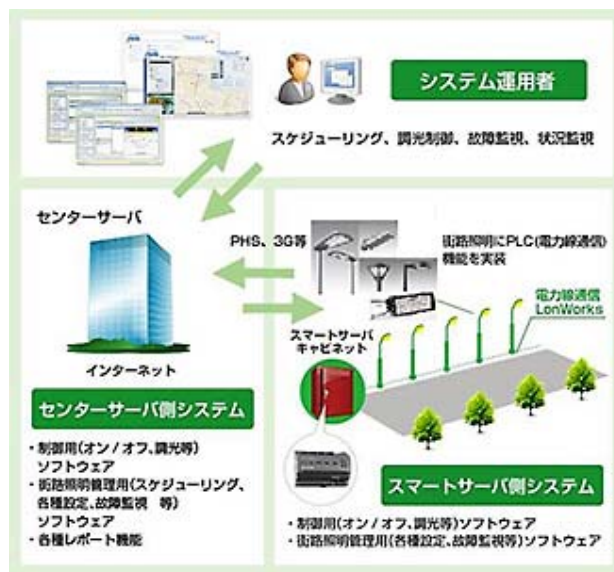
「マセドニアファーム」の希少野鳥「ムトウン」



## ■ スマートITインフラ事業を積極展開

先端技術を活用した街路照明のスマート化ビジネス「スマート街路照明サービス」で、伊藤忠商事は2012年「第9回エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞（節電大賞）」を受賞しました。このサービスは、街路照明一灯ごとに電力線通信対応通信機器を取付け、遠隔から環境に応じた細やかな調光と制御を行います。これにより消費電力の計測や累積点灯時間を正確に把握することが可能になり、電力消費量や二酸化炭素排出量の排出抑制と、街路照明の運用保守管理の効率化の両立を実現するシステムです。現在は、環境省「低炭素地域づくり集中支援モデル事業」の委託事業として、つくば市において実証を行っております。

今後は、スマート街路照明サービスの早期普及を目指して国内のみならず海外においても、スマートITインフラの具体的なソリューションとして積極展開をしていきます。



スマート街路照明サービスの概要

## 主要グループ会社のCSR推進取組

### ■ 住むだけでエコに貢献 自然エネルギーによる＜グリーン電力＞を採用

#### 伊藤忠都市開発(株)

グリーン電力とは、風力・水力・バイオマス（生物資源）等の自然エネルギーにより発電された電力を、企業などが自主的な環境対策のひとつとして利用できるようにしたものです。自然エネルギーにより発電された電気ので環境付加価値を「グリーン電力証書」という形で取引し、証書を保有する企業・団体は、記載されている発電電力量相当分の環境改善を行い、自然エネルギーの普及に貢献したことが認められる仕組みです。

伊藤忠都市開発では、日本自然エネルギー株式会社より年間100万キロワット時のグリーン電力を購入（年間370トンのCO<sub>2</sub>削減効果に相当（※1））。これを同社が分譲するマンション（※2）に割り振ることにより、当該マンションにお住まいの方はCO<sub>2</sub>削減に貢献できることとなります。



グリーン電力証書発行の流れ

※1 平成22年度東京電力株式会社の調整後排出係数0.000374t-CO<sub>2</sub>/kWhを使用。

※2 新発売のマンションへの導入は、原則同社単独事業の場合であり、今後変更することがあります。

## 海外店のCSR

### アセアン・南西アジアブロック:カラワン工業団地におけるCSR 活動— 入居企業とともに地域社会に貢献

Karawang International Industry City (KIIC)  
Sonia Adriaty

伊藤忠商事とインドネシアのシナルマスグループが共同で開発・運営するインドネシアの西ジャワ州カラワン県にあるカラワン工業団地 (KIIC) では、近隣の地域でさまざまなCSR活動を行っています。

地域乳幼児健康連絡所の設立支援もそのひとつです。2月28日に新たにオープンした2カ所を含めると、これまでに合計8つの施設の開設に携わりました。これらの施設を活用して、栄養不足の乳幼児のためにベビーフードの提供がなされています。施設の運営には助産師との良好な関係の維持が重要なため、KIICでは毎年、助産師の評価やスケジュールの調整や、助産師に施設の備品やユニフォームの支給も行っています。また、KIICでは2000年より、入居企業自治会によるCSR 活動も支援しています。同自治会では、中高生への奨学金の支給、孤児への寄付、乳幼児へのベビーフードの提供をはじめ、高齢者がイドゥル・フィットゥリ(断食期間明けの大祭)やイドゥル・アドハ(犠牲祭)などのイスラムのお祭りを祝うお手伝いなども行います。今年4月には、近隣地域に住む乳幼児3,178人分のベビーフード(ミルクとシリアル)を寄付しました。さらにKIICは入居企業23社と共同で、農業と環境保全に関する研究・研修、教育などを推進する「教育農業公園」を運営しています。

これらの活動が地域社会に「慈善」という形で貢献するだけでなく、企業のCSR 活動の新しい取り組みの形として認知されることを期待しています。



Karawang International  
Industry City (KIIC)  
Sonia Adriaty



#### 地域乳幼児健康連絡所の助産師 Fatmaさんからのコメント



KIICの施設に対する支援が、近隣の栄養失調の子供たちが健やかな毎日を過ごせる一助となっており感謝しています。

### アセアン・南西アジアブロック:大成功を収めた第17回ホーチミン日本商工会チャリティーバザー

ホーチミン駐在員事務所  
Phan Pham Ngoc Son

伊藤忠ホーチミン駐在員事務所にとって2月24日は記念すべき一日となりました。この日、ホーチミン日本商工会チャリティーバザーが開催され、今年は伊藤忠がイベントのホストを務めたからです。チャリティーバザーは、ベトナムの障がい者や貧困層の皆さんが病院で治療を受けるための支援金を募るために毎年行われているものです。

バザーの会場となったNguyen Duスタジアムは広さ800平方メートル、3,000人が収容可能という広大な施設でしたが、何週間も前から準備を進め、当日は2,000人を超える来場者を準備万端な状態でお迎えすることができました。

イベントは太鼓のリズムのように順調に進行しました。ひとえに多くの方々がチャリティーバザーに興味を持ち、会場に足を運んで下さ



ホーチミン駐在員  
事務所  
Phan Pham Ngoc Son

ったこと、そしてそれを支えてくださったボランティアの皆さんのお陰です。また、障がいを持つ学生達の素晴らしいダンスパフォーマンスが午後のイベントを更に盛り上げ、バザーは大成功のうちに終了しました。

入場券の売上や、商工会の団体・個人会員からご提供いただいた衣料品などの売上から集められた収益金は総額12億ドン(約5万7千ドル)にのびりました。この収益金は、3月29日にHall of the Vietnamese Fatherland Frontで行われた贈呈式で「ホーチミン貧困患者援助協会」へ手渡されました。その後、同協会からホーチミン市内の3つの病院(第二小児病院、歯顎顔面病院、整形外科病院)に寄付され、貧困に苦しむ方々が病院でより高度な治療を受けられるよう役立てられる予定です。

今回のイベントは大成功でした！第17回ホーチミン日本商工会チャリティーバザーは、参加者の皆さんの優しさと喜びに満ち溢れたイベントとなりました。



#### 口唇裂の治療を受けた少女からの感謝のメッセージ:



これまで鏡を見るたびにみじめな気持ちとなり、鏡を見るのが本当にイヤでした。家が貧しいので、ずっとこのまま生きていかなければならないと思っていました。でも、今は違います。みんなと一緒に笑うことができます。皆さんの親切にとっても感謝しています。

#### アセアン・南西アジアブロック:伊藤忠マレーシア:ビジネスと人権問題について学ぶ

ITOCHU Malaysia Sdn. Bhd.

Lim Shenji

ITOCHU Malaysia Sdn. Bhd. は1月18日、CSR活動の一環として人権セミナーを開催しました。ゲスト講師にはLNY ManagementよりCSRと品質・環境管理分野のコンサルティング・指導が専門のKow Ko Leong氏をお招きしました。

ITOCHU Malaysia の社員を対象としたこのセミナーの参加者たちの多くが、最初はビジネスと人権問題の関係性を見いだせなかったようです。セミナーの冒頭では、現代の人権に対する参加者の知識と理解度を測るための簡単なクイズと、「人権」という言葉の定義に関するディスカッションがあり、その後の講演では、人権がいかに普遍的で平等なものであるか、そしてその本質、内容、正当性については多くの疑問と議論があることを学びました。

また、発展途上国の無責任な企業による児童労働や搾取工場との取引の実態をネット動画で視聴するなど、セミナーにはさまざまな工夫が凝らされており、参加者は興味深く話に耳を傾けると同時に、人権問題をビジネスという文脈でとらえることができるきっかけにもなりました。

講演や動画のほかにも、企業による人権侵害の実例を挙げ、議論も行いました。

積極的で力強く分かりやすい講演から、参加者は、人権を軽視したり侵害した場合には、社会的な評価を落とすだけでなく経済的にも大きな代償を支払うことになるので、伊藤忠も一企業として人権の遵守と尊重という責任を全うしなければならないという貴重な教訓を得ました。



ITOCHU Malaysia Sdn.  
Bhd.

Lim Shenji



## CISブロック:キエフ駐在員事務所がCSR活動を開始

## 伊藤忠キエフ駐在員事務所

Elena Stuzhenko

伊藤忠キエフ駐在員事務所は、伊藤忠グループが持続可能な社会の発展に貢献し、責任ある良き企業市民としての役割を果たすために行うCSR活動から刺激を受け、独自のCSR活動を開始しました。活動内容は、環境問題に対する予防手段の実施、また環境責任の一層の推進を行うことで、これにより伊藤忠グループのCSR活動に寄与したいと考えています。



伊藤忠キエフ駐在員事務所  
Elena Stuzhenko

2011年、私たちは「ウクライナA4クラブ」に加入しました。当クラブは環境保護のためにより大きな役割を果たすことを目的とした組織で、「National Go Green Campaign」というウクライナの国連事務所がグローバル・コンパクト・ネットワークの後援を受けて開始した運動に参加しています。A4クラブに加入して以来、私たちは事務所内で使用する資源やエネルギーの節約を導入・推進し、またリサイクルのための古紙回収も行っています。そして、これらの活動を通じて「グリーン・オフィス」構想の実現に向けた積極的な取り組みを行っています。

どんなに小さな活動であっても、環境負荷の軽減に貢献し、環境に優しい企業というイメージの形成に役立つことができると確信しています。

最後に、我々の好きな言葉を紹介します。

“It’s no longer a zero-sum game—things that are good for the environment are also good for business.”

参考訳: (環境とビジネスの関係は)もはやゼロサムゲームではない。環境に良いことは、ビジネスにも良いのだ。

GE 会長兼CEO ジェフリー・イメルト(2005年)



オフィスでのリサイクル活動



古紙回収のためのリサイクル



再生紙を利用したダンボールボックスを設置

## A4クラブのメンバーからのコメント

私たちは「グリーン・オフィス」構想の実現を目標に掲げ、リサイクルや再生紙利用の普及に向けた活動しています。オフィスの環境効率の向上という目標に向かってともに活動する仲間が着実に増えており、嬉しく思っています。クラブの活動を通じて、無駄な消費の減少を実現していきます。

## 中近東ブロック: アルコバール駐在員事務所スタッフが献血で社会貢献

### アルコバール駐在員事務所 アハメド・アルガムディ

伊藤忠商事アルコバール駐在員事務所では、CSRプログラムとして「献血」「病気の子供たちへのプレゼント」「事務所ビルの入り口に植物を設置」という3つの活動に取り組んでいます。このプログラムは、当社のCSR基本方針の一環として、従業員が地域社会に貢献できる機会を創ることを目的とするものです。

3つの活動のうち、昨年9月17日に行った献血についてご紹介します。献血当日、アルコバール事務所のスタッフ6



献血中、にこやかな表情を見せる筆者



アルコバール駐在員事務所  
アハメド・アルガムディ

名がアルコバールのファハド国王医療病院を訪れました。残念ながら健康上の理由で断られてしまったメンバーも4名いましたが、自主的に献血するという立派な行いに感動した同病院の医療スタッフたちからは、心の込もった感謝の言葉を頂戴しました。

## 東アジアブロック: 韓国伊藤忠が冠岳山の森林ボランティアに参加

### ITOCHU Korea LTD. 朴 珍成

韓国伊藤忠では定期的に「CSRボランティア活動」を実施しており、6回目となる今年は、9月1日に韓国伊藤忠および事業会社の社員総勢25名で「冠岳山森林手入れ」のボランティア活動に参加しました。冠岳山はソウルを取り囲む代表的な山で、円覚寺、恋主庵、三幕寺、観音寺などさまざまな文化資源も現存し、多くの市民に憩いの空間として親しまれているほか、生態系保存の観点においても非常に価値が高いとされて



ITOCHU Korea LTD.  
朴 珍成

います。水路は山にとってとても重要なもので、水路内の土砂と落ち葉を除去することによって、雨による土砂の流出防止や、周辺の生態系保全につながります。



韓国伊藤忠のボランティア活動は今年で6回目

当日、韓国伊藤忠のチームは水路の整備を担当しました。主催者側のボランティア7名も加わり、男女を問わずスコップを持って、汗を流しながら水路に溜まっている土砂と落ち葉をすくい上げました。また、掻き出した土砂と落ち葉は、雨が降った際に水路に詰まってしまうように、平らなところに運び出す作業も行いました。

作業が終わって山から下りてくると、みんな顔や体に付いた土と汗が混じって、まるで炭鉱で作業してきたかのように真っ黒になり、中には手足が蚊に刺された痕でいっぱいになっている人もいました。

水路には木の根などが土砂と一緒に混じっており、スコップで土砂を出すのは思ったより大変でしたが、きれいになった水路を見て、参加したメンバーの顔はみんな満足そうな笑みにあふれていました。

## 中南米ブロック: 伊藤忠中南米会社社員がカミノ・デ・クルセス国立公園の植林活動に参加

### 伊藤忠中南米会社

Lilly Garay

伊藤忠中南米会社 (ILASA) では、社員の Arturo Sanchez さんからの発案により、10月にCSR活動を行いました。事前調査の結果選んだのは、Asociacion Nacional para la Conservacion de la Naturaleza ( ANCON ) という民間のNPO法人が行っているカミノ・デ・クルセス国立公園の森林再生活動です。1985年に設立されたANCONは、生物多様性と天然資源の保護を目的に活動しており、「Reduce your carbon footprint with ANCON (ANCONとともに二酸化炭素の排出量を減らそう)」というプログラムを推進しています。私たちは、500平方メートルの土地に300本を植樹することになりました。



伊藤忠中南米会社  
Lilly Garay



伊藤忠中南米会社の社員ならびに家族総勢41名が参加

活動当日、朝早くカミノ・デ・クルセス国立公園に到着し、そこから植林地までピックアップトラックで移動です。舗装されていない荒れた道をトラックで移動するのはとてもエキサイティング。車内ではみんな絶叫していました。公園到着後、早速植樹作業に取り掛かりました。最初は写真を撮っていた私も、途中から作業に加わり、最後には他の人々と同じように泥だらけになりました。とても蒸し暑い中、各自5〜20本植樹し終えたころにはみんなヘトヘト。今回は小さな木を植えたに過ぎませんが、この活動を通じて地球の森林を守るために少しでも役に立つことができた実感し、とても貴重な体験になりました。

### ANCONからのコメント



パナマ運河分水嶺に位置する自然保護地区のカミノ・デ・クルセス国立公園での植林ツアーを通じて、ILASAの方々と自然について学びながら交流し、自然保護活動をともに行う機会を提供できたことを嬉しく思います。今回の活動を通じて、自然環境を破壊する汚染要因を減らし、天然資源を保護する大切さを各自で意識していただきたいと思います。

## アセアン・南西アジアブロック: 養護施設への寄付を通じた社会貢献で子供たちに光(“Jyoti”)を

### ITOCHU India Pvt. Ltd.

Harish Milwani

ITOCHU India Pvt. Ltd. (以下、IIPL) インド事務所では、古着や食料をMissionaries of Charity of Mother Teresaが運営する「Jeevan Jyoti Home」という養護施設に寄付しています。この施設名には深い意味が込められており、「Jeevan」は“生活”、「Jyoti」は“光”という意味のヒンディー語です。

この施設では身体や精神に障害を持つ82人の子供たちが生活しており、Missionaries of Charityのシスター(修道女)たちが、24時間体制で日夜休むことなく子供たちの面倒をみています。ここで暮らす孤児たちは重い障害を持っているため、掃除や食事の世話など、日常的に手助けが必要です。彼らの世話はとても手のかかる大変な仕事ですが、シスターたちのおかげで子供たちはいつも幸せそうに暮らしています。その姿にIIPLの社員たちは心が温まり、また、シスターたちの献身的な姿に感動しています。

IIPLでは今後も、彼女たちの活動を微力ながらも支援していきたいと考えています。



筆者のHarish Milwani, Jeevan Jyoti Homeの前で



## アセアン・南西アジアブロック:恵まれない子供たちやお年寄りのためのイベントを開催

ITOCHU Singaporeでは「Social Committee」を組織して、地域貢献などの観点から社員が参加できるボランティア活動の場を提供し、2010年から、恵まれない子供たちやお年寄りのためのイベントを開催しています。

2011年度はAsian Women's Welfare Association (AWWA)と共同で、2つのイベントを企画しました。

まず2011年12月16日には、社員ボランティア10人がマクドナルドでChildren's Partyを開き、約30人の子供たちを招待しました。おもちゃ付きのランチセットを食べた後、ボランティアも参加して子供たちとゲームを楽しみました。子供たちにはバルーンアートもプレゼントされ、パーティーの最後にはスクール用バッグと文房具の入ったお土産袋が渡されました。皆とてもパーティーを楽しみ、目がキラキラと輝いていたのが印象的でした。

また2012年1月13日には、社員ボランティア約10人により、約40人のお年寄りを招待したイベントを開催しました。グランドハイアットホテル内レストラン「オアシス」での豪華な昼食後、世界最大の観覧車「シンガポール・フライヤー」に乗りました。この観覧車に乗るのは皆さん初めてで、眼下に広がるすばらしい眺望に圧倒され、感動していました。イベントの終わりには、お年寄りたちに20ドルのアンパオ(お年玉袋)とオレンジ2つ※、アメニティ用品と食べ物が入ったお土産袋が渡されました。参加された方々はとても楽しんでおられ、感謝の気持ちを伝えてくださいました。

この2つのイベントを通じてボランティアたちは、シンガポールには恵まれない、貧困に苦しむ地域がまだあることを実感しました。微力ではありますが、このようなCSR活動を長期にわたって続けることで、恵まれない人々の手助けをしたいと考えています。

※ オレンジは吉を運んでくる縁起の良い果物と言われており、中国の春節(旧正月)に偶数個のオレンジをやりとりする習慣があります。



ITOCHU Singapore  
Jacqueline Neo

### ステークホルダーからの声



パーティーの様子

Social Worker, Asian Women's Welfare Association (AWWA)  
Mohammad Fandi Adam氏

マクドナルドでのすばらしいパーティーを企画してくださったITOCHU Singaporeの方々に、この場を借りてお礼を申し上げます。子供たちは今回のイベントをとても楽しんでいました。ボランティアの方々も楽しんでいただけたかと思います。また子供たちはいただいたお土産袋、風船、おもちゃも大変喜んでいました。本当にありがとうございました。

今後もITOCHU Singaporeの皆さまと一緒にこのようなイベントを企画したいと思います。

# コーポレート・ガバナンスと内部統制、コンプライアンス

## コーポレート・ガバナンスと内部統制

伊藤忠商事は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

## コーポレート・ガバナンス体制の概要

伊藤忠商事は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。

2013年7月1日現在、当社の取締役会は14名の取締役（内、社外取締役は2名）により構成されており、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しています。

当社は、2011年6月より独立性の高い2名の社外取締役を選任しています。社外取締役は、その客観的・中立的な立場から、社内取締役に對する監視・監督機能と多様な視点に基づく経営助言機能を適切に発揮することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の確保・向上に寄与しています。

当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用するとともに、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資することを目的として、HMC（Headquarters Manage-

ment Committee）及び各種社内委員会を設置しています。HMCは、社長の補佐機関として全社経営方針や重要事項の協議を行い、各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について審査・協議を行っています。なお、一部の社内委員会では、社外の有識者を委員とし、外部の意見を取入れる仕組みも構築し、運営しています。

また、当社は2名の社外監査役を含む4名の監査役を選任しており、各監査役が独立的かつ客観的な視点で当社の経営状況に対する監視・監査を実施しています。常勤監査役は、取締役会等の社内会議に日常的に出席するほか、会計監査人をはじめとした社内外の監査組織との連携により、監査機能の強化に努めています。内部監査部門として監査部が設置され、監査役との間で内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持つなど密接な情報交換・連携を行っています。監査役の職務遂行をサポートする組織として、監査役会直属の監査役室も置かれています。

### コーポレート・ガバナンス体制一覧表

|                |                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関設計の形態        | 取締役会・監査役（監査役会）設置会社                                                                                        |
| 取締役の人数         | 14名                                                                                                       |
| 内、社外取締役の人数     | 2名                                                                                                        |
| 監査役の人数         | 4名                                                                                                        |
| 内、社外監査役の人数     | 2名                                                                                                        |
| 取締役の任期         | 1年（社外取締役も同様）                                                                                              |
| 執行役員制度の採用      | 有                                                                                                         |
| 社長の意思決定を補佐する機関 | HMC（Headquarters Management Committee）が全社経営方針や重要事項を協議                                                     |
| 役員報酬体系         | ① 月例報酬<br>役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定<br>② 業績連動型の賞与<br>当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額を決定<br>※ 社外取締役に月例報酬のみを支給 |
| 会計監査人          | 有限責任監査法人トーマツ                                                                                              |

### これまでのコーポレート・ガバナンス強化のための取組み

|       |                    |                      |
|-------|--------------------|----------------------|
| 1997年 | ディビジョンカンパニー制を採用    | 意思決定の迅速化・経営の効率化      |
| 1999年 | 執行役員制度に移行          | 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化  |
| 2007年 | 取締役及び執行役員の任期を1年に短縮 | 任期中の経営責任を明確化するため     |
| 2011年 | 社外取締役制度の導入         | 経営監督の実効性と意思決定の透明性の向上 |

## 社外取締役・社外監査役の選任状況

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、国内の金融商品取引所が定める「独立役員」の要件を参考に、独立性の確保を重視することとしています。2013年7月1日

現在の社外取締役2名、及び社外監査役2名については、いずれも上記「独立役員」の要件を満たしており、それら全員を、当社が上場している国内の金融商品取引所に独立役員として届出しています。

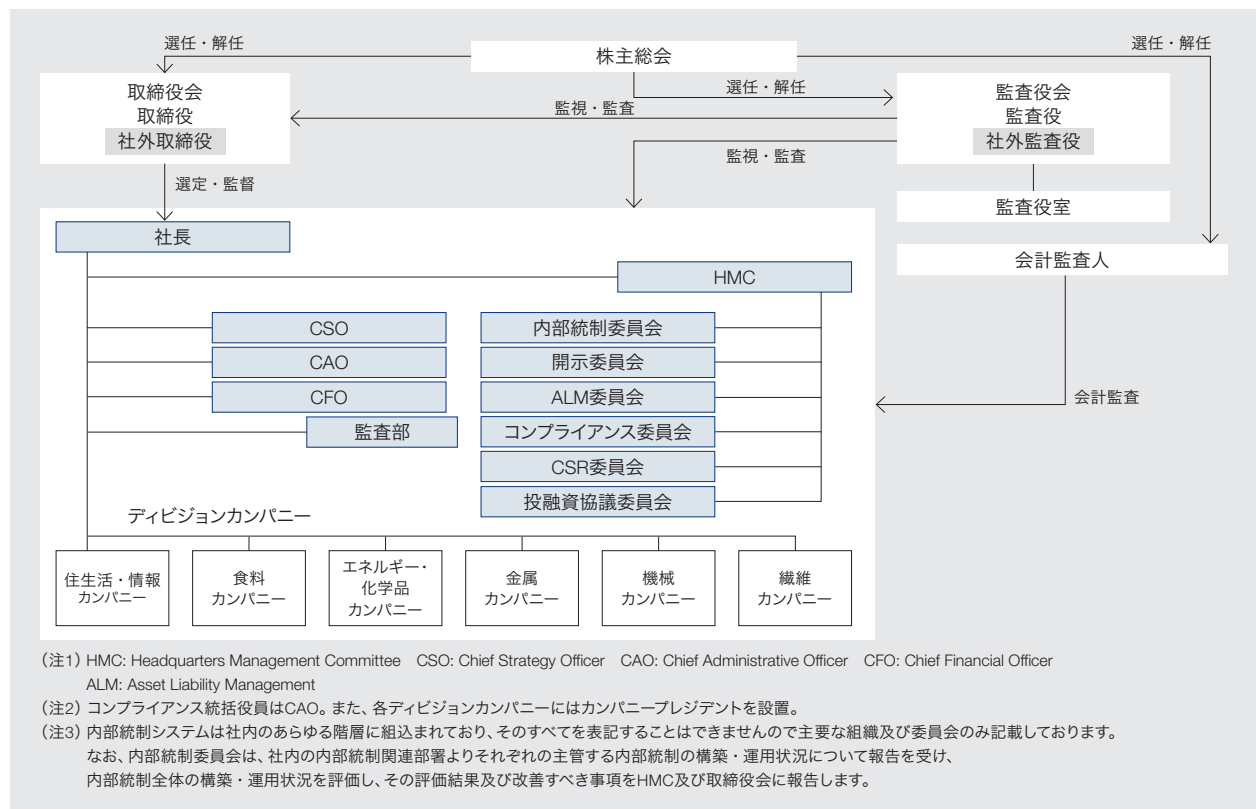
## 社外取締役の選任理由

| 氏名                 | 選任理由                                                                                                                                 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤崎 一郎<br>2013年6月就任 | 外交官としての長年にわたる経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を当社の経営に活かして頂くとともに、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、藤崎氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。         |
| 川北 力<br>2013年6月就任  | 財務省（及び旧大蔵省）及び国税庁における長年の経験を通して培われた財政・金融・税務等に関する高い見識を当社の経営に活かして頂くとともに、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川北氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。 |

## 社外監査役の選任理由

| 氏名                 | 選任理由                                                                                                       |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下條 正浩<br>2011年6月就任 | 主に企業法務・国際取引法の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、下條氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。 |
| 間島 進吾<br>2013年6月就任 | 公認会計士や大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監査することを期待して選任しています。なお、間島氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。   |

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図



## 主な社内委員会

| 名称          | 目的                                    |
|-------------|---------------------------------------|
| 内部統制委員会     | ・内部統制システムの整備に関する事項の審議                 |
| 開示委員会       | ・企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議 |
| ALM委員会      | ・リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議       |
| コンプライアンス委員会 | ・コンプライアンスに関する事項の審議                    |
| CSR委員会      | ・CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議            |
| 投融資協議委員会    | ・投融資案件に関する事項の審議                       |
| 役員報酬諮問委員会   | ・役員の処遇及び役員退任後の処遇に関する事項の審議             |



## 新任社外取締役によるメッセージ

社外取締役というものに初めてなります。伊藤忠商事がこの制度をスタートしたのもまだ2年前と聞いています。

会社であれ、政府の各省庁であれ、組織というものはプロの集団です。中でも取締役というのはプロ中のプロです。情報が集中し、長年の仕事を通じ、勘を磨いてきています。前に進むか、とどまるか、退くかの決断にはこうしたいわば勝負勘がもっとも大事でしょう。

社外取締役は、違います。会社の仕事や組織について他の取締役のように詳しいわけではありません。しかし物事には、中に入り込んでいくと気付かなくなることもたまにはあるでしょう。いわゆる傍目八目です。また中からは提起しにくいこともあるかもしれません。社外取締役を設ける意義はそこにあるのだろと思うます。

私は最近まで政府に40余年勤め、安全保障問題、経済交渉、情報分析など幅広い分野の問題を担当しました。微力ですが、こうした経験を踏まえ、私なりの心構えで職責を果たしたいと思います。

総合商社は日本経済の鍵を握っています。日本経済という体のいろいろな筋肉を結びつけ最も効率よく動かす神経のようなものでしょう。その動きが経済に安心と活力をもたらします。伊藤忠商事は最も元気のいい会社の一つです。開かれた社風であるとも聞いています。

日本経済が飛躍のときを迎えている今、その一端に携われることを幸運に思います。社員の方々と一緒に働くのを楽しみにしています。



**藤崎 一郎**

現職  
上智大学特別招聘教授  
国際戦略顧問



**川北 カ**

現職  
一橋大学大学院法学研究科教授

この度、伊藤忠商事の社外取締役に就任しました。私は、長年行政に従事したのち、現在は大学教授をしています。そうした知見をもとに、独立の立場から、伊藤忠商事の成長と発展に貢献したいと思っています。

コーポレート・ガバナンスについて、私は、直近の国税庁勤務においても、その重要性を強く感じて仕事をしていました。すなわち、第1に、コーポレート・ガバナンスの機能が税務を含むコンプライアンス保持に不可欠な要素であることに着目し、企業経営者の皆さんにコーポレート・ガバナンス体制の構築をお願いしてきました。

第2に、税務当局にとって、納税者・国民の皆様は、株主とも顧客ともなぞらえることができます。良い仕事をしてステークホルダーの期待に応えたい、その思いは政府部門も同じです。「良い仕事をするためのコーポレート・ガバナンスとは何か」。官と民とでは具体的な手法は違いますが、そうした意識をもって組織の管理運営に腐心してきました。

こうした経験も踏まえて、伊藤忠商事のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に尽くす所存です。

伊藤忠商事は、グループの企業理念として、「豊かさを担う責任」を掲げています。生き生きとした人間集団には、確かなビジョンが共有されていることを感じます。私も、「豊かさを担う責任」の理念の下、伊藤忠商事がステークホルダーの皆様の信頼と期待に応えられるよう、その挑戦を私の立場で支えたいと思います。

## 内部統制システム

当社は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定しています（2013年5月8日付で一部改訂）。この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。ここでは、2点特筆すべき取組みを抜粋してご紹介します。

（「内部統制システムに関する基本方針」は [http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance\\_compliance/control/policy/](http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/control/policy/) をご参照ください）

### 財務報告の信頼性を高めるための取組み

連結ベースでの財務報告の信頼性をより高めるため、社内体制を整備しています。まず、組織ごとに営業部門長等を内部統制統括責任者として任命し、グローバルな責任体制を構築しています。更に、開示委員会をステアリング・コミッティとして、財務報告に係る内部統制の整備構築及び評価を組織的に行っています。評価結果は関連部署にフィードバックし、整備と運用の改善を不断に行うPDCAサイクルを

回しています。また、金融庁の指針改正（2011年3月）を受け、実効性と効率性の追求を継続し、引続き内部統制の強化に努めていきます。

### リスク管理の強化

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューしています。「ALM委員会」が全社のバランスシート管理やリスクマネジメントに関する分析・管理に関する審議を行い、当社グループの資産の保全を図っています。

### リスク管理の例

#### 投資リスク管理（投資に関する意思決定プロセス）

##### 新規投資実行

新規投資にあたっては、まず申請部署が、投資の意義、成長戦略、事業計画、買収価格の妥当性、投資基準への適合状況、EXIT条件の設定等について十分に検証をした上で、申請を行います。次に、関係職能部（管理部門）が各々の専門的観点からのリスク分析を踏まえた審査意見を付した上で、DMC\*での審議を経て、カンパニープレジデントが決裁します。プレジデントの権限を超える案件はHMCでの承認が必要となります。なお、HMCでの承認が必要な案件のうち、収益性・戦略性等の面で追加的に検討・精査すべき点があると判断された場合は、CSO、CFO、統合リスクマネジメント部長、監査役等からなる投融资協議委員会が審議の上、HMCに諮ります。このように、ディビジョンカンパニーに裁量権を委譲し迅速な意思決定を実現する一方で、幾重もの審査プロセスを設けることで、投資リスクの抑制を図っています。

\* DMC: Division Company Management Committee

##### モニタリング

資産入替の促進、小規模・赤字会社削減の観点から、すべての事業会社につき年1回、定性（戦略的意義等）、定量（収益規模・投資効率等）の観点からレビューを実施しています（事業会社定期レビュー）。EXIT選定基準への抵触状況を確認すると共に、全事業会社に対する今後の取組方針を検討の上、EXIT候補を決定しています。

##### EXIT

事業会社定期レビューでEXIT方針とした事業会社については、統合リスクマネジメント部が進捗状況のモニタリングを行い、EXITを着実に履行しています。

#### 集中リスク管理

経営資源を各ディビジョンカンパニーに社内コペナントとして配分する他、エクスポージャーの大きい取引分野につき資産枠を設定することにより、特定セグメント・分野への集中リスクを管理しています。また、先進国以外の国に対するカントリーリスクエクスポージャーを総枠で管理すると共に、社内の国格付けに基づく個別の国枠管理も行っています。特定分野資産枠や国枠等については、ALM委員会が審議を行い、HMCで承認しています。

## 2013年3月期のレビュー

これまでご説明したコーポレート・ガバナンス体制のもとでの、2013年3月期の主な取組実績は以下の通りです。

### 主な会議体の開催回数等

|                  |     |
|------------------|-----|
| 取締役会             | 18回 |
| 監査役会             | 15回 |
| 社外取締役の取締役会への出席状況 | 97% |
| 社外監査役の取締役会への出席状況 | 94% |
| 社外監査役の監査役会への出席状況 | 96% |

### 2013年3月期の取締役会における主な意思決定事例

- ① 世界最大級フィンランドパルプメーカー METSA FIBRE社の株式取得
- ② トーヨーエイトック(株)の株式取得（子会社化）
- ③ 世界最大の青果物メジャー・米国Dole社のアジア青果物事業及びグローバル加工食品事業の買収
- ④ 2013～2014年度中期経営計画「Brand-new Deal 2014」
- ⑤ 九州電力(株)他とのインドネシア・サルララ地熱発電事業への共同取組

### 役員報酬等

| 区分            | 人員数（人数）   | 支給額（百万円）      | 内訳                                           |
|---------------|-----------|---------------|----------------------------------------------|
| 取締役<br>（内、社外） | 14<br>（2） | 1,372<br>（23） | ①月例報酬 741百万円<br>②当事業年度に係る取締役賞与（支払予定額） 631百万円 |
| 監査役<br>（内、社外） | 6<br>（3）  | 119<br>（33）   | 月例報酬のみ                                       |
| 計<br>（内、社外）   | 20<br>（5） | 1,491<br>（56） |                                              |

（注1）取締役の報酬限度額：月例報酬総額として年額12億円（内、社外取締役分は年額50百万円）

前記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する賞与総額として年額10億円（いずれも2011年6月24日 株主総会決議）

（注2）監査役の報酬限度額：月額総額13百万円（2005年6月29日 株主総会決議）

（注3）当社は、2005年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例報酬と業績連動型の賞与により構成されており、月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与は支給していません。



## 監査報酬の内容等

### 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 区分    | 2012年3月期              |                      | 2013年3月期              |                      |
|-------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
|       | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
| 当社    | 500                   | 101                  | 620                   | 24                   |
| 連結子会社 | 762                   | 80                   | 679                   | 75                   |
| 計     | 1,262                 | 181                  | 1,299                 | 99                   |

### その他重要な報酬の内容

2012年3月期及び2013年3月期における当社及び当社の連結子会社が支払うべき、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ以外のDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬額は、それぞれ1,229百万円及び1,375百万円であります。

### 監査公認会計士等の当社に対する非監査業務の内容

2012年3月期及び2013年3月期において、当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレターの作成業務及び国際財務報告基準 (IFRS) に関する指導・助言業務等についての対価であります。

### 監査報酬の決定方針

CFOが、会計監査人から提示された監査計画、監査日数及び業務の内容等の妥当性を吟味したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

## 説明責任

伊藤忠商事では、株主・投資家等のステークホルダーに対する企業・経営情報の説明をコーポレート・ガバナンス上の重要課題の一つと認識しており、適時・適切な情報開示に努めています。

2013年3月期における主なIR活動は以下の通りです。

| 活動                   | 回数 | 内容                                                                         |
|----------------------|----|----------------------------------------------------------------------------|
| アナリスト・機関投資家向け説明会     | 4回 | 四半期ごとに説明会を実施。第2四半期、本決算は社長による決算説明会、第1・第3四半期はCFOによるネットコンファレンス形式により実施。        |
| アナリスト・機関投資家向け施設見学会   | 1回 | 事業会社や当社関連プロジェクトの見学会を実施。                                                    |
| アナリスト・機関投資家向け分野別説明会  | 1回 | 当社の事業セグメントの戦略等特定のテーマについての説明会を実施。                                           |
| アナリスト・機関投資家向け大型案件説明会 | 1回 | アナリスト・機関投資家の関心が極めて高いと思われる大型案件について、公表時に説明会を開催。                              |
| 海外機関投資家向け説明会         | 6回 | 欧米、アジアを中心に実施。                                                              |
| 個人投資家向け説明会           | 数回 | 証券取引所及び証券会社支店において説明会を開催。                                                   |
| IR資料のウェブサイト掲載        | —  | 決算情報、決算説明会資料、分野別説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知等を掲載。 |



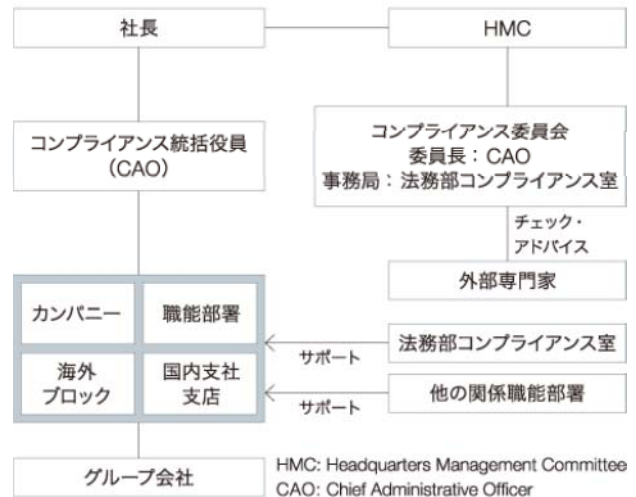
## コンプライアンス

### 伊藤忠グループのコンプライアンス推進体制

伊藤忠グループでは、本社の各組織だけでなく、国内外の主要なグループ会社においてもコンプライアンス責任者を配置し、各組織におけるビジネスの特性・業態・所在地域の法制度などを考慮しながら、コンプライアンス推進体制を構築しています。通期に一度、全社一斉に実施しているモニター・レビューや隔年で行っている意識調査などさまざまな機会を捉え、各社の実施状況を確認しながら、グループを挙げて、より充実したコンプライアンス推進体制の強化に向けて改善を図っています。

また、内部情報提供制度（ホットライン）規程を策定し、内部情報提供者の保護を図るとともに、適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図りコンプライアンス経営の強化に繋がっています。

#### コンプライアンス体制



### 2012年度に実施した主な施策と今後の課題

2012年度には、本社の全社員及び必要のあったグループ会社の社員を対象に、コンプライアンス意識の向上と事案の発生予防を目的に、実際に発生したコンプライアンス事案を教材として解説する「コンプライアンス巡回研修」を実施しました。また、グループ会社や海外店などの重点先に対しては、現場のコンプライアンスの実態把握やリスクの洗い出しを目的とした訪問指導などを行い、体制運用に重点を置いた活動に取り組んでいます。更に、発生した事案の傾向、モニター・レビューの結果等を踏まえてカンパニーごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し、順次実行に移しています。また、教育研修面においては、実際の事例などをもとにした教育研修を社員の階層別にきめ細かく実施しました。今後は、これらの施策を更に推進するとともに、引続きグループ会社や海外店に重点を置いたコンプライアンス強化に努めていきます。

### 腐敗防止の取組強化

伊藤忠商事では、公務員及びこれに準ずる立場の者に対する不正な利益供与を広く禁止するため、これまでに「不正利益供与禁止規程」及び「関連ガイドライン」を制定し、実際のビジネスにおける判断指針を示し、その浸透を図ることによって、腐敗防止に努めてきました。

米国連邦海外腐敗行為防止法（US FCPA）や英国贈収賄法（UK Bribery Act 2010）をはじめとする世界的な贈収賄規制強化の流れに鑑み、2011年6月に、当社対応強化策の一つとして、上記規程及びその関連ガイドラインの改訂を行いました。

2012年度は、上記改訂について、各種研修を通じて社内や海外ブロックへの周知に努めるとともに、モニター・レビューを通じて不正な利益供与に関するリスクアセスメントを行いました。

### 談合・カルテル防止に向けた取組

昨今、カルテル行為の嫌疑で摘発される事例が世界的に数多く見られるため、2010年4月に対応強化策として独禁法マニュアルの改訂を行いました。本マニュアルの周知状況と、伊藤忠グループ全体のカルテル行為排除の体制整備状況を把握する為に、2012年度には独禁法違反防止モニタリングを実施しました。この結果を踏まえて、今後はグループ全体の談合・カルテル行為に関する理解の向上を目的に教育・研修を実施し、継続的なリスクアセスメント及びモニタリング制度を実施していきます。

## 知的財産への取組

伊藤忠商事では、知的財産権関連ビジネスや日常業務において、他人が保有する知的財産権を侵害する行為の防止を徹底するため、社員を対象とした講習会の開催による注意喚起や、関連法規に準じた社内規則、マニュアルの整備を実施しています。また、会社の資産としての知的財産権の適切な管理、取扱いのため、職務発明・著作に関する社内規程、及び各種権利の出願・更新等のルールを明確化し、的確に運用しています。

## 総合輸出入管理への取組

総合商社の活動の柱である貿易を適正かつ効率的に行うため、伊藤忠商事では継続的に輸出入管理の強化、そして更なる改善を図っています。

安全保障貿易管理においては、大量破壊兵器及び通常兵器の拡散防止の為、当社では外国為替及び外国貿易法遵守の為の体系的・総合的な貿易管理プログラムを策定し、厳格な安全保障貿易管理を行っています。更に、国際平和及び安全を脅かすような取引に不用意に巻き込まれたり、その結果、当社のレピュテーションを毀損することのないよう、関連法令の遵守のみならず、国際安全保障リスクに対する包括的な管理プログラムの策定・運用を通じた自主的な取組も行っています。国際安全保障リスクにおける企業統治の重要性の増大に伴い、当社は国際社会の責任ある一員として様々なプロジェクトやトレードなどにおける潜在的リスクに対する審査を厳格且つ慎重に行っています。

また、輸入（納税）申告を含めた適正な輸出入通関手続きを実施するため、社内輸出入調査（モニタリング）や輸出入通関・関税管理に関する研修等、社内管理規則に基づいた諸施策を実施し、関税コンプライアンス等の徹底を図っています。こうした取り組みの結果、当社は横浜税関長より「法令順守体制」（コンプライアンス体制）と「セキュリティ管理」が優れた事業者に与えられる「認定事業者（AEO事業者）」（特定輸出者及び特例輸入者）の承認を取得しております。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会的勢力との対決三原則プラス1「恐れない、金を出さない、利用しない、＋交際しない」および具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置しています。

# サプライチェーンにおけるCSR



## 伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針

### サプライチェーンマネジメントに関する基本的な考え方

経済のグローバル化に伴い、途上国を中心に強制労働、児童労働等の社会的問題や環境問題が表面化してきました。世界の国々で事業を展開する伊藤忠商事も、地球全体のサステナビリティを維持するために取り組むべき重要なCSR課題と位置付けています。当社の関与するビジネスのサプライチェーンにおいて人権・労働、環境等の問題が起こらないように予防し、問題が見つかった場合にはサプライヤーとの対話を通じて改善を目指します。これらのアクションを着実に実践していくため、「伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針」を定め継続して取り組んでいます。

### 伊藤忠商事サプライチェーンCSR行動指針

伊藤忠商事は、企業理念である「豊かさを担う責任」を果たすために、持続可能な社会の実現に向け、その事業活動を通じてCSRを推進しています。

その事業形態の特性上、サプライチェーン上の多岐にわたる取扱商品・サービスの社会・環境影響に配慮し、サプライチェーンマネジメントに取り組んでいく必要があります。

伊藤忠商事は「サプライチェーンCSR行動指針」を定め、サプライヤーに対して伊藤忠商事の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、働きかけていきます。

1. 従業員の人権を尊重し、非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に対する強制労働・児童労働を行わない。
3. 雇用における差別を行わない。
4. 不当な低賃金労働を防止する。
5. 労使間の円滑な協議を図るため従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。
6. 法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。
7. 従業員に対して安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。
8. 事業活動において、自然生態系、地域環境及び地球環境の保全に配慮し、環境汚染の未然防止に努める。
9. 関係法令及び国際的なルールを遵守し、公正な取引及び腐敗防止を徹底する。
10. 上記の各項目に関する情報の適時・適切な開示を行う。



## CSRサプライチェーンマネジメントの社員啓発について

CSRサプライチェーンマネジメントを実践的なものにするために、社内研修等を通じて、社員向けの啓発を行っています。

2012年度は全世界の社員を対象に、「サプライチェーンCSR行動指針」に関するオンラインの確認テストを、日本語、英語、中国語の3か国語で実施しました。単体社員と海外ブロック社員あわせて対象者6,818人のうち、5,819人、85.4%の社員が受講しました。

## サプライチェーンにおける実態調査

### サプライチェーンにおけるCSR実態調査

伊藤忠商事では、世界各地で多様なビジネスを展開しています。さまざまなサプライヤーの実態を把握するため、サプライチェーンCSR行動指針の10項を必須調査項目としたうえで、カンパニーごとにそれぞれの商品特性に適した方法で調査することとしています。人権・労働・環境をカバーする10項目に、生活資材部門(木材・紙パルプ)では森林保全のチェック項目、食料カンパニーは商品安全の項目、また繊維カンパニーでは知的所有権保護の項目等を追加しています。調査対象のサプライヤーはFTSE4Goodのクライテリアを参考にしながら、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニーが選定し調査計画を立てます。各カンパニーの営業担当や駐在員がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施、あるいはアンケート形式により実態調査を進めています。また、2009年4月にはサプライヤーに対して伊藤忠商事のスタンスを明確に伝えるために「伊藤忠商事サプライチェーン行動指針」(2011年11月に改訂)を策定し、人権・労働及び環境保全について対話を進め、理解と実践を求めていく方針です。今後も調査方法を見直しつつ実態調査を継続していく方針です。

### 2012年度CSR実態調査

2012年度は、海外店のサプライヤー32社、グループ会社17社のサプライヤー193社を含む430社の調査を行い、その結果からは直ちに対応を要する深刻な問題は見つかりませんでした。法令で「団体交渉権」が認められていない国のサプライヤーにおいても、経営と従業員のコミュニケーションを図る施策を行っていることを確認、また、環境に対する方針・体制等で整備中の会社については、今後もその実施状況について注視していきます。担当した現場の社員からは「毎年実施している本調査を通じ、サプライチェーン・マネジメントが浸透しつつある」といった感想もきかれ、今後も調査を継続することで、社員の意識向上、またサプライヤーの理解と実践を求めていきます。

#### ■ CSR実態調査 組織別調査実施会社数

|           | 2012年度 |
|-----------|--------|
| 繊維        | 25     |
| 機械        | 16     |
| 金属        | 11     |
| エネルギー・化学品 | 69     |
| 食料        | 146    |
| 住生活・情報    | 163    |
| 合計        | ※ 430  |

※ 海外店のサプライヤー32社、グループ会社17社のサプライヤー193社を含む

## 社員との関わり



世界で多様な事業を展開する総合商社、伊藤忠商事にとって「人材」は最大の経営資源です。企業活動の成長を支える、経営基盤としての人材の育成・強化を、積極的に推進していきます。従来から注力してきた「業界のプロ」の育成や、多様な人材がグローバルに活躍できる体制づくりに、引き続き取り組みます。

### ■ 2013年度の方針及び課題



常務執行役員 人事・総務部長  
小林 文彦

「総合商社」伊藤忠商事にとって「人材」は最大の経営資源です。

2013年度からスタートした新中期経営計画「Brand-new Deal 2014」においては、前中計の基本方針を継承することから、引き続き「業界のプロ」、「強い人材の育成」など、人材に関する種々の取組方針を掲げています。中期経営計画やその取組方針に即した施策を実行することを通じて、多様な人材が最大限に能力を発揮できるよう、活躍を支援する体制をより一層強化していきます。

## 「攻め」を支える人材育成

### 「攻め」を支える人材育成

伊藤忠商事の安定的・継続的な成長を支えるのは「人材」です。伊藤忠商事は本社社員のみならず海外ブロック社員・グループ会社社員を対象とし、個々の適性・キャリアを踏まえ、それぞれのフィールドで活躍できる「業界のプロ」、その中核としてグローバルレベルでマネジメントできる「強い人材」の育成を目指します。その実現に向けて、OJT (on the job training) の徹底を通じた業務経験の付与を中心に、適切な評価・フィードバックによって社員の成長意欲を醸成、自己啓発を促し、研修を通じた知識・スキルの習得と、積極的なキャリアアップの補完を行うことで、更なる強化を図ります。引続き、研修を通じた人材育成に対しては多額の投資を行うとともに、今後はこれまでに構築した制度・仕組みを活用した現場主導による人材育成を更に促進していきます。



人材育成の基本構造（イメージ）

### 人材育成体系

あらゆる階層を対象に、必須・選抜・選択型の研修を実施しています。この他にも事業やスキルの専門性に応じて各カンパニーや職能部による独自研修も実施しており、グローバルに活躍するマネジメント人材の育成を展開しています。

|      | 本社社員                               |                                                                  |                          | グループ会社社員        | NS       |
|------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------|----------|
|      | 必須                                 | 選抜                                                               | 選択                       |                 |          |
| 役員   | 新任役員研修                             |                                                                  |                          | 新任取締役/<br>監査役研修 |          |
| 部長   | 新任部長研修<br>事業会社新任<br>職能担当役員研修       | GEP研修                                                            |                          | 部長研修            | GEP研修    |
| 課長   | マネジメント研修<br>(短期ビジネススクール)<br>新任課長研修 |                                                                  | 多面観察<br>フォローアップ<br>コーチング | 課長研修            | GLP研修    |
| 中堅   | 課長代行研修                             | マネジメント研修<br>(短期ビジネススクール)<br>職能専門スキル<br>強化コース<br>次世代リーダー<br>フォーラム | キャリアビジョン<br>支援研修         | 指導社員研修          | GNP研修    |
| 若手   | 8年目研修<br>4年目研修                     | 英語圏新興国派遣                                                         |                          |                 | NS UTR研修 |
| 新入社員 | 基礎コース<br>新入社員研修                    | 国内短期集中英語合宿                                                       |                          | 新入社員研修          |          |
| 事務職  | 新任Grade B研修<br>新入社員研修              | 秘書研修<br>指導社員研修                                                   | 支援型リーダー研修                |                 |          |
| 派遣社員 | 派遣社員研修                             |                                                                  |                          |                 |          |
| 内定者  | 内定者研修                              |                                                                  |                          |                 |          |

【凡例】 グループ社員が受講可能

GEP: Global Executive Program  
 GLP: Global Leadership Program  
 GNP: Global Network Program  
 NS UTR: National Staff U-turn Rotation Training



## さまざまな研修制度

職掌別、階層別に必須研修、選抜研修、選択研修といったさまざまな研修を実施しています。「グローバルマネジメント人材」の育成に向けては、「グローバルディベロップメントプログラム（GEP、GLP、GNP※）研修」「グローバルリーダー育成研修」「組織長ワークショップ」といった研修を実施しています。また、若手社員の英語力及び国際的視野の養成を図る目的で、1999年より「新人海外派遣制度」を、2010年度より中国他新興市場国へ派遣する「若手短期中国語・特殊語学派遣制度」を導入し、将来の各市場スペシャリスト候補の育成を図っています。その他、多様な価値観を持った「業界のプロ人材」の育成に向けて、「キャリアビジョン支援研修」等に加え、各カンパニー・総本社機能部の人材戦略に基づく独自研修等、目的にあわせさまざまな研修を実施しています。



グローバルディベロップメントプログラム研修

- ※ Global Executive Program: グローバル人材開発プログラムの基幹プログラムとして、グローバルエグゼクティブを育成する研修。
- ※ Global Leadership Program: グローバルに活躍できる組織長育成を目的とした研修。
- ※ Global Network Program: 海外ブロック社員を対象に、本社での研修を通じて伊藤忠グループのグローバルオペレーションを肌身で学び、参加メンバー間のネットワークを構築する研修。

### 人材育成方針及び研修内容(抜粋)

| 人材育成体系の骨子          | 具体的研修名                                      |
|--------------------|---------------------------------------------|
| グローバルマネジメント人材の育成   | グローバルディベロップメントプログラム、組織長ワークショップ、短期ビジネススクール派遣 |
| ビジネスリーダーの育成        | 新人海外派遣、若手短期中国語・特殊語学派遣                       |
| 「業界のプロ」・「多様な人材」の育成 | キャリアビジョン支援研修、各カンパニー・総本社機能部の独自研修             |

### 主な研修参加人数

| 研修名                   | 2012年度実績 |
|-----------------------|----------|
| グローバルディベロップメントプログラム研修 | 88人      |
| 組織長ワークショップ            | 372人     |
| 短期ビジネススクール派遣          | 43人      |
| 新人海外派遣／若手短期中国語・特殊語学派遣 | 79人      |
| キャリアビジョン支援研修          | 2,037人   |

### 研修参加者コメント



有機化学品第一部  
医薬関連ビジネスチーム  
大井 あゆみ

#### 若手短期中国語・特殊語学派遣(中国語)

2012年2月末から遼寧省大連市にて半年間の中国語研修に参加する機会を頂きました。

午前中は大学での授業、午後は語学学校でのレッスン、移動のバスやタクシーでも中国語を耳にし、食事の注文や周囲の友人との会話も全て中国語で行う日々で、語学の学習には非常に恵まれた環境でした。

また、語学習得にとどまらず、これまで出張時に目にしていた中国や、報道で知る中国の印象とは違った一面に触れる貴重な機会でもありました。

帰国後も継続して中国の事業案件に携わっており、研修で学んだ成果を少しでも業務に活かせるよう奮闘しています。



非鉄・金属原料部  
事業開発課  
福田 一力

#### 若手中国語・特殊語学派遣(スペイン語)

チリの首都サンティアゴにて、スペイン語を習得するために約6ヶ月間滞在しました。

語学学習に加え、ホームステイ先では現地の文化や習慣を学び、非常に密度の濃い充実した研修生活となりました。従来より中南米地域の業務を担当していましたが、机上での調査や情報だけでは深く理解する事が難しかった事も、実際にチリで生活している人々や現場で働いている方々に質問して得た生の情報によって、頭の中でバラバラになっていた知識や情報を整理することができたのは大変貴重な経験でした。

学んだスペイン語やこれらの経験を活かし、資源ビジネスをはじめ、様々な事に挑戦していきたいです。

このような貴重な機会を与えて頂いたことに感謝しています。

## 人事評価制度

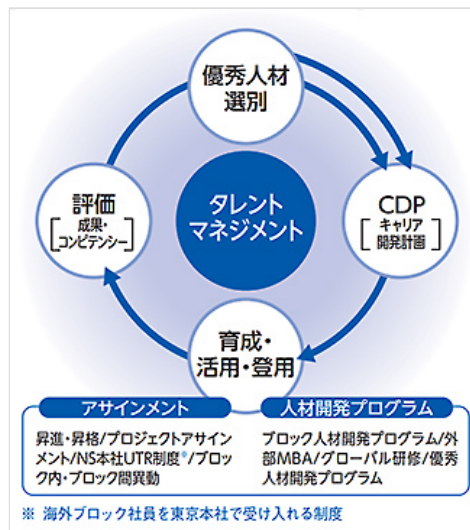
人事評価制度は、社員がやる気・やりがいを持って最大限の能力発揮ができることを支える人事制度の根幹を担う制度と位置付けています。評価制度の1つである目標管理制度には、全社の経営計画に合わせて社員一人ひとりに目標を分担し、実行を確認していくという経営戦略の担い手という役割があります。また、社員一人ひとりの能力・専門性・過去のキャリア・志向・適性を総合的に捉え、配置・異動計画に活用する人材アセスメント制度も設けています。

これらの人事評価制度が機能するためには、上司による公平・公正な評価と部下との面談によるフィードバックが非常に重要と考え、評定者研修等を通じて、社員の育成や成長を促すよう上司に啓発しています。

## グローバル人材戦略の継続推進

### グローバル人材戦略の継続推進

伊藤忠商事は、グループ全世界ベースでの人材価値の最大化・全体最適を目指し、2007年度より世界視点での人材戦略を推進しています。2010年度に全世界の組織長人材のデータベースを構築、組織長に求める行動要件を整備するなど、全世界で人材の育成・活用を推進する仕組みを整備してきました。現在は中国やアジアといった市場の人材戦略を強化するとともに、海外収益拡大を担う優秀な人材の個別育成計画を、各ディビジョンカンパニーと協働のうえ整備することで、「タレントマネジメントプロセス」を展開しています。これらの取組を通じ、グローバルなビジネス展開に資する人材の採用・育成・活用の強化を図っています。



タレントマネジメントプロセス

### 具体的な取組施策

1. 世界各国の拠点の社員を約2年間東京本社で受け入れ、業務の修得、企業理念・社風・文化の理解、人脈形成の機会を提供し、育成するとともに、本社のグローバル化を促進しています（2008年4月から2013年3月末の5年間で延べ66名を受入）。
2. 全世界・全階層の職務を対象に、職務・職責に基づくグローバルスタンダード（ITOCHU Global Classification: IGC）を2009年度に整備し、国籍にとらわれない人材の配置、登用、育成をグローバルベースで推進するために活用しています。
3. 創業時から150年余り受け継がれている理念や価値観を、伊藤忠のリーダーが備えるべき人材要件に落とし込み、採用基準や評価・育成制度に反映させ、社内講師による浸透活動を行うなど、伊藤忠の価値観に合った人材の採用・育成をグローバルに行っています。

■ 関連データ：地域別海外ブロック社員数（P66）

## 人材多様化推進への取組

### 日本における人材多様化推進への取組方針

数の拡大・制度の拡充から、定着・活躍支援へ

～ 人材多様化推進計画2013(日本)～

経済のグローバル化に伴う競争の激化や少子高齢化の進展に伴う人材獲得競争等の外部環境の変化、また当社における新規ビジネスの創造や年齢別人員構成の歪み等への対応が必要なことから、2003年12月より日本における人材多様化の推進に取り組んできました。

会社・社員が性別・国籍・年齢を意識しなくても、各々の社員が特性を活かして、活躍できる環境を整えることで個の力・組織力の更なる強化を目指すため、2009年度には「人材多様化推進計画2013(日本)」を新たに開始し、より多くの多様な人材の確保・定着・活躍支援を通じて「魅力ある会社・企業風土」づくりを推進しています。

### 女性社員の活躍支援

伊藤忠商事ではこれまで、日本の女性の社会進出が進むのに合わせ、女性活躍のための支援策を積極的に推進し、諸制度の整備を行ってきました。今後は、制度の適正運用を更に推し進めるとともに、社員個々人のライフステージやキャリアに応じた個別支援策の推進等により、頑張る女性の活躍支援を強化していきます。

#### ■ 女性総合職による「異業種Women's Forum」を開催

2013年2月に、野村ホールディングス株式会社と共同で、日本を代表するグローバル企業5社の女性社員が業種を越えて交流し、今後のキャリアについて学び合う「異業種Women's Forum」を開催しました(参加企業は他に、株式会社資生堂、全日本空輸株式会社、日産自動車株式会社。各社から参加した約100名の若手女性社員が、子連れで海外駐在(子女のみ帯同)した女性や、管理職に就いている女性等、各社から選出された多彩なロールモデルの経験談や、参加者同士の交流を通じて視野を広め、自身のキャリアを切り拓くためのきっかけや気づきを得る上で大変有意義な機会となりました。

#### ■ 女性執行役員の誕生

2013年4月には、初の女性執行役員が誕生しました。伊藤忠商事は、ダイバーシティ先進企業として、今後も女性を含む多様な人材の育成・活躍支援を推進していきます。

### コメント



執行役員 法務部長  
茅野 みつる

伊藤忠商事のビジネスは、様々な地域や多岐に亘る分野で展開されており、多様な人材が現場で一体となって創造・推進しています。人材は伊藤忠の原動力でもあり、これらの人材の活躍こそが、ビジネス戦略に直結するとの考えに基づき、多様な人材の活用・育成を支援していきます。

- 関連データ: 従業員の状況 (P66)
  - 女性総合職の割合 (P66)
  - 採用人数(男女別) (P66)



## シニア人材の活躍支援

伊藤忠商事では、高齢者の活躍支援を従来より積極的に進めています。日本の少子高齢化の進展や、多様な人材の活躍支援という観点を踏まえ、60歳定年に加え、新たな選択肢として「雇用延長制度」を導入し、高齢者が持つ、豊富な知識や経験を定年後も活かせるよう、希望者全員が引き続き活躍できる環境を整備しました。今後も高齢者がより一層、やる気・やりがいを持って働き続けることができる環境の実現を更に推進していきます。

## 障がいのある方の社会参加支援

身体等に障がいのある方とともに働く機会を促進することを目的として、1987年に障害者雇用促進法に基づく特例子会社「伊藤忠ユニダス(株)」を設立しました。2013年6月現在の障がい者雇用率は2.02%と法定障がい者雇用率(2%)を上回っています。引続き、障がいのある方の社会参加支援を積極的に行っていきます。

- 関連データ: 障がい者雇用率(P67)

## 社員が活躍できる環境づくり

### 社員が活躍できる環境づくりへの取組方針

伊藤忠商事にとって「人」は最大の財産であり、社員が安心して、働きがいをもって仕事に集中できる環境の整備は非常に重要と考えています。伊藤忠商事は、そのための各種制度を拡充するとともに、現場/社員の制度理解を促進し、社員が活躍できる環境づくりを推進しています。

### 仕事と育児・介護の両立支援

社員が会社生活を送るうえで、育児や介護といったライフステージを迎えた際にも安心して会社で働き続け、最大限に能力を発揮できるよう、伊藤忠商事では、男性・女性がともに利用可能な、仕事と育児・介護の両立を支援するための諸制度を、法定を上回る水準で拡充してきました。

2010年、東京本社近隣に「社員用託児所 I-Kids(アイキッズ)」を開設しました。首都圏における「待機児童問題」が社会問題化し、育児休業からの計画的な復職が難しくなっている現状等を踏まえたもので、社員のキャリア継続への阻害要因を緩和し、社員の働き続ける意欲を支援しています。

また、男性社員の育児参加を促進するため、2012年10月より、従来無給であった育児休業開始後の5日間を有給扱いに改訂しました。

介護制度については、2011年に海外駐在員を対象とした高齢者見守りサービス「駐在員ふるさとケアサービス」をセコムグループと協働のうえ、開始しました(全費用会社負担)。今後更なる海外収益拡大を目指す中、「海外政策」の重要な取組方針のひとつとして海外駐在員の増員を図っており、本制度を通じ、国内で独り暮らしをされている駐在員の高齢者家族の生活や健康状態を把握し、中高年世代の社員が直面する「仕事と介護の両立」を支援することにより、安心して海外でも活躍できる環境の整備に取り組んでいます。

また、2012年10月より、介護短時間勤務取得可能期間の延長(3年→5年)、介護に関するWeb相談サービスの開始等、来るべき大介護時代を見据え介護制度の拡充を行っています。

- 関連データ: 育児・介護関連制度取得状況 (P67)

#### I-Kids利用者コメント

(株)食料マネジメントサポート出向  
平野 麻耶



銀杏並木をお散歩



食育の様子

地元の保育園に入れなかったため、2012年9月よりお世話になっています。少人数でお友達は少ないですが、ほのぼのとした空気の中、優しい先生方に細かなところまでご配慮いただき、大変感謝しています。ハロウィン、クリスマス、誕生日会、毎月の食育等たくさんのイベントをご用意いただいています。様々な経験を通じて子供が大きく成長していると日々感じています。会社から近く、子供に何かあったときはすぐにお迎えに行くことができ、安心して働ける環境を提供いただいております。親子共に大変ありがたく利用させていただいています。

## 育児休業取得者コメント



人事・総務部  
金山 義憲

子育てという未知の経験によって自分自身の視野を広げたいと思い、妻や上司と相談し、育児休業を取得しました。取得にあたっては、職場の上司をはじめ、同僚より大きなサポートをいただいたことに大変感謝しています。息子の子育てを、妻とともに取組むことで家族の絆がより深まったことに加え、育児関連の商品やビジネスの大きさに触れることができたことも貴重な財産でした。育児休業の取得は、新たな視点を得て仕事に活かすことにもつながり、男性にとっても働くうえで良い効果があると思います。

## くるみんマークを取得

2011年に「次世代育成支援対策推進法」(※)に基づく認定基準を満たし、厚生労働省(東京労働局)より次世代認定マーク(愛称:くるみん)を取得いたしました。

伊藤忠商事は、社員がやる気・やりがいを持って働き続けることのできる環境づくりを、今後も積極的に進めていきます。

## ※ 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられています。(厚生労働省ホームページより抜粋)



## キャリアカウンセリング

キャリアカウンセリング室では、新入社員から組織長まで全社員の多様なキャリアに関する相談・支援を幅広く行っています。同室にはキャリアカウンセラーの資格を持った社員が数名常駐し、一人ひとりの状況にあわせて、上司・部下・同僚との関係や仕事の進め方、自分の将来のこと等幅広くお話を伺います。また、研修の一環として、入社後数年の節目ごとに若手社員全員にキャリアカウンセリングを行う仕組みを整え、キャリア採用者や、雇用延長に関する中高年社員からの相談も実施しています。社員と、社員を通して組織に、キャリア形成に関わる気付きやセーフティネットを与えることを目指しています。

## 労働安全衛生への取組

### 労働安全衛生への取組方針

伊藤忠商事にとって、社員は財産であり、社員がその能力を最大限に発揮するためにも社員の職場での安全・健康を確保することは、会社の重要な責任のひとつです。世界のさまざまな地域で活躍する社員とその家族が、安全かつ健康でより有意義な駐在生活を送れるよう、事件・事故・災害等の緊急事態のみならず、健康管理に対する万全な体制を構築しています。

### 海外安全対策

グローバルにビジネスを展開する伊藤忠商事では海外駐在員は約800人、年間海外出張者は延べ1万人に及びます。海外安全対策については、現地と日本の共通認識が重要であるとの考えから、人事・総務部内の安全担当者が、世界9ブロックに配置された人事・総務担当と、政治や経済、治安等に関する情報を定期的に交換し、社内への発信を行っています。また、専門のセキュリティ会社との契約を通じて、情報を集めにくい地域についてもカバーできる体制を構築しています。現地における感染症からの予防策も含めて病気やケガ等の緊急時に備え、緊急医療サービス会社とも提携し、予防と事後対策のための支援体制を整えています。また、海外赴任前の社員に現地の安全や医療、異文化への対応などの講習を徹底する一方、赴任後に現地でも家族を含めた安全セミナーを開く等注意喚起を行っています。

### 社員の健康管理

伊藤忠商事では健康に関して、いつでも相談できる社内体制を整備しています。例えば、東京本社内の診療所でもある健康管理室には、合計20名の専門医が所属する他、エックス線技師や薬剤師も所属しており、各社員ごとに保健師がいわば「医療コンシェルジュ」として、全面的なケアをすることで、社員一人ひとりの健康管理を後押ししています。

具体的には、一般診療（内科、整形外科、歯科）、健康診断（定期健康診断、半日ドック、海外渡航者・一時帰国者・帰国者の健康診断）、各種予防接種、検診（VDT検診、生活習慣病検診）に加え、医療相談、情報提供等を行っています。また個人の健康診断履歴が閲覧できるHSS（Health Support System）等WEBサービスも利用可能です。健康保健組合では国内4か所の保養所運営の他、禁煙支援などの健康キャンペーンも実施しています。

### メンタルヘルス

メンタルヘルスについては、社内にストレスマネジメントルームを設置し、臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。また産業医への相談やさらには社内で精神科医の受診も可能です。健康保健組合では健康相談WEBサイト「健康・こころのオンライン」を設置しており、WEB上での相談が可能です。

### 労働時間管理

各現場の実態に合わせたメリハリのある効率的な働き方を目指し、職場ごとに早帰り日を設定する等、長時間労働防止の観点からさまざまな取組を行っています。具体的には、入退館記録に基づく客観的な労働時間管理システムを活用する等、会社として適正な時間管理ができる体制を強化しています。社員全員が適正な時間管理の認識を持ち、健康でメリハリのある働き方を実現することが、企業理念である「豊かさを担う責任」を果たしていくことに繋がると考えています。



## 社員とのコミュニケーション

### 社長との対話集会

伊藤忠商事では、社長と社員が直接双方向の対話を行う機会を積極的に設けています。

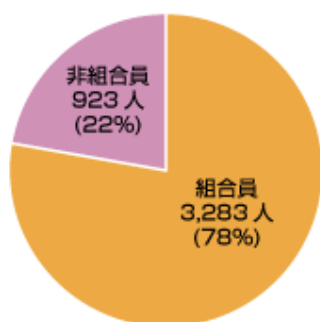
2012年度は、普段社長との対話の機会が限られる国内支社・支店及び事業会社を訪問し対話集会を7回開催しました。対話集会では、社長自ら経営方針やその実現に向けての情熱を直接社員に対して伝える一方、社員は直接社長に対し、自分の意見や質問を投げかけることができ、双方向におけるコミュニケーションの貴重な機会となりました。内容は経営方針のみならずプライベートまで多岐にわたり、非常に活気に満ちた集会となりました。

また、国内のみならず、海外ブロックを訪問の際には、海外駐在員及び海外ブロック社員との対話集会を実施しています。2012年度はアメリカ・ブラジル・イギリス・フランス・イタリア・中国・フィリピンの各拠点にて懇談会を8回開催し、社長と海外駐在員・海外ブロック社員が経営方針等について直接対話を行い、コミュニケーションを深められる機会を設けています。



### 労働組合との対話

伊藤忠商事では、企業理念である「豊かさを担う責任」の実現に向け、労働組合とさまざまな課題について協議しています。2012年度は社長との経営協議会、カンパニー・総本社との経営協議会等を計5回実施しました。労使間で活発な議論を重ねることによって、お互いに現状の課題を認識・共有し、改善策を検討・実施していくことができる健全な関係を構築しています。



2013年4月1日時点組合員比率

#### 2012年度労働組合との取組実績

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 2012年6月  | 決算協議会               |
| 2012年9月  | 機械カンパニー経営協議会        |
| 2012年11月 | エネルギー・化学品カンパニー経営協議会 |
| 2013年3月  | CFOとの経営協議会          |
| 2013年3月  | 社長との経営協議会           |

### 組合長コメント



伊藤忠商事労働組合 組合長  
浅野 寿昭

伊藤忠商事労働組合は、重要なステークホルダーである従業員がより生き生きと「やる気・やりがい」を持って個々人の能力を十分に発揮できる職場環境の実現を目指し、諸活動に取り組んでいます。幅広く吸収した現場の声を基に、各種協議会の場を通じて会社と積極的に対話することにより、会社、従業員間のコミュニケーションを促進し、CSR活動に貢献していきます。

## 社員コミュニケーションのためのインフラ整備

伊藤忠商事では、さまざまな福利厚生施設や仕組みを通じて社員間のコミュニケーションの活性化や交流の機会の提供を行っています。コミュニケーションの活性化は、社員ひとりひとりの帰属意識や働き甲斐の醸成に役立ち、組織全体の活性化にも役立っています。

### ■ 独身寮

現在300人を超える若手総合職社員が、男子4棟、女子2棟の独身寮に入居しています。独身寮では、同期だけではなく部署の異なる先輩後輩が交わり、若手社員同士のコミュニケーションを活性化させることにつながっています。

### ■ 社員食堂

2013年5月に東京本社の社員食堂の大規模リニューアルが行われ、今まで以上に明るく快適な人の集まりやすい空間に生まれ変わりました。社員食堂は毎日1500人近くの社員が利用し、食事時の社員同士の交流に役立っています。

### ■ 相互会

相互会は同じスポーツや文化活動を行う社員同士が集まって活動する組織で、全国で40を超える部があり、700人を超える社員が所属しています。相互会には、伊藤忠商事の現役社員に限らず、OB社員やグループ会社の社員など多くの人たちが参加しており、スポーツや文化活動を通じて、世代を超え、組織を超えた交流・コミュニケーションを図っています。

## 基礎データ

従業員の状況(各年度3月末現在)

|        | 単体        |       |       |          |            |               | 連結        |
|--------|-----------|-------|-------|----------|------------|---------------|-----------|
|        | 従業員<br>人数 | 男     | 女     | 平均<br>年齢 | 平均勤続<br>年数 | 平均年間給与<br>(円) | 従業員<br>人数 |
| 2010年度 | 4,301     | 3,201 | 1,100 | 41       | 15.8       | 12,542,124    | 62,635    |
| 2011年度 | 4,255     | 3,162 | 1,093 | 41       | 15.6       | 12,810,035    | 70,639    |
| 2012年度 | 4,219     | 3,162 | 1,057 | 41       | 15.8       | 13,893,019    | 77,513    |

オペレーティングセグメント別従業員数(2013年3月末現在)

(単位: 人)

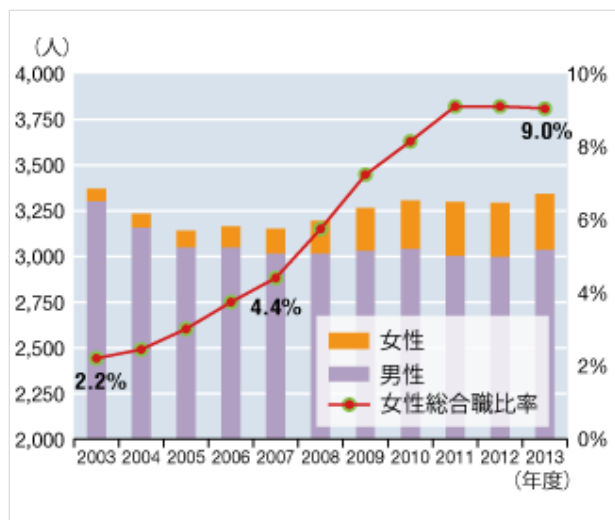
|    | 繊維     | 機械     | 金属  | エネルギー・化学品 | 食料    | 住生活・情報 |
|----|--------|--------|-----|-----------|-------|--------|
| 単体 | 402    | 468    | 197 | 333       | 389   | 407    |
| 連結 | 20,101 | 11,749 | 774 | 8,523     | 6,995 | 25,828 |

地域別海外ブロック社員数(2013年3月末現在)

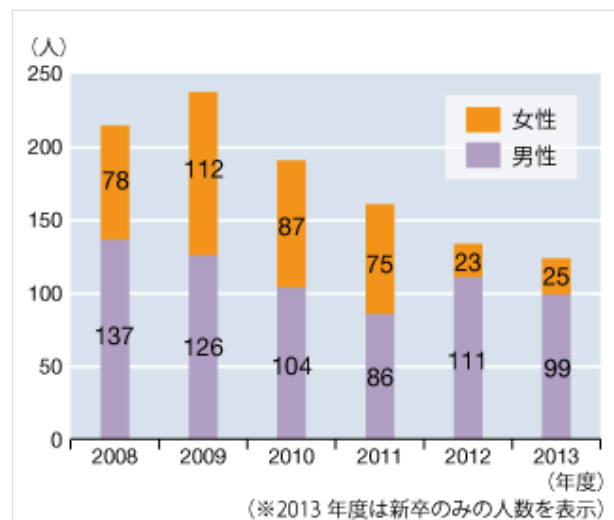
(単位: 人)

| 北米  | 中南米 | 欧州  | アフリカ | 中近東 | 大洋州 | 東アジア | アセアン・<br>南西アジア | CIS | 総計    |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|----------------|-----|-------|
| 149 | 161 | 208 | 37   | 157 | 31  | 744  | 606            | 85  | 2,178 |

女性総合職の割合(各年度4月1日現在)



採用人数(男女別)



## 育児・介護関連制度取得状況

(単位: 人)

|             |             | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度         |
|-------------|-------------|--------|--------|----------------|
| 育児関連        | 育児休業        | 49     | 61     | 43(男0:女43)     |
|             | 子の看護休暇      | 125    | 125    | 134(男58:女76)   |
|             | 育児のための短時間勤務 | 50     | 57     | 64(男0:女64)     |
|             | 育児特別休暇      | 13     | 8      | 35(男6:女29)     |
| 介護関連        | 介護休業        | 0      | 1      | 1(女1)          |
|             | 介護特別休暇      | 9      | 12     | 12(男4:女8)      |
|             | 介護休暇        | 16     | 18     | 18(男6:女12)     |
|             | 介護のための短時間勤務 | 2      | 3      | 2(女2)          |
| ファミリーサポート休暇 |             | 469    | 536    | 454(男248:女206) |

## 障がい者雇用率(各年度6月1日現在)

| 年      | 障がい者雇用率 | 法定障がい者雇用率 |
|--------|---------|-----------|
| 2011年度 | 1.87%   | 1.80%     |
| 2012年度 | 1.87%   | 1.80%     |
| 2013年度 | 2.02%   | 2.00%     |



## 社会貢献



伊藤忠商事は地球的視野に立つて「良き企業市民」として果たすべき役割を自覚し、地域社会、国際社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に貢献しています。

地域社会及び国際社会と持続可能な社会を実現するため、5つの重点分野からなる「社会貢献活動基本方針」を定めて活動しています。

### 社会貢献活動基本方針



#### 1. 世界の人道的課題

伊藤忠商事は、グローバルに事業を行う企業として、世界における人道的課題に積極的にに関わり、豊かな国際社会の実現に貢献します。



#### 2. 環境保全

伊藤忠商事は、環境保全活動を積極的に行い、社会の持続的な発展に貢献します。



#### 3. 地域貢献

伊藤忠商事は、良き企業市民として地域社会との良好な関係を構築し、地域社会との共生を図ります。



#### 4. 次世代育成

伊藤忠商事は、次世代を担う青少年の健全な育成を支援する活動を行い、心豊かで活力ある社会の実現に貢献します。



#### 5. 社員のボランティア支援

伊藤忠商事は、社員一人ひとりが行う社会貢献活動を積極的に支援します。

## 社会貢献の主な活動：東日本大震災支援活動

2011年3月に発生した東日本大震災は、東日本全域に甚大な被害をもたらしました。これからも伊藤忠商事では、長期的な視野で復興支援に全力を挙げていきます。

### 2012年度の主な活動トピックス

#### ■ 2012年6月 子どもの本100冊助成

株主の皆様とともに「子どもの本100冊助成」が、被災地のボランティア団体に届き始めました。この活動は、株主様宛情報の電子化にご承認いただき、節約できた用紙代・郵送料等を、伊藤忠記念財団が行う文庫助成に協力するものです。当社も同額を寄付して、2012年度は15セット（1セット＝100冊）の児童書が被災地の子供たちへの読み聞かせなどに活用されています。



#### ■ 2012年9月 東日本大震災から1年半の募金活動

9月11日から21日まで、復興支援の社員募金を伊藤忠の各拠点で行いました。役員、社員、海外駐在員やグループ会社社員まで多くの方からの善意、及び会社からの同額マッチング分で合計607,230円が、公益社団法人 日本国際民間協力会の「東北 子供の夢応援団プロジェクト」に活用されます。詳細は下記URLを参照ください。

<http://www.kyoto-nicco.org/project/support/presentation/itc-coope.html>



#### ■ 2013年3月 福島県いわき市の蒲生卓也氏作品展を開催

伊藤忠青山アーツスクエアでは「絵画展PEACE ART未来へ」(3/5-11)を開催し、東日本支援クレオンネット主催による「大地震、津波、子どもたちの絵が語る心の記憶」の絵画展のほか、福島県いわき市で障害を乗り越え、アーティストとして活躍される蒲生卓也さんの作品展を同時開催、応援メッセージボードなど会場全体で応援しました。



#### ■ 2013年3月 東日本大震災から2年の募金活動

東日本大震災から2年経った3月11日、伊藤忠商事東京本社で行った募金活動では、昼休みの1時間に¥546,890の善意が集まりました。さらに全国の支社支店、海外、労働組合の協力も得て募金の総額は904,867円になりました。募金総額と同額を会社がマッチングします。震災直後と変わらぬ“忘れない”気持ちは、公益社団法人日本国際民間協力会、公益財団法人伊藤忠記念財団を通じて、被災地での学校再建/青少年支援等に活用されます。また、募金活動の他に、社員食堂にて被災地食材の献立提供、被災地産品の販売支援や、動画「3.11伊藤忠商事の震災支援」の上映も行いました。



#### ■ 2013年3月 「東北 子どもの夢応援団プロジェクト」への支援

伊藤忠商事は、公益社団法人 日本国際民間協力会のプログラム「東北 子どもの夢応援団プロジェクト」の趣旨に賛同し、この度創設した「伊藤忠子どもの夢ファンド」を通じて、岩手県陸前高田市の中学校の部活動や少年野球チームに関する支援を行います。詳細は下記URLを参照ください。

<http://www.itochu.co.jp/ja/csr/news/2013/130311.html>



#### ■ 2013年3月 「石巻線マンガタンライナー」運行協力

3月23日、石ノ森萬画館リニューアルオープンに合わせて、石巻市とJR東日本との共同事業による石巻線マンガタンライナーの出発式が行われました。故石ノ森章太郎氏のマンガキャラクター「サイボーグ009」や「仮面ライダー」などが描かれた車両を見ようと、ホームには多くの子どもや家族連れが集まりました。マンガタンライナーが観光客誘致につながり、被災地復興の一助となることを願い、伊藤忠商事はキャラクターのシール製作費用の全額を石巻市に寄付しています。



## 社員のボランティア活動支援

2011年5月から東日本大震災復興支援ボランティアとして、社員がボランティア活動に参加しやすくするため、交通費/現地滞在費等を会社から補助する制度を実施し、2013年3月末までに延べ216人が利用しました。

## ■ ボランティア活動報告vol.1 第9回 2012年8月9日～12日

## 参加者の声



物流・保険ビジネス部  
大谷 哲生

## 被災地の現実、仲間との出会い

東北の震災は余りにもショッキングな出来事で、以前から何か復興のお手伝いができないかと思っていましたが、被災現場の凄まじさを今回自分の目で見て、改めて復興の難しさ・厳しさを実感しました。作業内容は埋まっている田んぼの側溝の掘り起しで、2日半掛けて数十メートルを仕上げました。同じ伊藤忠グループにしながら、今まで接点のなかった、仕事も年齢も異なる13人の仲間と今回一緒に作業したり食事をともにしたことにより、伊藤忠の中には私の知らなかった素晴らしい仲間がたくさんいたのだなどの嬉しい発見もしました。さらに多くの方の参加をぜひお勧めします。

## ■ ボランティア活動報告vol.2 第13回 2012年12月13日～16日

## 参加者の声



非鉄・金属原料部  
井上 侑美

## 次につなげていくこと

3度目の陸前高田だった。2011年12月に開墾した場所には「みんなの家」が建ち、2012年6月にガレキを引きずり下ろした斜面の袂には、グラウンドができていた。一回の作業でできることは本当に小さく、心身ともに疲れてくると、この仕事に意味はあるのか？と考えてしまう。それが今回、「みんなの家」で地元の方々が集まって暖をとっていたり、グラウンドで子供たちがキャッチボールをしている姿を見て、確実に次につながっていることが分かり、嬉しくなった。まだまだ復興には程遠い。被災地を忘れず、引き続き足を運ぼうと思う。

## ■ ボランティア活動報告vol.3 第14回 2013年2月14日～17日

## 参加者の声



住生活・情報事業統括室  
春木 輝美

## 東北への思いふたび

震災から2年、復興があまりに遅々としていることに驚かされました。それでもひたすら復興を待ちながら、仮設住宅に住み、日々の生活に追われている人々がまだ大勢います。ボランティア作業後、「本当に助かったよ」と被災者の方がつぶやかれたのが身にしみました。今回も活動を通じて、人との出会い、人の縁をとて強く感じることができました。会社は被災者の方にたくさんお話を聞く機会を用意してくれました。お話をされる方にとってはまだ生々しい当時の記憶。それでも必死に伝えてくれようとしていました。忘れないでいてほしいという思いからです。そして、立ち去る私たちのバスが見えなくなるまで、手を振ってくれました。思わず、また来ます！と答えずにはいられませんでした。



## 社会貢献の主な活動：世界の人道的課題

### 災害支援義援金寄付

国内外での大規模災害発生に際し、人道的見地より、義援金拠出・物資の提供を行っています。現地の支店・事務所とも連絡をとりながら2012年度は下記の支援を実行しました。

#### ■ 最近の義援金拠出例

|                |                  |
|----------------|------------------|
| フィリピン ミンダナオ島台風 | ¥10,000,000      |
| アメリカ東海岸 ハリケーン  | (米国にて)US\$50,000 |
| 中国 四川省地震       | (中国にて)30万人民元     |

### WFP 国連世界食糧計画への支援

世界の飢餓・貧困問題を少しでも解消するため、国連の食糧支援機関であるWFP 国連世界食糧計画の公式支援窓口である国連WFP協会の評議員となり、さまざまな活動に参加しています。2012年12月5日～6日、東京本社B1Fロビーにて、WFP 国連世界食糧計画に対する募金活動を実施し、365,261円の募金が集まりました。会場ではWFPの活動を紹介するパネルの展示や、先着でチャリティサンタ人形のプレゼントも行いました。たくさんの方々のご協力で集まった募金は、WFPを通じて世界の飢餓撲滅活動に役立てられます。

また、2013年5月に横浜で開催された子供の飢餓の撲滅キャンペーンである「ウォーク・ザ・ワールド」に伊藤忠商事及び伊藤忠グループ会社社員220名が参加しました。その他、東京本社で、WFPの活動を紹介するパネル展や募金活動を定期的に実施しています。



子供の飢餓の撲滅キャンペーン「ウォーク・ザ・ワールド」に参加

### 途上国と先進国の食のアンバランスを解消する「TABLE FOR TWO」(TFT)

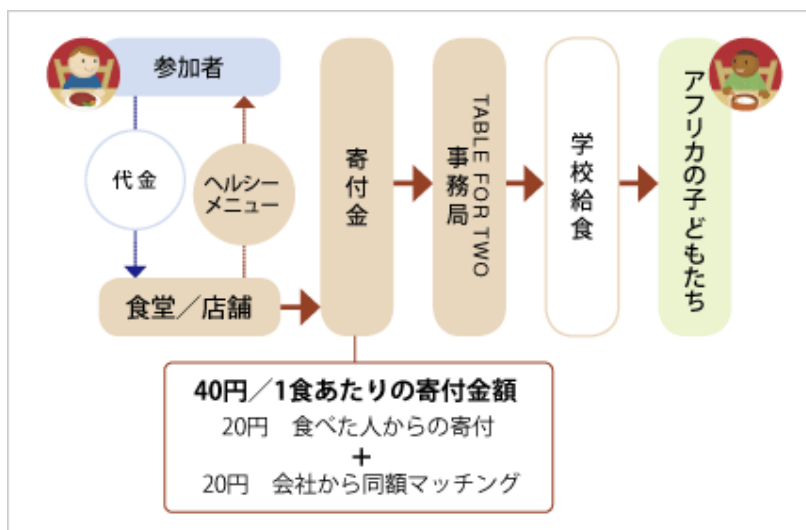
「TABLE FOR TWO」(「二人の食卓」)は、開発途上国が抱える飢餓と、先進国が抱える肥満や生活習慣病の同時解決に向けて、時間と空間を越えて食事を分かち合うというコンセプトの社会貢献プログラムです。

2007年10月に日本で創設され、伊藤忠商事では翌年4月より東京・大阪・名古屋の社員食堂で、他社に先駆けて本格導入されました。

2013年度も社員食堂のある東京本社では健康に配慮した、TFT対象メニューを毎日提供しています。そのメニューを社員が購入すると、1食につき20円が寄付されます。これに会社も同額を寄付するマッチング・ギフト方式によって、20円が加算されます。つまり、1食につき40円がTABLE FOR TWOのプログラムを通じて、NPO法人国際連合世界食糧計画WFP 協会に寄付され、開発途上国の子どもの学校給食になっています！







### TABLE FOR TWO ガイドライン

1. カロリーが730kcal (680～800kcal) 程度
2. 栄養バランスが適正
3. 野菜が多め

### 伊藤忠商事東京本社で好評だったTABLE FOR TWOメニューBest3



1位: 豚肉と野菜のオイスターソース炒め  
496kcal



2位: 野菜たっぷりブルコギ  
597kcal



3位: ノンフライささみマヨカツ  
500kcal

## 社会貢献の主な活動：環境保全

### ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム

伊藤忠は、2008年に創業150周年を迎え、これを記念する社会貢献活動として社員アンケートにより要望の多かった「森林保全」をテーマとした本プログラムの実施を決定しました。

2009年度から公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF)と協業し、ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラムを実施しています。

伊藤忠が支援する森林再生地のボルネオ島北東部のマレーシア国サバ州北ウルセガマでは、WWFが現地サバ州政府森林局と連携して森林再生活動を行っており、そのうち967ヘクタールの再生を支援するものです。これは一般企業の植林活動支援としては最大規模の面積です。絶滅危惧種に指定されているオランウータンの生息地域であることから、このプログラムを ITOCHU Group: Forest for Orang-utanと名付け、伊藤忠グループ各社と協力して推進しています。

また、グループ会社も含めた社員ボランティアツアーを毎年実施し、現地植林活動(植樹、草刈など)や野生動物の観察等に現地へ定期的に訪れています。

詳しくはP81をご覧ください。



苗木の植樹

### マニラ麻農園リハビリテーション・プロジェクトを支援

1912年に開設したマニラ支店が100周年を迎えるのを記念し、6月にフィリピン中部のソルソゴン州農村地帯においてマニラ麻農園リハビリテーション・プロジェクトの支援について、フィリピン繊維産業開発局及び地元の農業組合であるSt. Ann's Family Service Cooperativeと協定を締結しました。2014年3月までに実施予定の90ヘクタール分(約14万4千本)のマニラ麻の植付と栽培に必要な資金の全額である200万円を拠出します。また、本プロジェクトを通じて年間18トンのCO2吸収が見込まれています。



## 社会貢献の主な活動：地域貢献

### 「伊藤忠メディカルプラザ」設立で、神戸医療産業都市の発展へ寄与

公益財団法人神戸国際医療交流財団に対し、国内最大級の医療クラスターである神戸医療産業都市に2014年夏に開設予定の国際医療交流を目的とした施設「伊藤忠メディカルプラザ」の建設資金として5億円を寄付しました。東南アジアを中心とした諸外国の医師や医療関係従事者へ教育・技術トレーニング等の人材育成や、海外からの研修生受入事業、大学などと連携した医療機器開発など各種研究事業等を行う予定です。



完成予想図

### 「伊藤忠青山アートスクエア」をオープン

2012年10月に東京本社に隣接するシーアイプラザに、CSRの拠点として「伊藤忠青山アートスクエア」をオープンしました。アートを通じた「次世代育成」、「地域貢献」、「国内外の芸術や文化の振興」を目的に、みずみずしい感性あふれる優れた作品展や国際交流の懸け橋となるイベントなどを、さまざまな文化が息づく街、東京・青山から発信していきます。

今後も、伊藤忠は、アートを通じて様々な社会的課題に取り組み、定期的に展覧会を実施することによって、地域の生活文化創造への貢献を目指していきます。

伊藤忠青山アートスクエア ホームページ

<http://www.itochu-artsquare.jp/>



### ■ ねむの木のこどもたちとまり子美術展

10月26日より企画第一弾の「ねむの木のこどもたちとまり子美術展」が開催されました。オープニングセレモニーには、本展示会の主催者である学校法人ねむの木学園園長であり美術展のディレクターである宮城まり子さんやねむの木学園のこどもたちも参加し、晴天の中、大変なごやかなセレモニーとなりました。





## ■ 五美術大学交流展を開催

関東圏の五つの美大(女子美術大学、多摩美術大学、東京造形大学、日本大学芸術学部、武蔵野美術大学)の有志40名が創作した絵画、映像や立体作品等、現役学生ならではの感性溢れる瑞々しい作品を、2013年1月18日から2月23日まで展示しました。

明日の日本を担う次世代の学生に社会への発信という挑戦の場を提供することで、彼らの成長やその先にある夢の実現への一助となることを願って、本企画が開催されました。

(本展のポスターも、参加学生がひと手間加え、すべて異なったデザインで個性が光る作品となりました)



## ■ 「江戸切子若手15人展」開催

3月16日から、伊藤忠青山アートスクエアでは、東京の江東区を中心に、伝統と革新の間で魅力的な作品を作り続けている江戸切子作家15人の新作の展示会が開催されました。伝統工芸を継承する若手職人の技と美に触れ、日本人が紡ぎだした文化の素晴らしさを伝える展示会になりました。



## 認定NPO法人国境なき子どもたち (KnK) のフィリピンでの青少年支援施設サポート

開発途上にある国々のストリートチルドレンや大規模災害の被災児等を支援する認定NPO法人国境なき子どもたち (KnK) を通して2009年12月のフィリピンのマニラ郊外に青少年自立支援施設「若者の家」リニューアルオープンに係る支援を行い、2012年には子供たちの将来の自立支援に繋がる職業訓練所として新たな改築が行われました。今回、同施設の地下や屋根を改修することで、実践的な技術習得のための職業訓練コースの拡充が可能になります。現在も、この施設を通し、年間約1,000名の青少年へさまざまな支援が行われています。



「若者の家」



当社マニラ支店100周年の式典に参加する「若者の家」の子どもたち

### フィリピンからのご報告 (KnKのHPより抜粋)

2001年11月よりスタートしたKnKフィリピンの「若者の家」は、伊藤忠商事株式会社のご支援により2009年12月に新設されました。ここでは育児放棄された幼少の子どもたちが共同生活を送りながら、スタッフによる家庭的な愛情と適切なケアを受けています。子どもたちは「若者の家」に来る前は極度の栄養不足にあったことから年齢よりも極端に身体の小さい子が少なくありません。しかし、現在は規則正しい生活の中でバランスのとれた食事をとり、健康状態もかなり改善されています。

「若者の家」の施設内で、コンピュータ技術と縫製の訓練を実施し、スラム地域の青少年の就業を支援しています。また、スラムの中で手工芸を中心とした収入創出活動も開始しており、若者たちがアクセサリーの製作・販売を行うなど経済的な自立へとつなげています。



KnKのメンバーと



## ロビーコンサート

2012年7月23日、東京本社にて第21回伊藤忠ロビーコンサートが開催され、700人強の社員・OBとご家族、地域の皆様が来場されました。また毎年ご招待しているアガペセンターの皆様を今年もお招きし、コンサート前には司会の竹下景子さんと小林会長との交流会を開催しました。皆さん、1年に1回のこの日を楽しみにしていたとのことで、溢れる笑顔で交流、記念写真撮影をされ、ニューヨークシンフォニックアンサンブルの演奏も非常に喜んで頂きました。また、竹下景子さんと小林会長のミニトークでは、被災地の皆さんの頑張りのや、伊藤忠記念財団の絵本による支援などが話題にのぼりました。ロビーコンサート21年目となるニューヨークシンフォニックアンサンブルの演奏も素晴らしく、アンコールも2曲披露され、音楽が全ての人・地域共通の言語であることを改めて感じる事が出来ました。



## 青山通りの地域清掃活動を実施

東京本社近辺で、社員による地域清掃活動を実施しています。地域社会の一員として、地元自治会や近隣の他企業の皆さんと協力して清掃や啓発物配付を行っています。



## 社会貢献の主な活動：次世代育成

### 伊藤忠記念財団への支援

伊藤忠商事は、1974年に公益財団法人伊藤忠記念財団を設立して以来、青少年の健全育成を目的とした社会貢献活動を継続して進めてきました。

現在は、「子ども文庫助成事業」（日本人学校、補習校への図書助成を含む）、「電子図書普及事業」を活動の柱に、子どもたちの健全な成長に寄与する活動を行っています。

株主の皆様と行う「子どもの本100冊助成」についてはP69をご参照ください。



グアテマラ日本人学校の生徒たち

### 「キッズニア東京」に環境パビリオンをオープン

伊藤忠商事は2012年4月に、こども向け職業体験施設「キッズニア東京」に環境パビリオン「エコショップ」をオープンしました。「エコショップ」では伊藤忠が参画する世界的な環境活動「MOTTAINIAキャンペーン」での環境教育のノウハウを活かし、子どもがエコ活動を体感できるように、環境素材を使ったマイ風呂敷、エコバッグ、マイ箸づくりなど自分だけのオリジナル商品を製作できます。

また、こども1人の参加ごとに、植林用の苗木1本分の費用がケニアの植林活動である「グリーンベルト運動」に寄贈される仕組みとなっており、2012年度は約3万人の子ども達がアクティビティに参加してくれたおかげで、3万本の苗木をケニアに寄贈することができました。

今後も、子どもに人気の高い施設である「キッズニア東京」に、グローバルな視点で環境保全について楽しく学べる場を提供することで、持続可能な社会を担う青少年の育成を目指してまいります。



ケニアへの苗木贈呈セレモニー

## 夏休み子ども教室

8月22日、東京本社10階で「夏休み子ども教室」を開催し、青山小学校、近隣の子どもたち、社員家族など27名の子どもたちが参加しました。1992年から毎年、夏休み環境教室として実施してきましたが、21回目の今年は株式会社みずほフィナンシャルグループと共催で、更に内容を拡充しました。第1部ではお金の仕組みの授業やクイズ、お札を数える練習、一億円を持つ体験、第2部ではMOTTAINAIキャンペーンの説明、プレオーガニックコットンの紙芝居、エコバッグ作成、また最後にはカブトムシのプレゼントと2時間で盛りだくさんの内容となりました。

特に、1億円の重さを当てるクイズの直後に本物の1億円が登場したときには、保護者の方からも歓声が上がり、一人一人1億円を持ち上げて、熱心に写真撮影をされていました。また第2部の授業では、「MOTTAINAIを自分の手で表現できて嬉しかった」

「楽しくバッグが作れてもっとエコしたいと思った」「作っている人の苦勞を知ったので、少しでもプレオーガニックコットンを使っている製品を買いたい」といった声が聞かれ、楽しみながら、今後自分なりに環境問題を考え、行動する良いきっかけにもなったようです。また最後のカブトムシプレゼントでは40匹のカブトムシを前に子どもたちが目を輝かせ、夏休みの楽しい思い出にもなりました。

※プレオーガニックコットン：オーガニックの認証取得に到るまでの移行期間に収穫された綿花。

【参考】プレオーガニックコットンプログラム：<http://www.preorganic.com/about/>





## 社会貢献の主な活動：社員のボランティア支援

伊藤忠では年間最長5日間のボランティア休暇を取得できる制度や、休日・昼休みなどに参加できるプログラムなども開催することで、社員の意識醸成に努めています。

会社が独自支援プログラムを立ち上げる等、特に推奨しているボランティアは以下の2つです。

【海外】ボルネオ植林体験ボランティア

【国内】東日本大震災復興支援ボランティア

### ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム

2009年から公益財団法人世界自然保護基金ジャパンと協業し、ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラムを実施しており、毎年グループ会社の社員や海外で働くナショナルスタッフなどと共に、社員ボランティアツアーを組んで定期的に現地を訪れています。

詳しくはP81をご覧ください。



### その他社員が参加できるボランティア・プログラム例

#### ■ 飲料自動販売機による「チャイルド・ケモ・ハウス」の支援

日本初の小児がん専門治療施設「チャイルド・ケモ・ハウス」の運営をサポートするため、東京・大阪本社内にケモ・ハウス仕様の飲料自動販売機を設置し、両ビル内に設置されるすべての飲料自動販売機の売上の6～10%相当の金額を寄付。



#### ■ 神宮球場(青山)にて伊藤忠野球教室を開催

青少年育成の一環として障がいのある子供達に、さまざまなことに挑戦する機会を与えたい、自分の可能性を見出す機会を創出する手助けをしたいとの考えのもと、2007年より野球教室を開催しています。

元ヤクルトスワローズ投手の矢野講師より、スポーツマンシップのお話や基礎的な動きなど、家庭での練習ではなかなか身につかない基本から、ノックのとり方や投球練習などの実践までを教えてください。指導のボランティアとして、伊藤忠商事相互会野球部に所属する社員もボランティアとして参加しています。参加した子供からは「初めての道具を使ってうれしかったです。これからもっと練習したいです。」などの感想があり、子供達をはじめ保護者など参加者からも大変好評をいただき、毎年社員ボランティアも増加しています。





### ■ 絵本を届ける運動(東京/大阪両本社・名古屋支社、金沢支店)

日本語絵本に現地語のシールを貼り、東南アジアの子どもたちに贈る活動。  
東京本社では、毎週(木)昼休みに5F社友室を借りて活動中。



### ■ 「スワンペーカーリー」のパン販売

スワンペーカーリーとは、障がいを持つ人々に適正な賃金での雇用を促進する目的で、ヤマト財団により設立されたペーカーリーで、2008年5月より、毎週水曜日に「スワンペーカーリー」のパンを東京本社の社員食堂にて販売。



### ■ ふれあいのネットワーク 自然観察会

新宿御苑自然観察 4月初旬、セミの羽化観察会 8月初旬、横浜入観察会 10月初旬に実施。



### ■ ふれあいのネットワーク 音読部会 開催:第2土曜日

伊藤忠グループ社員やOB・OGの有志で渋谷の高齢者施設を訪問し、音読・合唱などを通じて交流を行う。



## 150周年記念社会貢献事業



### ITOCHU Group Forest for Orang-utan

#### 1. 背景

世界的に問題となっている熱帯林の著しい減少・劣化、及びそれに伴う生態系の破壊は、1992年のブラジルで開催された地球サミットでも指摘されていましたが現在も止まっていません。また、森林の破壊が地球温暖化の原因である二酸化炭素増大の原因のひとつともいわれています。

ボルネオ島(カリマンタン島)はマレーシア、インドネシア、ブルネイの三カ国にまたがる熱帯林地帯で、日本の約2倍もの面積がある、世界で3番目の大きさの島です。

アマゾンなどと並び、生物多様性の宝庫といわれるボルネオ島も最近では開発が進み、自然再生力だけでは生態系保全ができない

程、傷ついた熱帯林も出てきました。今回のプログラムは、これらの傷ついた熱帯林再生の手助けをするものです。伊藤忠が支援する森林再生地のボルネオ島北東部のマレーシア国サバ州北ウルセガマでは、世界的な自然保護団体であるWWFが現地サバ州政府森林局と連携し、約2,400ヘクタールの森林再生活動を行っています。伊藤忠グループはそのうちの967ヘクタールの再生を支援するものです。これは一般企業の植林活動支援としては最大規模の面積です。当地は、絶滅危惧種であるオランウータンの生息地でもあり、森林再生によりこのオランウータンを保護するのみならず、ここに生息する多くの生物を守ることもつながります。

2012年11月末時点で、約690ヘクタールの植林が完了しました。967ヘクタールの全植林は2014年度に完了予定で、維持管理作業は2016年度まで継続されます。

熱帯林の再生には、長い時間がかかります。5年間だけでは十分ではありません。しかしこれをひとつの契機として、社員やグループ会社とも協力し、動物たちが安心して暮らせる森の再生を目指していきます。



## 2. プログラムの内容

|            |                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| 寄付先        | WWFジャパン                                                              |
| 期間         | 2009年度より2013年度まで(当初5年間であったが現地の活動は2016年度まで継続予定)                       |
| 場所         | ボルネオ島(マレーシア国サバ州北ウルセガマ地区)                                             |
| 面積         | 967ヘクタール(正方形に例えると、およそ3km x 3kmの面積)                                   |
| 寄付金額       | 総額2億5000万円(グループ会社よりの寄付含む)                                            |
| 植樹         | 植樹は、現地の在来樹種のフタバガキ科が中心となり、現場状況にあった樹種が植えつけられます。5年をかけて植樹及びメンテナンスを実施します。 |
| 社員ボランティア活動 | グループ会社含めた社員ボランティアによる現地植林活動(植樹、草刈など)や野生動物の観察等を実施中                     |

## ボルネオ便り 第4回

I ITOCHU Group: Forest for Orang-utan の活動の地、ボルネオ島・マレーシア国サバ州にて、社員並びにグループ会社社員が東京、仙台、台湾の各地から計18名集合して、第4回ボルネオ植林体験ツアーを実施しました。現場では、灼熱の太陽が照りつける厳しい環境の中、参加者たちは1人当たり10本～27本の苗木を汗まみれになって植林しました。現地の魅力溢れる自然とツアーの概要をご紹介します。



### 植林体験ツアー

#### ■ ツアー日程(5泊6日)

|     |        |                                                                  |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------|
| 1日目 | 11月22日 | 成田(深夜便)～クアラルンプール                                                 |
| 2日目 | 11月23日 | クアラルンプール～コタキナバル経由～ラハダトゥ ホテル着後WWFセミナー                             |
| 3日目 | 11月24日 | ラハダトゥ～北ウルセガマ植林体験、スカウ(イブニングクルーズ & ナイトクルーズ)                        |
| 4日目 | 11月25日 | スカウ(モーニングクルーズ)～サンダカン(散策)～セピロック                                   |
| 5日目 | 11月26日 | セピロック(オランウータンリハビリテーションセンター見学)・森林局施設散策<br>～サンダカン～クアラルンプール(深夜便)～成田 |
| 6日目 | 11月27日 | 成田空港到着                                                           |



## ■ 2012年11月時点の植林状況



2012年11月時点で、全体967ヘクタールの70%にあたる約690ヘクタールの植林が完了しています。長雨や干ばつなどの悪天候が作業の妨げとなり植林業者の作業効率が上がっていない面もありますが、現状では2014年度まで植林作業が続けられ、維持管理作業は2016年度まで継続されます。それ以降は自然生長に任せることになります。



2010年に苗木を植樹しました。



2011年は約2mに成長しました。



2012年には  
約4mまで成長しました

## ■ 植林体験ツアーレポート

### 2日目(11月23日)

長時間のフライト・乗継を経てホテル到着後、直ちに会議室でWWFマレーシアのスタッフよりボルネオ島の失われゆく森林の現状について講義をうけました。



WWFマレーシアスタッフの講義に参加者皆が真剣に聞き入る様子



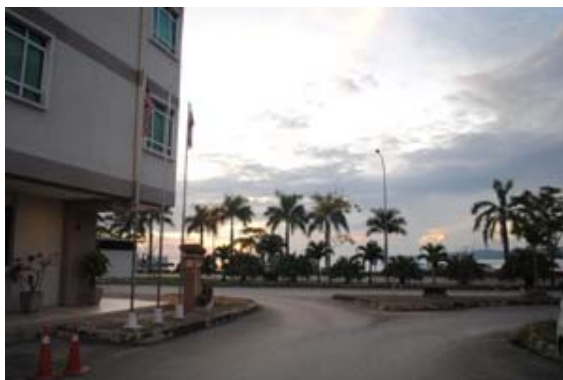
歴史背景を踏まえて分かり易く熱心に語りかける伊藤忠OBの谷山氏

伊藤忠商事でご活躍された後にコタキナバルで生活中的OB(元専務)谷山氏もご夫婦で駆けつけて下さり現地の植林と文化につき講義を頂きました。参加者は深く現状を理解することができました。

### 3日目(11月24日)

気温約35度程度。灼熱の太陽の日差しの中で19名が6班に分かれて作業し、1人当たり苗木10本～27本も植林しました。全員が汗にまみれてクタクタになるまで植林作業をしました。

植林現場の中にオランウータンの巣の跡を見つけた参加者が、自分たちが植えた苗木が10年後にオランウータンの居着ける木に成長する様に祈りながら作業を続けている姿が印象的でした。



朝、専用バスでホテル出発



4WDジープに乗り換えて植林地へ向かう



植林現場での説明風景



いよいよ植林開始



ボード前に記念植樹



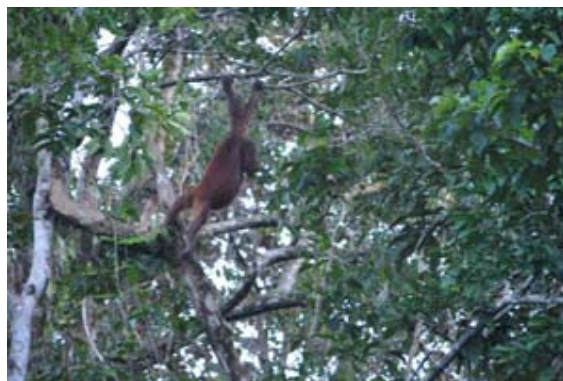
植林ラインに沿って奥地に踏み入り汗を流す

植林終了後、バスでホテルに移動。スカウのホテルからイブニングクルーズに出発した参加者はテングザル、オランウータン、トカゲ、カワセミ等の野生動物に遭遇しました。夕食後にも再びナイトクルーズに出発。夕方と夜とは、観察できる野生動物の種類が変わります。夜の川下りは幻想的な風景が広がり、一同息をのみながら、星空の下での風景を楽しみました。

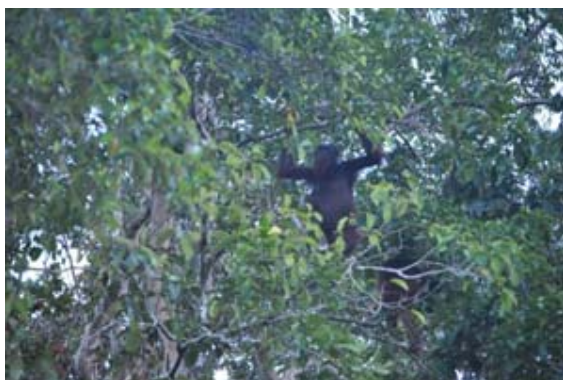




午後には移動して、スカウのホテル到着後、  
イブニングクルーズ開始



ついに野生のオランウータンに遭遇！！



しばらく進むと別の2匹の野生のオランウータンに遭遇！！  
ボートからわずか50～60mの距離。



ボートから一同見上げる様子

#### 4日目(11月25日)

昨日の興奮も冷めやらぬまま、モーニングクルーズへ出発。その後、ボートで約2時間半の移動中にも野生動物達との出会いがあり、参加者は期待していた以上の驚きを感じていました。



早朝に出発



心奪われる色彩のカワセミ



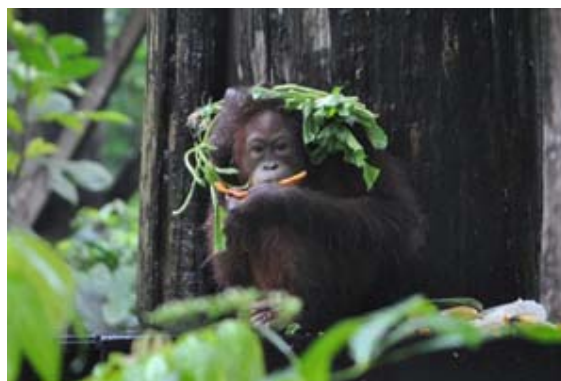
木にへばりつくオオトカゲ(体長約1m)



高速のボートでサンダカンへ移動。強い風が体に直接あたるが、赤道直下の気温では心地よい。

### 5日目(11月26日)

前夜から大雨が降り、午前中にセピロックオランウータンリハビリテーションセンターを雨の中訪問。親を密猟などで失って、孤児となり保護されたオランウータンは、同センターで人間の手助けを受けながら自ら生活していくために必要な技術を教わり、その後、自然に返されます。参加者一人一人が、森林再生と生態系保全の繋がりとその重要性について深く考える貴重な時間となりました。



通路の柵の上(触れられる距離まで)にオランウータンがやってきます



センター内の資料館にて説明パネルを見つめる参加者達







午後は、森林局が管理する森林保護区内にある  
The Rainforest Discovery Centreを訪問



保護区内は、本来の熱帯雨林の姿が維持されており、数種類の木々が隙間なく立ち並び豊かな生態系を育んでいます



センター内は、熱帯植物や鳥が生育し、  
散策できるようになっています



空港に向かう途中でサンダカンの墓地にも立ち寄りしました。  
有名な日本人墓地は(写真は華人墓地)更に奥にある細い  
路地を進んだ後にあるほんの小さな一角でした。

## 雨雲を寄せ付けない?! 晴れ男&晴れ女の元気パワー!



WWFジャパン  
サポーター事務局  
法人・募金グループ  
小坂 恵

皆様のご協力の下、今回の植林ボランティア活動も無事に終了することができました。誠にありがとうございました。

到着後すぐのレクチャーでは、疲れた様子は無く、むしろ活動に参加する意欲が溢れていました。プレゼンテーション後には積極的なご質問があり、本プロジェクトに対する関心の高さを感じました。

この時期の現地は雨季ですが、伊藤忠グループの方はかなりの“晴れ男&晴れ女”なのでしょう。昨年同様に、プロジェクト現場にいる間は青空が広がり、照りつける太陽の下、気温は35℃を超えましたが、笑顔を絶やさず真剣に取り組まれました。特に、苗木に話しかけながら、丁寧に植えていた方が心に残っています。植林活動終了後には、満足感に満ちた顔を拝見でき、スタッフも徐々に緊張感が解れて、写真撮影など、皆様と楽しい交流の時間を過ごせました。

今回のツアーを通して、ご参加いただいた皆様には、森林再生プロジェクトの必要性、内容、取り組みにあたっての様々な課題と、日々のスタッフの活動等をご理解いただいたのではないかと思います。ぜひ、この体験を、同僚の方や、ご家族・ご友人等にお伝えください。皆様のお話が、地球環境保全について考えるきっかけとなることを期待しています。

# 環境への取組



## 環境方針

伊藤忠商事では、地球温暖化等の地球環境問題を、経営方針の最重要事項のひとつとして位置付けています。企業理念である「豊かさを担う責任」を果たすために、伊藤忠グループ「環境方針」を定めています。現世代の「豊かさ」に寄与するのみならず、次世代に何を残すことができるかという観点から、常に地球環境問題を意識したグローバルな企業経営・活動に取り組んでいます。

### 伊藤忠グループ「環境方針」

#### Ⅰ 基本理念

地球温暖化等の地球環境問題は、人類の生存に関わる問題である。

グローバルに事業を行う伊藤忠グループは、地球環境問題を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、「伊藤忠グループ企業理念」である「豊かさを担う責任」を果たすべく「伊藤忠グループ企業行動基準」に示す「より良い地球環境づくりに積極的に取り組む」を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する。

#### Ⅱ 行動指針

伊藤忠グループは、上記基本理念の下、環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、環境保全活動に関する行動指針を以下のとおり定める。

|               |                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 環境汚染の未然防止 | すべての事業活動の推進にあたり、自然生態系並びに生物多様性、地域環境及び地球環境の保全に配慮し、環境汚染の未然防止に努める。                  |
| (2) 法規制等の遵守   | 環境保全に関する国内外の法令諸規則及びその他当社の合意した事項を遵守する。                                           |
| (3) 環境保全活動の推進 | 「省エネルギー・省資源」、「廃棄物の削減・リサイクル」を推進し、循環型社会の形成に貢献するとともに、環境保全に寄与する商品及びサービス等の開発、提供に努める。 |
| (4) 社会との共生    | 良き企業市民として、次世代の繁栄と広く社会への貢献を願い、地域社会における環境教育に協力し、地球環境保全に関わる研究の支援を行う。               |
| (5) 啓発活動の推進   | 環境保全に関わる意識及び活動の向上を図るため、伊藤忠商事及びグループ会社社員に対する啓発活動を推進する。                            |

2010年5月  
代表取締役社長  
岡藤 正広

## 伊藤忠商事の環境に対する考え方

伊藤忠商事は、国内外においてさまざまな製品・サービスの提供や資源開発・事業投資等の活動を行っており、地球環境問題と密接に関係しています。

持続可能な企業成長は、地球環境問題への配慮なしには達成できないと考え、当社は1990年に地球環境室を創設、1993年4月に「環境方針」の前身にあたる「伊藤忠地球環境行動指針」を策定し、指針を明文化しました。1997年には伊藤忠商事「環境方針」に改め、時代に即した表現とするためにその後数度の改訂を行ってきています。

2010年5月にも以下2点の改訂を行いました。

1. 環境問題について伊藤忠商事のみならず伊藤忠グループとして取組んでいくことをより明確にするために「伊藤忠商事「環境方針」」を「伊藤忠グループ「環境方針」」という表現に改めた。
2. 現在の環境方針の中に示している行動指針において「自然生態系」の保全を1歩進め「自然生態系並びに生物多様性」の保全と改め、「生物多様性」への配慮を明確にした。

## 環境マネジメント

伊藤忠商事は伊藤忠グループ「環境方針」を定め、事業活動が地球環境に与え得る影響を認識し環境リスクの未然防止を図るため、取扱商品とともに、特に新規投資について事前に影響を評価する仕組みを構築しています。

一方、総合商社としての幅広い機能、ネットワークを活用した環境保全型ビジネスにも積極的に取組むとともに、地球温暖化等、深刻さを増す地球環境問題に対し、伊藤忠商事単体のみならずグループ全体としての取組を進めています。環境保全型ビジネスを推進する「攻め」と、環境リスクの未然防止を行う「守り」の攻守を両立させることで、企業としての「持続可能な発展」に貢献することが重要であると考えています。

### 環境マネジメントシステム

伊藤忠商事は1997年に商社で初めてISO14001に基づく環境マネジメントシステム(EMS)を導入し、EMSの継続的改善に努めています。このシステムは、環境関連法規制の遵守並びに環境リスクの未然防止及び環境保全型ビジネスの推進を目指しています。具体的には、毎年環境リスクの未然防止や環境保全型ビジネス等に関する目標を策定し、進捗状況の評価・分析を行い、確実に目標達成していくPDCAサイクルを回すことにより、目標を運用・管理する制度です。

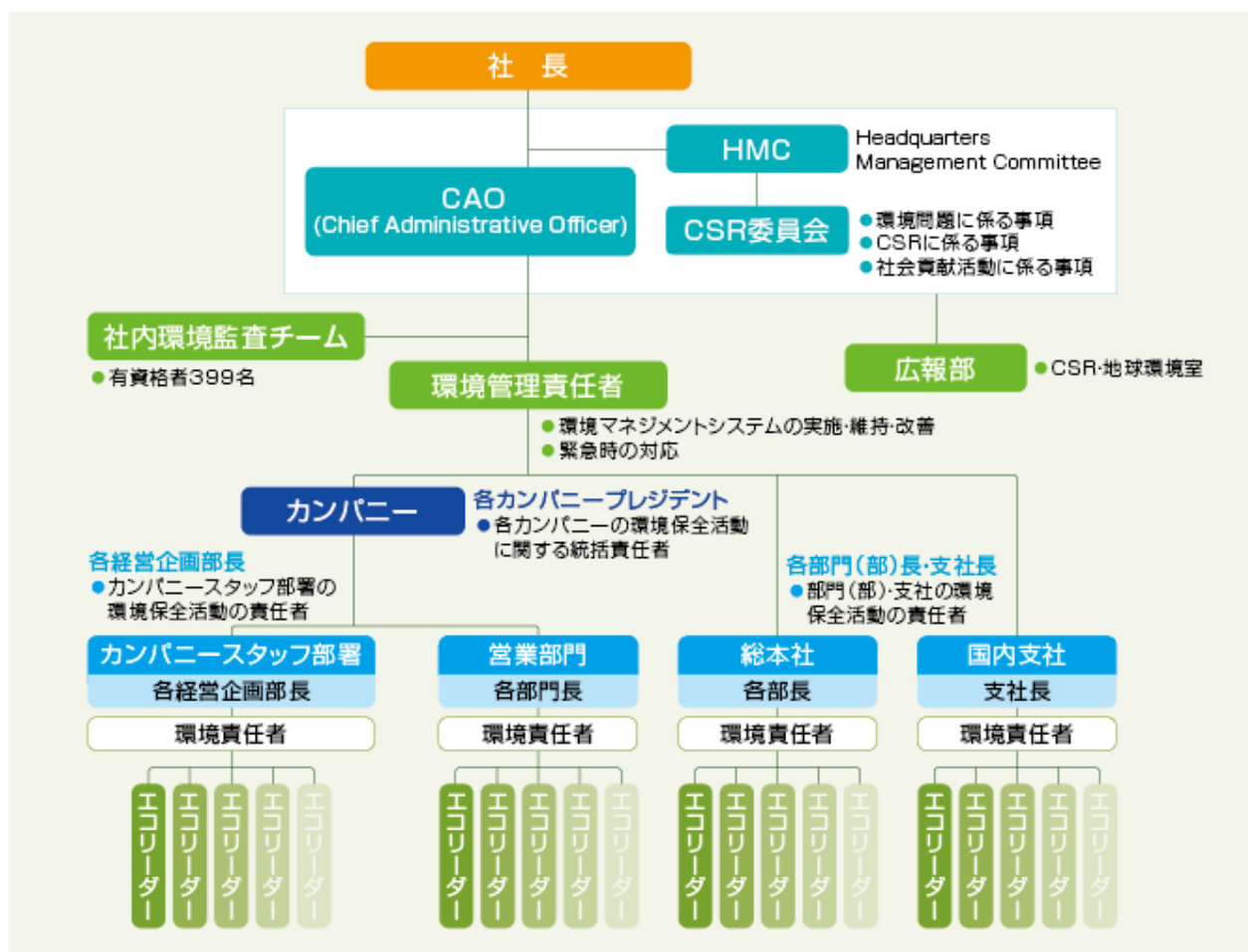




## 伊藤忠商事環境管理体制

伊藤忠商事の環境管理体制の最上位責任者は社長です。その社長より任命されたCAOは、環境管理体制に関するすべての権限を持っています。

具体的な運営については、CSR委員会を設置し、環境方針の見直しや毎年の全社活動のレビューを実施しています。広報部CSR・地球環境室は事務局を務めます。また、環境監査対象部署ごとに環境責任者を配置し(2013年度合計61人)、その活動を補佐するエコリーダー(2013年5月31日時点、合計266名)とともに、各部署における環境保全活動の責任者として活動を推進しています。



## 社内環境監査の実施

ISO14001を基にした2012年度の社内環境監査対象部署数は59部署に及びます。約半年かけて実施する社内環境監査の結果が、環境リスクの未然防止等につながっています。CSR・地球環境室員及び社内環境監査人の資格保持者(399名登録)から監査チームを構成し、遵法監査に力点を置いて実施しました。監査手法として2~3部署をまとめた形式での合同監査を導入。監査効率の向上のみならず他部署に対する相互理解につながり監査の有効性も高めました。

## 外部審査の結果

日本環境認証機構(株)(JACO社)に毎年、ISO14001の認証審査を受けています。2012年度は『更新』審査に該当し(1年目、2年目続けて『維持』審査、3年目に『更新』審査を毎年繰り返し受審)、総合評価『向上』にて『認証更新』となりました。

## 環境マネジメントの実績と目標

環境マネジメントに関して、中期的に取り組む環境目的を定めた上で、毎年度、具体的目標の設定とそれに基づく実績のレビューを行っています。

| 項目                  | 2012年度環境目標                                                                                           | レビュー | 2013年度環境目標                                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境汚染の未然防止<br>法規制の遵守 | 投資実行に際し、事前環境リスク評価と『投資等に係るCSR・環境チェックリスト』の全社的な活用徹底。<br>『商品別環境リスク評価』によるサプライチェーン全体に渡るリスク管理意識強化と全社的な活用徹底。 | ○    | 投資実行に際し、事前環境リスク評価と『投資等に係るCSR・環境チェックリスト』の全社的な活用徹底。<br>『商品別環境リスク評価』によるサプライチェーン全体に渡るリスク管理意識強化と全社的な活用徹底。 |
|                     | 社内環境監査において「廃棄物処理法」「土壌汚染対策法」等の遵守状況を重点的に監査。                                                            | ○    | 社内監査を通じた環境マネジメントシステム、遵法、環境パフォーマンス状況の確認による管理レベル向上の為の取組推進。                                             |
|                     | グループ会社を選定し、環境管理状況等を訪問調査。                                                                             | ○    | グループ会社を選定し、環境管理状況等を訪問調査。                                                                             |
| 環境保全活動の推進           | 省エネ型電気機器等を導入。                                                                                        | ○    | 国内主要子会社のエネルギー排出量等の把握対象範囲の拡大。                                                                         |
|                     | 「CSRアクションプラン」による目標設定及びレビュー。<br>(各カンパニー・各支社で1件以上の推進)                                                  | ○    | 「CSRアクションプラン」による目標設定及びレビュー。<br>(各カンパニー・各支社で1件以上の推進)                                                  |
| 社会との共生              | 小中学生対象の環境教育実施。                                                                                       | ○    | 小中学生対象の環境教育実施。                                                                                       |
|                     | 環境保全活動等に関する支社との連携の強化・推進                                                                              | ○    | 地元企業及び自治体と環境保全活動等に関する提携を実施<br>(各支社で1件以上の推進)                                                          |
| 啓発活動の推進             | 伊藤忠商事及びグループ会社社員に向けたセミナー、ツアー、『環境一般教育』、『特定業務要員教育』の実施及び学習。                                              | ○    | 伊藤忠商事及びグループ会社社員に向けたセミナー、ツアー、『環境一般教育』、『特定業務要員教育』の実施及び学習。                                              |
|                     | 伊藤忠商事及びグループ会社社員に向けた『廃棄物処理法』、『土壌汚染対策法』等の講習会の実施及び学習。                                                   | ○    | 伊藤忠商事及びグループ会社社員に向けた『廃棄物処理法』、『土壌汚染対策法』等の講習会の実施及び学習。                                                   |

※ ○:実施 △:一部実施 ×:未実施

## 環境リスクの未然防止

伊藤忠商事の取扱商品における環境リスク評価のみならず、グループ全体の事業活動が地球環境等に与え得る影響を認識するため、グループ会社も対象に環境リスクの未然防止に向けた活動に努めています。

### 取扱商品における環境リスク評価

伊藤忠商事は多種多様な商品を世界規模で取引しているため、各商品の地球環境への影響・環境関連法規制の遵守状況・ステークホルダーとの関わりを評価することが肝要と考え、当社独自の環境影響評価を実施しています。当該商品に関わる原材料の調達から製造過程、使用並びに廃棄に至るまで、LCA ※ 的分析手法を用いています。評価の結果、地球環境への影響が特定の点数以上となった場合、当該商品を管理対象とし各種規程・手順書を策定しています。

※ LCA (Life Cycle Assessment) : ひとつの製品が、製造、輸送、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのライフサイクルの全段階において、環境への影響を評価する手法



### グループ会社実態調査

グループ会社への実態調査は、2001年にグループ数社で発生した近隣住民の環境汚染クレームに端を発しています。グループ会社(2012年度末 393社)のうち、地球環境に与える影響・負荷が相対的に高い200社程度を分析、年間約10社へ実態調査を実施しています。2012年末までの過去12年間での調査合計数は173社(239事業所)となります。経営層との質疑応答から、工場や倉庫等の施設並びに河川への排水状況調査、環境法規制の遵守状況等を評価しています。



米国「自動車部品配送センター」で、規制対象物質を含む部品の管理状態を監査する様子

### 新規投資案件の環境リスク評価

伊藤忠商事及び国内子会社が取組む日本国内・海外の事業投資案件については、その案件が市場、社会、環境等に与える影響を「投資等に関わるCSR・環境チェックリスト」を使って事前に評価しています。2013年度から、このチェックリストを、ISO26000の7つの中核主題(組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画および開発)の要素を含む33のチェック項目となるよう改訂を行い、運用を開始しています。専門的な見地を必要とする案件については外部専門機関に事前の調査を依頼し、調査の結果、問題がないことを確認したうえで、着手することになっています。

### 社内外からの照会案件とその対応状況

2012年度の外部からの照会案件は環境団体(1件)をはじめ産業界(4件)、行政・業界団体(6件)、メディア・調査会社(9件)等より合計20件ありました。当社の環境問題等に関する取組状況に関するアンケートが中心となります。当社における環境関連の事故、トラブル、訴訟案件やいわゆる苦情等はありませんでした。一方、社内及びグループ会社からの相談案件に関しては、廃棄物処理法関連(97件)や事業投資案件関連(6件)等の対応をしています。

## 環境保全型ビジネスの推進

伊藤忠商事は、ビジネスを通じた環境問題の解決に取り組んでいます。これらのビジネスを推進するための体制として、各部門でCSRアクションプランを策定し、PDCAサイクルに則って推進しています。また、「気候変動」、「持続可能な資源の利用」をCSR上の重要課題と認識し、これらの課題を解決するよう注力していきます。

### 再生可能エネルギー関連事業

| 取組内容         | 事業主名/出資先                                                         | 国      | 発電容量・規模                                      | 温室効果ガス削減数値    |
|--------------|------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|---------------|
| 風力発電事業       | CPV Keenan II<br>風力発電事業                                          | アメリカ   | 152MW                                        | 約41万トン/年      |
|              | Shepherds Flat風力発電事業                                             | アメリカ   | 845MW                                        | 約150万トン/年     |
|              | 幌延風力発電株式会社                                                       | 日本     | 21MW                                         | 約2.5万トン/年     |
| バイオエタノール製造事業 | Agroindustrial Santa Juliana S.A.                                | ブラジル   | サトウキビ由来のエタノールはガソリン比60%のCO2削減効果有り             |               |
|              | PEDRO AFONSO AÇÚCAR & BIOENERGIA S.A.                            | ブラジル   |                                              |               |
| バイオディーゼル製造事業 | Flint Hills Resources, Benefuel等による<br>米国ネブラスカ州の<br>バイオディーゼル製造事業 | アメリカ   | 約5千万ガロン/年                                    | 約50万～57万トン/年  |
| 廃棄物焼却・発電事業   | ST&W 廃棄物焼却・発電事業<br>/ SITA South Tyne & Wear Holdings Limited     | イギリス   | 26万トン/年の一般廃棄物を焼却処理<br>発電規模:31,000軒の家庭の消費電力相当 | 推定62,000トン/年  |
|              | Cornwall 廃棄物焼却・発電事業<br>/ SITA Cornwall Holdings Limited          | イギリス   | 24万トン/年の一般廃棄物を焼却処理<br>発電規模:21,000軒の家庭消費電力相当  | 推定60,000トン/年  |
|              | Merseyside 廃棄物焼却・発電事業<br>/ SITA Merseyside Holdings Limited      | イギリス   | 46万トン/年の一般廃棄物を焼却処理<br>発電規模:63,000軒の家庭消費電力相当  | 推定130,000トン/年 |
|              | West London 廃棄物焼却・発電事業<br>/ SITA West London Holdings Limited    | イギリス   | 35万トン/年の一般廃棄物を焼却処理<br>発電規模:50,000軒の家庭消費電力相当  | 推定83,000トン/年  |
| 地熱発電         | Sarulla Operations Ltd                                           | インドネシア | 330MW                                        | 約100万トン/年     |



伊藤忠商事は、風力、太陽光、地熱等の多様な再生可能エネルギーを展開しています。米国オレゴン州にて進めているShepherds Flat風力発電所は2012年に本格稼働し、年間148万トンのCO<sub>2</sub>削減に貢献する見込みです。2013年4月には、インドネシア北スマトラ州サルーラ地区に330MWの地熱発電IPP売電契約を締結しました。また近年、廃棄物の埋立量の大幅削減と化石燃料を使用しないクリーン発電の観点から注目されている廃棄物焼却・発電事業に関しては、2013年3月のSITA Cornwall Holdings Limitedへの出資参画を筆頭に、優先交渉権を取得した案件も含めると英国において合計4件展開することになり、英国内の年間焼却処理廃棄物量の約2割の処理業務を担うこととなります。



Shepherds Flat風力発電事業

## 水関連ビジネス

| 国       | 取組内容                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サウジアラビア | 1970年代より多数の海水淡水化プラントの納入を開始。<br>2000年代に入り、ササクラと共に同国における現地資本との合弁会社アクアパワー・ササクラ社を設立し、発電・造水事業に参画。また、人口増加と工業化を背景に海水淡水化プラントのリハビリ事業も展開。2012年5月には、同国のACWA Holdingと東洋紡績と海水淡水化用逆浸透膜エレメントを製造する合弁会社Arabian Japanese Membrane Company, LLCを設立。 |
| オーストラリア | 2009年、豪州Victoria州における海水淡水化事業に出資参画(日量44万トン)。<br>設備建設が2012年に完了し、2013年から運転を開始。                                                                                                                                                      |
| 英国      | 2012年、英国Bristol Waterグループに出資。日本企業初の英国水道事業の参入となる。<br>水源管理から浄水処理、給配水、料金徴収・顧客サービスまでを包括した上水事業に参画。                                                                                                                                    |
| 中国      | 中国遼寧省大連市長興島臨港工業区で4万トン/日の処理能力の南北污水处理場の保守運営業務を受諾。<br>スエズ社の関連会社であるSino French Water Development Co.Ltdと共に合弁で事業会社を設立し、推進中。                                                                                                           |

## 植林事業

| 事業主名                                    | 国        | 事業規模      |
|-----------------------------------------|----------|-----------|
| CENIBRA (Celulose Nipo-Brasileira S.A.) | ブラジル     | 132,000ha |
| ANCHILE                                 | チリ       | 27,000ha  |
| Southland Plantation Forest Co.         | ニュージーランド | 10,000ha  |
| South East Fibre Exports                | オーストラリア  | 5,000ha   |
| Acacia Afforestation Asia               | ベトナム     | 2,000ha   |
| South Wood Export Ltd.                  | ニュージーランド | 1,000ha   |

## その他環境関連ビジネス

| 事業名                           | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リチウムイオン電池                     | リチウム化合物製造事業、正極材事業、負極材事業に出資参画。SIMBOL MATERIALS社(米)、戸田工業(株)、(株)クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン等の出資事業を核にリチウムイオン電池分野におけるバリューチェーンを構築し、関連部材の安定的生産・供給を推進していく。                                                                                                                                                               |
| エネルギー管理システム/<br>省エネルギーソリューション | <p>2009年から、ITを活用したエネルギー管理システム「eco FORTE(エコフォルテ)」を展開し、空調・照明設備等の電力の見える化や自動運転制御を実現し、顧客の節電に貢献。2013年には、株式会社環境経営戦略総研に資本参加し、同社の顧客を中心に企業の省エネ・節電の為にソリューションを提供している。</p> <p>先端技術を活用した街路照明のスマート(IT)化ビジネス「スマート街路照明サービス」を展開。現在、環境省「低炭素地域づくり集中支援モデル事業」の委託事業として、つくば市において実証を実施中。2012年には、「第9回エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞(節電大賞)」受賞。</p> |

先端技術を活用した街路照明のスマート化ビジネス「スマート街路照明サービス」で、伊藤忠商事は2012年「第9回エコプロダクツ大賞推進協議会特別賞(節電大賞)」を受賞しました。

このサービスは、街路照明一灯ごとに電力線通信対応通信機器を取付け、遠隔から環境に応じた細やかな調光と制御を行うと共に、消費電力の計測や累積点灯時間等を正確に把握することが可能になり、電力消費量やCO<sub>2</sub>排出量の抑制と、街路照明の運用保守管理の効率化の両立を実現するシステムです。現在は、環境省「低炭素地域づくり集中支援モデル事業」の委託事業として、つくば市において実証を行っております。今後もITを活用したエネルギー及びスマートITインフラ事業を更に強化し、エネルギー管理の普及に努め、低炭素社会の実現に貢献していきます。



## 環境教育・啓発活動

社員が環境保全活動を行うにあたり、さまざまな教育プログラムを展開するとともに、グループ社員も対象にした環境法令セミナー、地球環境問題の啓発セミナー等を開催し、伊藤忠グループ全体の環境意識の向上に努めています。

### 講習会の開催

伊藤忠グループ社員への環境関連法令の要求事項の周知徹底及びその遵守並びに環境意識啓発のため、講習会を積極的に開催しています。

#### ■ 2012年度環境セミナー・研修等実施一覧

| タイトル         | 開催日時                                          | 対象                | 参加人数(人) |
|--------------|-----------------------------------------------|-------------------|---------|
| 環境責任者会議      | 2012年4月23日(東京)<br>2012年4月25日(大阪)              | 環境責任者<br>及びエコリーダー | 91      |
| 環境一般教育       | 2012年5月～7月<br>合計59回                           | 社員及び<br>グループ会社社員  | 4351    |
| 特定業務要員教育     | 2012年5月～7月<br>合計38回                           | 社員及び<br>グループ会社社員  | 479     |
| 土壌汚染対策法講習会   | 2012年7月17日(東京)<br>2012年7月18日(大阪)              | 社員及び<br>グループ会社社員  | 274     |
| 廃棄物処理法講習会    | 2012年10月23日(東京)<br>2012年10月25日(大阪)<br>※その他10回 | 社員及び<br>グループ会社社員  | 829     |
| 地球環境経営推進セミナー | 2013年1月25日(東京)                                | 社員及び<br>グループ会社社員  | 182     |
| 伊藤忠シンポジウム    | 2013年3月15日(大阪)                                | 社員及び<br>グループ会社社員  | 59      |

### 地球環境経営推進セミナー

2013年1月、東京本社にて「地球環境経営推進セミナー」を開催しました。伊藤忠商事およびグループ会社の社員約180名が参加し、独立行政法人国立環境研究所 気候変動リスク評価研究室長の江守正多氏を講師としてお招きして「地球温暖化はどれくらい『怖い』か？～温暖化リスクの全体像を探る～」と題して講演いただきました。

東日本大震災以降、一般の関心は原子力問題に集中していますが、地球温暖化はほぼ間違いなく進行しており、今後対策が必要になってきます。講演では温暖化の現状・予測などについて、動画シミュレーションなども交え解りやすく説明していただきました。また、温暖化の進行が一旦臨界点を超えると極めて大きな影響となりうる例や、将来的にはCO<sub>2</sub>排出を限りなくゼロにしなければ温暖化の進行を止めることが出来ないこと、今後の大きな価値判断の必要性など印象に残る話も多く、多くの参加者から何らかの業務上のヒントを得たとの回答が寄せられました。



独立行政法人国立環境研究所 気候変動リスク評価研究室長の江守正多氏

## 環境パフォーマンスデータ

伊藤忠商事では、事業活動を行う際の環境配慮のみならず、オフィス活動においても「電気使用量の削減」、「廃棄物のリサイクル推進」等、全社員で身の回りのできるところから環境保全に努力しています。国内事業会社・海外現地法人の環境パフォーマンスデータの収集範囲を順次拡大し、実態を把握するとともに、今後の環境保全活動に生かすべく取組んでいきます。

### 環境パフォーマンス

#### 集計範囲

○:集計対象

|                       | 電力使用量 | 事業用施設<br>起因のCO2<br>排出量 | 廃棄物<br>総排出量 | 紙の使用量 | 水の使用量 |
|-----------------------|-------|------------------------|-------------|-------|-------|
| 東京本社                  | ○     | ○                      | ○           | ○     | ○     |
| 大阪本社                  | ○     | ○                      | —           | —     | —     |
| 国内支社                  | ○     | ○                      | —           | —     | —     |
| 国内支店及び<br>その他の事業用施設※1 | ○     | ○                      | —           | —     | —     |
| 国内事業会社※2              | ○     | ○                      | ○           | —     | ○     |
| 海外現地法人※3              | ○     | ○                      | —           | —     | —     |

※1 2009年度以降集計。(2009年度18事業所、2010年度16事業所、2011年度は14事業所、2012年度は13事業所)

※2 2009年度以降集計。(2009年度49社、2010年度55社、2011年度60社、2012年度64社)

※3 2009年度以降集計。(2009年度5事業所、2010年度5事業所、2011年度10事業所、2012年度10事業所)

第三者検証報告書([http://www.itochu.co.jp/ja/csr/environment/office\\_activities/pdf/tpaReport.pdf](http://www.itochu.co.jp/ja/csr/environment/office_activities/pdf/tpaReport.pdf)): 東京本社・大阪本社・国内支社の電力使用量、事業用施設起因の2012年度CO2排出量の数値に関しては、一般社団法人日本能率協会の検証を受けています。

#### 電気使用量

2009年度～2012年度の電力使用量及び事業用施設起因のCO2排出量は、下記の通りです。伊藤忠商事単体及び国内子会社に関しては、エネルギー使用量を原単位で年平均1%以上低減することを目標に掲げ、GHG排出量の削減を推進しています。空調機のインバーター設置、机上LEDスタンドの設置等、省エネ設備の導入を実施するとともに、全社員が不要な照明、OA機器等のスイッチオフ等を行っています。

単位: 千kWh

|                   | 2009年度    | 2010年度    | 2011年度    | 2012年度    |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 東京本社              | 13,489    | 13,006    | 10,418    | 9,914     |
| 大阪本社              | 1,858     | 1,750     | 1,119     | 505       |
| 国内支社              | 513       | 512       | 472       | 446       |
| 支店及び<br>その他の事業用施設 | 3,762     | 3,971     | 3,404     | 3,237     |
| 国内事業会社            | 1,793,242 | 1,871,100 | 1,871,178 | 1,968,436 |
| 海外現地法人            | 643       | 651       | 987       | 983       |

- 東京本社については東京都環境確保条例、大阪本社・国内支社・支店及びその他の事業用施設については省エネ法・温対法に基づき集計したデータ。(伊藤忠商事が所有または賃借している事業用施設のうち、居住用施設を除くもの)
- 国内事業会社: 管理対象のグループ会社回答データ合算(2009年度49社、2010年度55社、2011年度60社、2012年度64社)
- 海外現地法人: ISO14001認証取得事業所回答データ合算(2009年度5事業所、2010年度5事業所、2011年度10事業所、2012年度10事業所)



■ 事業用施設起因のCO<sub>2</sub>排出量単位:t-CO<sub>2</sub>

|                     | 2009年度    | 2010年度    | 2011年度    | 2012年度    |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 東京本社                | 6,964     | 7,032     | 5,778     | 5,492     |
| 大阪本社                | 783       | 647       | 413       | 227       |
| 国内支社                | 281       | 273       | 255       | 270       |
| 国内支店及び<br>その他の事業用施設 | 1,511     | 1,372     | 1,160     | 1,494     |
| 国内事業会社              | 1,045,460 | 1,084,648 | 1,068,416 | 1,119,263 |
| 海外現地法人              | 454       | 443       | 704       | 701       |

- ・ 東京本社は東京都環境確保条例、大阪本社・国内支社・国内支店及びその他の事業用施設・国内事業会社は省エネ法・温対法に基づき算出。
- ・ 海外現地法人は、International Energy Agency(IEA)のCO<sub>2</sub>換算係数をベースにして合算。

## ■ 廃棄物総排出量

2009年度～2012年度の東京本社ビル、国内事業会社及び海外現地法人の廃棄物総排出量は下記の通りです。ゴミの分別等を推進しています。

|        |                   | 2009年度  | 2010年度  | 2011年度  | 2012年度  |
|--------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 東京本社ビル | 廃棄物総排出量<br>(単位:t) | 1,074   | 1,049   | 706     | 759     |
|        | リサイクル率<br>(単位:%)  | 90      | 89      | 89      | 88      |
| 国内事業会社 | 廃棄物総排出量<br>(単位:t) | 168,552 | 183,019 | 201,723 | 205,997 |
| 海外現地法人 | 廃棄物総排出量<br>(単位:t) | 5       | 5       | 5       | 5       |

- ・ 国内事業会社:管理対象のグループ会社回答データ合算(2009年度46社、2010年度48社、2011年度49社、2012年度53社)
- ・ 海外現地法人:ISO14001認証取得事業所回答データ合算(2009年度1事業所、2010年度1事業所、2011年度1事業所、2012年度1事業所)

## ■ 紙の使用量

2009年度～2012年度の東京本社ビルの紙の使用量は下記の通りです。ペーパレス化や無駄な紙の使用を押さえることにより、紙の使用量の削減を推進しています。

単位:千枚(A4換算)

|          | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| コピー用紙使用量 | 38,175 | 36,558 | 37,479 | 36,883 |

## ■ 水の使用量

2009年度～2012年度の東京本社ビル、国内事業会社及び海外現地法人の水の使用量は下記の通りです。

単位: m<sup>3</sup>

|             | 2009年度    | 2010年度    | 2011年度    | 2012年度    |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 東京本社水道水使用量  | 59,564    | 54,226    | 44,590    | 43,068    |
| 東京本社中水製造量   | 33,553    | 31,577    | 37,222    | 37,212    |
| 東京本社総排水量    | 56,877    | 51,472    | 46,095    | 46,593    |
| 国内事業会社総排水量※ | 5,141,423 | 5,385,968 | 5,553,779 | 5,813,921 |
| 海外現地法人総排水量※ | 5,897     | 3,482     | 4,583     | 10,980    |

※ 総排水量の把握をしていない場合は水道水使用量と同じと仮定し算出

- ・ 国内事業会社: 管理対象のグループ会社回答データ合算 (2009年度30社、2010年度32社、2011年度33社、2012年度35社)
- ・ 海外現地法人: ISO14001認証取得事業所回答データ合算 (2009年度1事業所、2010年度1事業所、2011年度1事業所、2012年度3事業所)

## 東京本社ビルの環境保全について

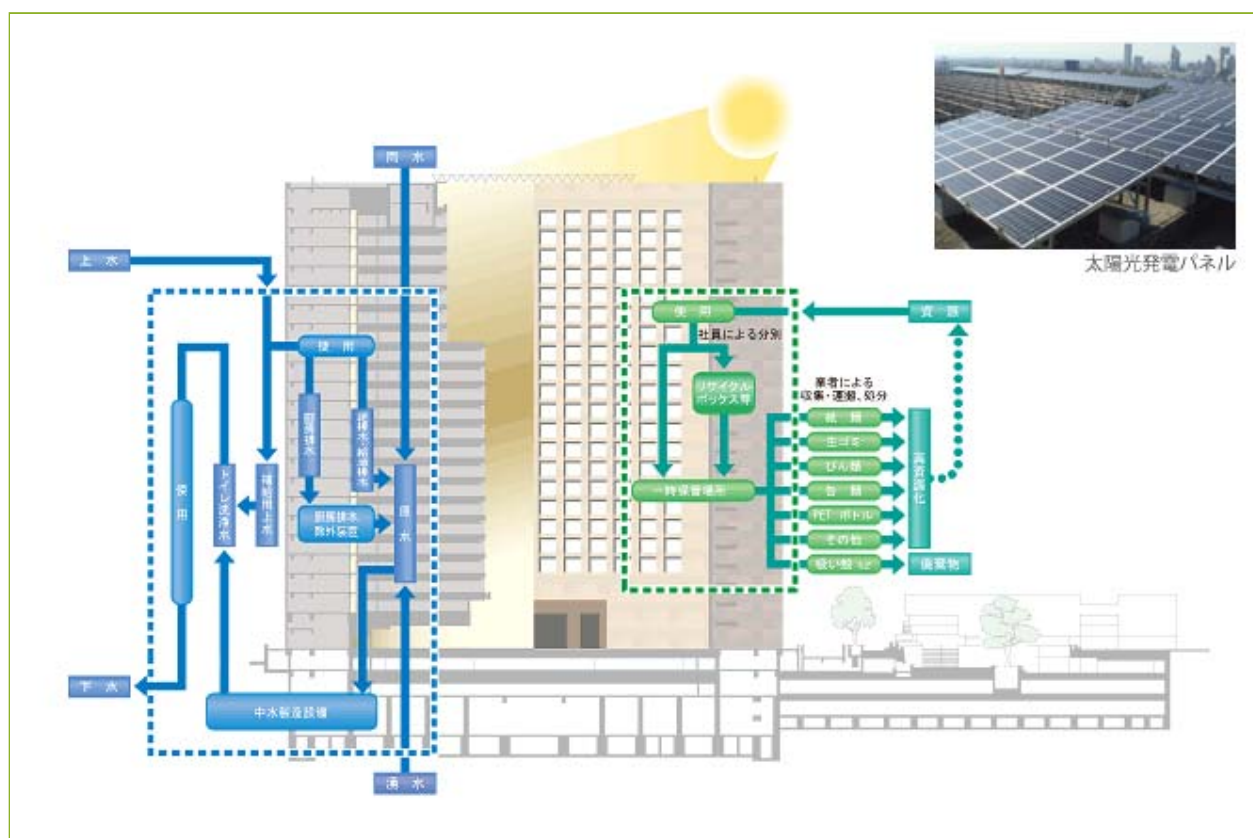
### ■ 太陽光発電

伊藤忠商事は「東京本社ビル」の屋上及び東京本社ビルに隣接する「CIプラザ」の屋根に太陽光発電パネルを設置し、2010年3月より発電を開始しています。設置された太陽光パネルの発電容量は合計100kWであり、これは一般的な戸建約30軒分(1軒あたり約3.0kWと算出)に相当します。発電されたクリーンエネルギーはすべてこの東京本社ビル内で使用しており、東京本社ビル3.5フロア分の照明に使用する電力量(瞬間最大発電時)が見込まれています。

### ■ 水資源の有効利用

東京本社ビルでは、水資源を有効利用するために1980年の竣工時より厨房排水、雨水、湧水、及び洗面並びに給湯室等からの雑排水を原水とする中水製造設備を設置し、トイレの洗浄水に利用しています。

雨量によって中水の確保量に毎年変化が生じるため、雨量が少ない場合には水道水の使用量は増える傾向になります。このため、トイレ内の洗面台手洗い水シャワー節水器や、トイレ洗浄水の自動節水器を新たに設置して水道水の節約に努めています。



## ■ 東京都「地球温暖化対策計画書制度」への取組

伊藤忠商事は、東京都環境確保条例に基づき、東京本社ビルのCO<sub>2</sub>排出量を2010年度～2014年度の5年間に基準値（2002年度～2004年度の平均値）より6%削減する計画書を東京都に提出しています。2011年度の排出量は5,722t-CO<sub>2</sub>であり基準値と比較して33%減となっています。なお、これまでに東京都に提出している書類は以下の通りです。（2012年度データは集計後、2013年11月、東京都に報告予定。）

なお、これまでに東京都に提出している書類は以下の通りです。

- <<2010～2014年度対象>>「地球温暖化対策計画書」（2011年11月提出）
- <<2010～2014年度対象>>「地球温暖化対策計画書」（2012年11月提出）

※ 東京都に提出した「地球温暖化対策計画書」の対象は、東京本社ビルのみならず、隣接する商業施設「シーアイプラザ」も含みます。

## 「チャレンジ25キャンペーン」への参加

伊藤忠商事は、地球温暖化防止の国民運動である「チャレンジ25キャンペーン ※」に参加し、夏季、冬季の冷暖房温度の調整、不要な電気のスイッチオフ、長時間離席時のパソコンの省エネモードの設定等に努めています。また、オフィス内での廃棄物分別を励行し、リサイクルを推進する等、全社員が身の回りのことから環境保全活動を実施しています。

※ 「チーム・マイナス6%」が2010年1月より「チャレンジ25キャンペーン」に名称変更



## 環境会計

### 環境保全コスト

伊藤忠商事の2012年度国内全店の環境保全コストは以下の通りです。

(単位: 千円)

| 分類        | 投資額     | 費用額       |
|-----------|---------|-----------|
| 事業エリア内コスト | 118,120 | 1,239,820 |
| 上・下流コスト   | 0       | 42,642    |
| 管理活動コスト   | 0       | 131,703   |
| 研究開発コスト   | 0       | 500       |
| 社会活動コスト   | 0       | 38,016    |
| 環境損傷対応コスト | 0       | 11,455    |
| 合計        | 118,120 | 1,464,136 |

環境省「環境会計ガイドライン2005年版」に基づいて集計。

集計範囲: 国内全店

対象期間: 2012年4月1日～2013年3月31日

### 環境保全/経済効果

伊藤忠商事の2012年度の紙・電力使用量及び廃棄物排出量の環境保全効果と経済効果は以下の通りです。

|        | 環境保全効果              | 経済効果     |
|--------|---------------------|----------|
| 紙の使用量  | 595千枚               | 786千円    |
| 電力使用量  | 1,144千kWh           | 18,996千円 |
| 廃棄物排出量 | 804t                | 42,794千円 |
| 水の使用量  | 1,024m <sup>2</sup> | 1,073千円  |

環境保全/経済効果は、「前年度実績値-当年度実績値」により算出。

集計範囲: 紙、水の使用量: 東京本社ビル、電力使用量: 東京本社ビル、大阪本社、5支社、廃棄物排出量: 国内全店

### 環境債務の状況把握

伊藤忠商事単体及びグループ会社の土地、建物など有形固定資産の環境リスク、特にアスベスト、PCB、土壌汚染については、法的要求事項への対応にとどまらず、自主的に調査を通じて把握をし、迅速な経営方針の決定・判断に役立てるよう対応を図っています。2013年度も、土壌汚染対策法講習会等、各種研修(P98)を通じて、関連情報の共有を推進していきます。



## 環境物流の取組

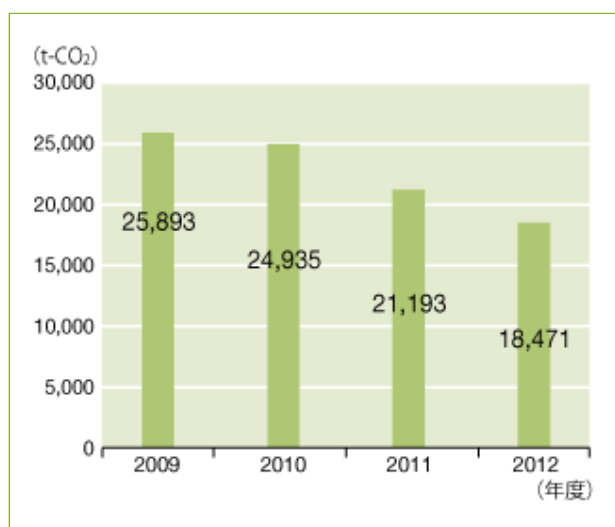
伊藤忠商事は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）を遵守するために、環境負荷を低減するグリーン物流に取り組めます。

### 環境負荷を表す一指標である物流に伴う二酸化炭素排出量の把握

伊藤忠商事の輸送によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の実績は下記の通りです。

※ 省エネ法、平成24年度定期報告書（2013年6月提出）より

#### ■ 物流起因のCO<sub>2</sub>排出量推移



### 物流に関する省エネ施策

物流に関する省エネ施策については、以下のような全社共通の省エネ施策方針を定めています。  
その上で、ディビジョンカンパニー毎に具体的施策を策定しています。

|                  |                                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------|
| 輸送方法の選択          | モーダルシフトの推進（鉄道及び船舶の活用）                                  |
| 輸送効率向上のための措置     | 積み合わせ輸送・混載便の利用<br>適正車種の選択、車両の大型化<br>輸送ルートの工夫<br>積載率の向上 |
| 貨物輸送事業者及び着荷主との連携 | 輸送計画・頻度等の見直し                                           |

#### ■ 具体的施策

##### ■ (1) 輸送方法の選択

- ・ 長距離トラック輸送の輸送実態の調査・分析を行い、環境負荷が比較的低い鉄道・内航船輸送へ移行可能なビジネスから、輸送方法の変更を検討する。

##### ■ (2) 輸送効率向上のための措置

- ・ 輸送実態の調査を行い、適正車種の選択・適正輸送ルートの選定などを検討し、更なる積載効率向上とエネルギー消費原単位低減を図る。

##### ■ (3) 貨物輸送事業者及び着荷主との連携

- ・ 物流企業起用の社内判定基準に、環境物流への取り組み状況を確認することとしており、認定取得企業の起用を推奨している。
- ・ 上記(1)(2)を実現するために、物流企業のほか、取引先サプライヤーなどとも協力体制の構築に努める。

## 第三者意見

「商売は菩薩の業」本報告書を手に取り最初に目に飛び込んできたのが、トップコミットメントにあるこの言葉です。「生き馬の目を抜く」と形容される総合商社が「菩薩の業」。一瞬意外でしたが、このような金儲けとは次元の異なる哲学がバックボーンにあったからこそ、江戸末期から150年以上にわたり持続し成長することが可能だったと納得しました。伊藤忠商事のCSR活動に関しては、2007～2010年のステークホルダーダイアログへの参加を通じ学ばせていただきましたが、本報告書を拝見して、そのバックボーンが徐々に表面に現れてきたように感じます。



株式会社 大和総研  
調査本部 主席研究員  
河川 真理子氏

「CSRとは本業を通じて社会に貢献すること」とよく言われますが、大事なのは単に顧客のニーズに応えるだけでなく、同時に他のステークホルダーのニーズにも応えつつ副次的に生じるマイナス影響を最小にしながら、貢献することです。開示されているCSR社員アンケート結果を見ると、取り組むべきCSR課題として「社会的課題の解決に資するビジネスの推進」を挙げた回答が2010年の40.8%から2012年には54.8%と半数を超えてきました。実際に活動内容をみるとステークホルダーに配慮した社会課題解決型ビジネスが増えているようです。

オーガニックコットンの農家育成から最終製品提供までのサプライチェーンを構築したブレオーガニックコットン(POC)プログラムをはじめとして、再生可能エネルギー事業(メガソーラー、地熱、風力、蓄電池)、資源リサイクル事業、海水淡水化プラント、森林認証材の取引、環境配慮型マンションの分譲、豊富な栄養素を持つミドリムシを使用したサプリや食品開発、ゴマや大豆の栽培でアフリカの農業の競争力強化と日本への安定供給を狙ったアフリカ食料開発研究会の活動など、多くの社会課題解決型ビジネスが育ってきたことがわかります。

特にPOCには期待しています。最近若者の間ではオーガニックやフェアトレードなどエシカル商品への消費者の関心は高まっています。しかし、エシカル商品はまだ極めて少ないのが現状です。生産者が生産したくても魅力のある製品化のノウハウや販売ルートがない。一方で販売側がそうした製品が欲しくても原料の生産量や質が足りない、というミスマッチがあります。原材料の生産現場から消費市場に至るサプライチェーンに全体に関わる商社の果たす役割は極めて大きいです。

POCの取扱量は2012年の1,000tから2017年には1万トン(関連商品売上高50億円)を目指すなど、今後急激な拡大が見込まれます。それが意味するのはオーガニックで途上国の貧困撲滅に資するこうしたエシカル製品のサプライチェーンに対して高いニーズがあるということです。20世紀のサプライチェーンは、生産者の顔が見えず環境負荷が大きくても、早く・安く・一定の品質のものを大量に消費者に届けさえすれば良かったのに対し、POCは生産者の貧困問題や環境問題の解決にも資する21世紀型サプライチェーンの先駆けといえます。今後はこうしたサプライチェーンをいくつも構築し、その束を太くしてください。なお、サプライチェーン行動指針については、その取組状況についてのさらなる開示も検討ください。

また、サプライチェーンの最上流といえば、英領北海油田開発や、採鉱事業のEHSガイドラインの記載がありますが、鉱山や油田等の開発事業は環境面や人権面で大きな影響をもたらします。具体的にどのような配慮がされているのか、社会の関心も高く、さらなる開示が期待されます。

食料の安定調達について、2012年は北米の干ばつ期も安定供給を継続とあります。干ばつは数年に一度あり、そのリスクは織り込み済みだと思いますが、極端な異常気象が世界中で多発しており、今後はマクロレベルで食糧供給量の急減も懸念されます。長期的には世界の人口増加による需要増、一方で穀倉地帯の地下水枯渇や表土流出、耕作地減少による供給減が想定されます。長期的に安定し持続可能な食料調達戦略についても総合商社への期待が大きい分野です。また日本人が大好きな漁業資源では、ウナギやクロマグロの資源枯渇が社会的関心事になっていますが、漁業資源の資源管理は、日本社会の認識や企業の取り組みは世界的にも出遅れている領域です。是非この問題も食料部門のアジェンダとしてご検討ください。

ESGデータも非製造業としては幅広く開示されていますが、女性活躍に関して、現在開示している執行役員の女性一人の紹介と総合職女性比率に加えて、女性管理職比率や外国人の管理職や役員の数字も開示してはどうでしょうか。また、男女別採用数で、過去2年ほど女性の人数が減少している背景についても補足があればと思います。

環境に関しては環境会計や物流起因のCO<sub>2</sub>排出量も集計し、しっかりとEMSをまわしている様子がわかります。事業会社のCO<sub>2</sub>排出量、廃棄物、水使用量など増加傾向にあるようなのでその原因の記載をお願いします。また事例として紹介されていた環境・社会配慮型事業についても数字で記載されるとより具体的なイメージがつかめます。

最後に社風について一言。前述したステークホルダーダイアログで極めて印象的だったことは、社長や役員と外部有識者との対談を全社員にオープンにしていたことです。通常クローズドな会談が多い中で、感銘をうけました。報告書には経営陣と社員との継続した

対話集会や、社会貢献活動に参加した社員の顔や意見が沢山掲載されておりコミュニケーションが活発でオープンな社風と拝察いたします。社会的課題の解決に資するビジネス推進には、社内外の自由闊達なコミュニケーションは不可欠です。こうした良い社風を更に育て、それが事業における社会課題解決型ビジネスを広げ収益にも社会にも貢献する、そうした好循環の輪を広げていかれることを期待します。

#### 河口 真理子氏 略歴

1986年一橋大学大学院修士課程修了(環境経済)、同年大和証券入社。94年に大和総研に転籍、企業調査を経て2010-2011年大和証券グループ本社広報部CSR担当部長。2011年7月より大和総研に帰任、2012年4月より調査本部主席研究員。担当分野は環境経営・CSR・社会的責任投資。

#### ご意見を受けて

昨今、企業には持続的な成長とともに、健全な企業活動を通して、より豊かな社会の実現に貢献することが求められています。このような状況を踏まえ、当社に於けるCSRの基本的な考え方は企業理念である「豊かさを担う責任」のもと、本業を通じて持続可能な社会の構築に貢献することだと認識しています。社員のCSRに対する考え方も年々進化してきており、社員の意識を問う「CSRアンケート」では、伊藤忠商事が取り組むべきCSR上の課題として「社会的課題の解決に資するビジネスの推進」を最も重要だと認識する社員が過半を占めました。高いご評価をいただきました繊維カンパニーのプレオーガニックコットンプログラムもこのような環境のもと生まれたものであり、今後、更に同様のビジネスを発掘・実現して行く為に、社員一人一人が「社会の課題を解決するのは我々だ」という高い理念を持ち、業務に励むことがより重要だと考えています。

また、総合商社は多様な商品・サービスを展開しており、それぞれの事業分野において重要な課題を認識し、各現場でCSRを推進しています。ご指摘いただきました通り、今後は、社会の関心の高い様々な課題についてもより広く認識し、当社のCSR活動やよりオープンな情報開示に活かしていきたいと考えています。その一環として外部有識者から多様な視点で当社のCSR推進活動にご意見をいただく「CSRアドバイザリーボード」を今年度から設置しました。これら外部からの御意見を戴く機会を積極的に設け実践的な活動につなげてまいります。当社が150年以上にわたって発展してこられたのは、創業者の伊藤忠兵衛が「商売は菩薩の業」と商売を通じた社会貢献を提唱し、それにつながる近江商人の「三方よし」の精神が脈々と継承されてきたからです。変化の激しい時代においても、ぶれることなく、この精神を世界中の社員に改めて認識させ、社会と同じ目線で成長していくという価値観を共有し、更により良い社会を築き上げていきたいと考えています。



伊藤忠商事株式会社  
代表取締役常務執行役員  
GAO 松島 泰

## GRIガイドラインと国連グローバル・コンパクトの対照表

| GC原則                    | 項目   | 指標                                                                                                                                                                           | レポート         | WEB                                                                      |
|-------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 戦略及び分析</b>         |      |                                                                                                                                                                              |              |                                                                          |
|                         | 1.1  | 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明                                                                                                                | 2            | <a href="#">トップコミットメント</a>                                               |
|                         | 1.2  | 主要な影響、リスク及び機会の説明                                                                                                                                                             | 2<br>20-36   | <a href="#">トップコミットメント</a><br><a href="#">事業活動とCSR</a>                   |
| <b>2 組織のプロフィール</b>      |      |                                                                                                                                                                              |              |                                                                          |
|                         | 2.1  | 組織の名称                                                                                                                                                                        | 114          | <a href="#">会社概要</a>                                                     |
|                         | 2.2  | 主要なブランド、製品及び／またはサービス                                                                                                                                                         | 20-36        | <a href="#">事業活動とCSR</a>                                                 |
|                         | 2.3  | 主要部署、事業会社、子会社及び共同事業などの組織の経営構造                                                                                                                                                | 20-36        | <a href="#">事業活動とCSR</a>                                                 |
|                         | 2.4  | 組織の本社の所在地                                                                                                                                                                    | 114          | <a href="#">会社概要</a>                                                     |
|                         | 2.5  | 組織が事業展開している国の数及び大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名                                                                                                         | 114          | <a href="#">会社概要</a>                                                     |
|                         | 2.6  | 所有形態の性質及び法的形式                                                                                                                                                                | 114          | <a href="#">会社概要</a>                                                     |
|                         | 2.7  | 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）                                                                                                                                              | 20-36<br>114 | <a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">会社概要</a>                         |
|                         | 2.8  | 以下の項目を含む報告組織の規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員数</li> <li>純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について）</li> <li>負債及び株主資本に区分した総資本（民間組織について）</li> <li>提供する製品またはサービスの量</li> </ul> | 20-36<br>114 | <a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">会社概要</a><br><a href="#">決算短信</a> |
|                         | 2.9  | 以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設のオープン、閉鎖及び拡張などを含む所在地または運営の変更</li> <li>株主資本構造及びその資本形成における維持及び変更業務（民間組織の場合）</li> </ul>        | -            | 該当なし                                                                     |
|                         | 2.10 | 報告期間中の受賞歴                                                                                                                                                                    | 8            | <a href="#">ステークホルダーとの関わり</a>                                            |
| <b>3 報告要素</b>           |      |                                                                                                                                                                              |              |                                                                          |
| <b>報告書のプロフィール</b>       |      |                                                                                                                                                                              |              |                                                                          |
|                         | 3.1  | 提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）                                                                                                                                                       | 1            | -                                                                        |
|                         | 3.2  | 前回の報告書発行日（該当する場合）                                                                                                                                                            | 1            | -                                                                        |
|                         | 3.3  | 報告サイクル（年次、半年ごとなど）                                                                                                                                                            | 1            | -                                                                        |
|                         | 3.4  | 報告書またはその内容に関する質問の窓口                                                                                                                                                          | 1            | -                                                                        |
| <b>報告書のスコープ及びバウンダリー</b> |      |                                                                                                                                                                              |              |                                                                          |
|                         | 3.5  | 以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の判断</li> <li>報告書内の及びテーマの優先順位付け</li> <li>組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定</li> </ul>                              | 1<br>5-7     | <a href="#">CSRに関する基本方針と推進体制</a>                                         |
|                         | 3.6  | 報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）                                                                                                                                | 1            | -                                                                        |
|                         | 3.7  | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体                                                                                                                                                      | 1            | -                                                                        |



|                            |      |                                                                                                         |                      |                                                                                                                           |
|----------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            |      | 的な制限事項を明記する                                                                                             |                      |                                                                                                                           |
|                            | 3.8  | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務及び時系列での及び／または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由                   | －                    | 該当なし                                                                                                                      |
|                            | 3.9  | 報告書内の指標及びその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件及び技法を含む、データ測定技法及び計算の基盤                                           | 99-102<br>103<br>114 | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a><br><a href="#">環境会計</a>                                                                      |
|                            | 3.10 | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、及びそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定方法の変更など）                        | －                    | －                                                                                                                         |
|                            | 3.11 | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更                                                        | －                    | 該当なし                                                                                                                      |
| <b>GRI内容索引</b>             |      |                                                                                                         |                      |                                                                                                                           |
|                            | 3.12 | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表                                                                                      | 114                  | 本GRI対照表                                                                                                                   |
| <b>保証</b>                  |      |                                                                                                         |                      |                                                                                                                           |
|                            | 3.13 | 報告書の外部保証添付に関する方針及び現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲及び基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する     | 99                   | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                                                                                              |
| <b>4 ガバナンス、コミットメント及び参画</b> |      |                                                                                                         |                      |                                                                                                                           |
| <b>ガバナンス</b>               |      |                                                                                                         |                      |                                                                                                                           |
|                            | 4.1  | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）                                              | 43-48                | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a>                                                                                              |
|                            | 4.2  | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）                                  | 43-48                | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a>                                                                                              |
|                            | 4.3  | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバー及び／または非執行メンバーの人数を明記する                                                | 43-48                | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a>                                                                                              |
|                            | 4.4  | 株主及び従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム                                                                  | 43-48<br>64          | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a><br><a href="#">社員とのコミュニケーション</a>                                                             |
|                            | 4.5  | 最高統治機関メンバー、上級管理職及び執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的及び環境的パフォーマンスを含む）との関係                             | 43-48                | <a href="#">ガバナンス報告書</a> <br>(233KB) |
|                            | 4.6  | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス                                                                     | 43-48                | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a>                                                                                              |
|                            | 4.7  | 経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性及び専門性を決定するためのプロセス                                           | 43-48                | <a href="#">コーポレート・ガバナンス</a>                                                                                              |
|                            | 4.8  | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）及びバリュー（価値）についての声明、行動規範及び原則                            | 4                    | <a href="#">企業理念</a>                                                                                                      |
|                            | 4.9  | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会及び国際的に合意された基準、行動規範及び原則への支持または遵守を含む | 2<br>9               | <a href="#">トップコミットメント</a><br><a href="#">国連グローバル・コンパクト</a>                                                               |

|                                  |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | 4.10 | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス                                                                                                                                                                       | -                                | -                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>外部のイニシアティブへのコミットメント</b>       |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                  | 4.11 | 組織が予防的アプローチまたは原則に取組んでいるかどうか、及びその方法はどのようなものかについての説明                                                                                                                                                                          | 5-7<br>94                        | <a href="#">CSRに関する基本方針と推進体制</a><br><a href="#">環境リスクの未然防止</a>                                                                                                                                                                        |
|                                  | 4.12 | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ                                                                                                                                                                        | 9<br>10<br>11                    | <a href="#">国連グローバル・コンパクト</a><br><a href="#">人権の尊重</a>                                                                                                                                                                                |
|                                  | 4.13 | 組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体及び/または国内外の提言機関における会員資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統治機関内に役職を持っている</li> <li>■ プロジェクトまたは委員会に参加している</li> <li>■ 通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている</li> <li>■ 会員資格を戦略的なものとして捉えている</li> </ul> | 9                                | <a href="#">国連グローバル・コンパクト</a>                                                                                                                                                                                                         |
| <b>ステークホルダー参画</b>                |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                  | 4.14 | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト                                                                                                                                                                                                    | 8                                | <a href="#">ステークホルダーとの関わり</a>                                                                                                                                                                                                         |
|                                  | 4.15 | 参画してもらうステークホルダーの特定及び選定の基準                                                                                                                                                                                                   | 8                                | <a href="#">ステークホルダーとの関わり</a>                                                                                                                                                                                                         |
|                                  | 4.16 | 種類ごとの及びステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ                                                                                                                                                                            | 51-53<br>20-36<br>54-67<br>68-88 | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a><br><a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">社員との関わり</a><br><a href="#">社会貢献</a><br><a href="#">IR(投資家情報)</a>                                                                                           |
|                                  | 4.17 | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマ及び懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか                                                                                                                                                       | 51-53<br>20-36<br>54-67<br>68-88 | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a><br><a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">社員との関わり</a><br><a href="#">社会貢献</a><br><a href="#">IR(投資家情報)</a>                                                                                           |
| <b>5 マネジメント・アプローチ及びパフォーマンス指標</b> |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>経済</b>                        |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                  |      | マネジメント・アプローチ                                                                                                                                                                                                                | 114                              | <a href="#">アニュアルレポート</a> <br>(1,246KB)                                                                                                          |
| <b>経済的パフォーマンス</b>                |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                  | EC1  | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付及びその他のコミュニティへの投資、内部留保及び資本提供者や政府に対する支払いなど、創出及び分配した直接的な経済的価値                                                                                                                                                | 66<br>71                         | <a href="#">社員との関わり(基礎データ)</a><br><a href="#">社会貢献の主な活動(世界の人道的課題)</a><br><a href="#">有価証券報告書</a><br><a href="#">P2, 14, 40, 43</a> <br>(1,489KB) |
| 原則7                              | EC2  | 気候変動による組織の活動に対する財務上の影響及びその他のリスクと機会                                                                                                                                                                                          | 95-97                            | <a href="#">環境保全型ビジネスの推進</a><br><a href="#">アニュアルレポート財務セクション</a><br><a href="#">P12</a> <br>(3,015KB)                                            |
|                                  | EC3  | 確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲                                                                                                                                                                                                        | -                                | <a href="#">有価証券報告書P100-102</a> <br>(1,489KB)                                                                                                    |
|                                  | EC4  | 政府から受けた相当の財務的支援                                                                                                                                                                                                             | -                                | -                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>市場での存在感</b>                   |      |                                                                                                                                                                                                                             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 原則1                              | EC5  | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅                                                                                                                                                                                       | -                                | -                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                  | EC6  | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行及び支出の割合                                                                                                                                                                                   | 51-52                            | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a>                                                                                                                                                                                                       |

|                    |      |                                                                                       |                |                                                  |
|--------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------|
| 原則6                | EC7  | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合                                             | 58, 66         | <a href="#">社員との関わり</a>                          |
| <b>間接的な経済的影響</b>   |      |                                                                                       |                |                                                  |
|                    | EC8  | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資及びサービスの展開図と影響                             | 20-36<br>68-88 | <a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">社会貢献</a> |
|                    | EC9  | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述                                                            | -              | -                                                |
| <b>環境</b>          |      |                                                                                       |                |                                                  |
|                    |      | マネジメント・アプローチ                                                                          | 89-104         | <a href="#">環境への取組</a>                           |
| <b>原材料</b>         |      |                                                                                       |                |                                                  |
| 原則8                | EN1  | 使用原材料の重量または量                                                                          | -              | -                                                |
| 原則8、9              | EN2  | リサイクル由来の使用原材料の割合                                                                      | -              | -                                                |
| <b>エネルギー</b>       |      |                                                                                       |                |                                                  |
| 原則8                | EN3  | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量                                                                | -              | -                                                |
| 原則8                | EN4  | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量                                                                | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |
| 原則8、9              | EN5  | 省エネルギー及び効率改善によって節約されたエネルギー量                                                           | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |
| 原則8、9              | EN6  | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品及びサービスを提供するための率先取組、及びこれらの率先取組の成果としてのエネルギー必要量の削減量         | 95-96          | <a href="#">環境保全型ビジネスの推進</a>                     |
| 原則8、9              | EN7  | 間接的エネルギー消費量削減のための率先取組と達成された削減量                                                        | 95-96          | <a href="#">環境保全型ビジネスの推進</a>                     |
| <b>水</b>           |      |                                                                                       |                |                                                  |
| 原則8                | EN8  | 水源からの総取水量                                                                             | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |
| 原則8                | EN9  | 取水によって著しい影響を受ける水源                                                                     | -              | -                                                |
| 原則8、9              | EN10 | 水のリサイクル及び再利用量が総使用水量に占める割合                                                             | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |
| <b>生物多様性</b>       |      |                                                                                       |                |                                                  |
| 原則8                | EN11 | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地及び面積                    | 81-82          | <a href="#">ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム</a>        |
| 原則8                | EN12 | 保護地域及び保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品及びサービスの著しい影響の説明                             | 81-82          | <a href="#">ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム</a>        |
| 原則8                | EN13 | 保護または復元されている生息地                                                                       | 81-82          | <a href="#">ボルネオ島での熱帯林再生及び生態系の保全プログラム</a>        |
| 原則8                | EN14 | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置及び今後の計画                                                  | 89-90          | <a href="#">環境方針</a>                             |
| 原則8                | EN15 | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)及び国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する | -              | -                                                |
| <b>排出物、廃水及び廃棄物</b> |      |                                                                                       |                |                                                  |
| 原則8                | EN16 | 重量で表記する直接及び間接的な温室効果ガスの総排出量                                                            | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |
| 原則8                | EN17 | 重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量                                                          | -              | -                                                |
| 原則7、8、9            | EN18 | 温室効果ガス排出量削減のための率先取組と達成                                                                | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                     |

|                                 |      |                                                                             |                |                                                             |
|---------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
|                                 |      | された削減量                                                                      |                |                                                             |
| 原則8                             | EN19 | 重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量                                                         | -              | -                                                           |
| 原則8                             | EN20 | 種類別及び重量で表記するNO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 及びその他の著しい影響を及ぼす排気物質            | -              | -                                                           |
| 原則8                             | EN21 | 水質及び放出先ごとの総排水量                                                              | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                                |
| 原則8                             | EN22 | 種類及び廃棄方法ごとの廃棄物の総重量                                                          | 99-102         | <a href="#">環境パフォーマンスデータ</a>                                |
| 原則8                             | EN23 | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数及び漏出量                                                        | -              | -                                                           |
| 原則8                             | EN24 | パーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅧの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、及び国際輸送された廃棄物の割合           | -              | -                                                           |
| 原則8                             | EN25 | 報告組織の排水及び流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、及び生物多様性の価値を特定する            | -              | -                                                           |
| <b>製品及びサービス</b>                 |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則7、8、9                         | EN26 | 製品及びサービスの環境影響を緩和する率先取組と影響削減の程度                                              | 20-36<br>95-96 | <a href="#">事業活動とCSR</a><br><a href="#">環境保全型ビジネスの推進</a>    |
| 原則8、9                           | EN27 | カテゴリー別の再生利用される販売製品及びその梱包材の割合                                                | -              | -                                                           |
| <b>遵守</b>                       |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則8                             | EN28 | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額及び罰金以外の制裁措置の件数                                          | -              | -                                                           |
| <b>輸送</b>                       |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則8                             | EN29 | 組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送及び従業員の移動からもたらされる著しい環境影響                           | 104            | <a href="#">環境物流の取組</a>                                     |
| <b>総合</b>                       |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則7、8、9                         | EN30 | 種類別の環境保護目的の総支出及び投資                                                          | 103            | <a href="#">環境会計</a>                                        |
| <b>労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)</b> |      |                                                                             |                |                                                             |
|                                 |      | マネジメント・アプローチ                                                                | 54-67          | <a href="#">社員との関わり</a>                                     |
| <b>雇用</b>                       |      |                                                                             |                |                                                             |
|                                 | LA1  | 雇用の種類、雇用契約及び地域別の総労働力                                                        | 66-67          | <a href="#">社員との関わり(基礎データ)</a>                              |
| 原則6                             | LA2  | 従業員の総離職数及び離職率の年齢、性別及び地域による内訳                                                | -              | -                                                           |
|                                 | LA3  | 主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利                               | 61-62          | <a href="#">社員が活躍できる環境づくり</a>                               |
| <b>労使関係</b>                     |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則1、3                           | LA4  | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合                                                          | 64             | <a href="#">社員とのコミュニケーション</a>                               |
| 原則3                             | LA5  | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間                                       | -              | -                                                           |
| <b>労働安全衛生</b>                   |      |                                                                             |                |                                                             |
| 原則1                             | LA6  | 労働安全衛生プログラムについての監視及び助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合                       | -              | -                                                           |
| 原則1                             | LA7  | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合及び業務上の総死亡者数                                         | -              | -                                                           |
| 原則1                             | LA8  | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防及び危機管理プログラム | 61-63          | <a href="#">社員が活躍できる環境づくり</a><br><a href="#">労働安全衛生への取組</a> |
|                                 |      |                                                                             |                |                                                             |



|                   |      |                                                                |                        |                                                 |
|-------------------|------|----------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------|
| 原則1               | LA9  | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ                                    | -                      | -                                               |
| <b>研修及び教育</b>     |      |                                                                |                        |                                                 |
|                   | LA10 | 従業員の 카테고리別、従業員あたりの年間平均研修時間                                     | -                      | -                                               |
|                   | LA11 | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理及び生涯学習のためのプログラム              | 55-57<br>59-60         | <a href="#">攻めを支える人材育成<br/>人材多様化推進への取組</a>      |
|                   | LA12 | 定常的にパフォーマンス及びキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合                           | -                      | -                                               |
| <b>多様性と機会均等</b>   |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、6             | LA13 | 性別、年齢、マイノリティーグループ及びその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成及びカテゴリー別の従業員の内訳 | 59-60<br>66-67         | <a href="#">人材多様化推進への取組<br/>基礎データ</a>           |
| 原則1、6             | LA14 | 従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比                                           | -                      | -                                               |
| <b>人権</b>         |      |                                                                |                        |                                                 |
|                   |      | マネジメント・アプローチ                                                   | 11-12                  | <a href="#">人権の尊重</a>                           |
| <b>投資及び調達への慣行</b> |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2、3、<br>4、5、6 | HR1  | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数                     | -                      | -                                               |
| 原則1、2、3、<br>4、5、6 | HR2  | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)及び請負業者の割合と取られた措置                    | 51-53                  | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a>                 |
| 原則1、2、3、<br>4、5、6 | HR3  | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針及び手順に関する従業員研修の総時間            | 11-12                  | <a href="#">人権の尊重</a>                           |
| <b>無差別</b>        |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2、6           | HR4  | 差別事例の総件数と取られた措置                                                | -                      | -                                               |
| <b>結社の自由</b>      |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2、3           | HR5  | 結社の自由及び団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置   | -                      | -                                               |
| <b>児童労働</b>       |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2、5           | HR6  | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策                | 51-53                  | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a>                 |
| <b>強制労働</b>       |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2、4           | HR7  | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策                | 51-53                  | <a href="#">サプライチェーンにおけるCSR</a>                 |
| <b>保安慣行</b>       |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2             | HR8  | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合                      | 11-12                  | <a href="#">人権の尊重</a>                           |
| <b>先住民の権利</b>     |      |                                                                |                        |                                                 |
| 原則1、2             | HR9  | 先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置                                     | -                      | -                                               |
| <b>社会</b>         |      |                                                                |                        |                                                 |
|                   |      | マネジメント・アプローチ                                                   | 4-14<br>49-50<br>68-88 | <a href="#">伊藤忠商事のCSR<br/>コンプライアンス<br/>社会貢献</a> |
| <b>コミュニティ</b>     |      |                                                                |                        |                                                 |
|                   | SO1  | 参入、事業展開及び撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと               | -                      | -                                               |

|                          |     |                                                                                       |       |                          |
|--------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------|
|                          |     | 実務慣行の性質、適用範囲及び有効性                                                                     |       |                          |
| <b>不正行為</b>              |     |                                                                                       |       |                          |
| 原則10                     | SO2 | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数                                                         | -     | -                        |
| 原則10                     | SO3 | 組織の不正行為対策の方針及び手順に関する研修を受けた従業員の割合                                                      | 49-50 | <a href="#">コンプライアンス</a> |
| 原則10                     | SO4 | 不正行為事例に対応して取られた措置                                                                     | -     | -                        |
| <b>公共政策</b>              |     |                                                                                       |       |                          |
| 原則1、2、3、4、5、6、7、8、9、10   | SO5 | 公共政策の位置付け及び公共政策開発への参加及びロビー活動                                                          | -     | -                        |
| 原則10                     | SO6 | 政党、政治家及び関連機関への国別の献金及び現物での寄付の総額                                                        | -     | -                        |
| <b>非競争的な行動</b>           |     |                                                                                       |       |                          |
|                          | SO7 | 非競争的な行動、反トラスト及び独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果                                              | -     | -                        |
| <b>遵守</b>                |     |                                                                                       |       |                          |
|                          | SO8 | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額及び罰金以外の制裁措置の件数                                                      | -     | -                        |
| <b>製品責任</b>              |     |                                                                                       |       |                          |
|                          |     | マネジメント・アプローチ                                                                          | -     | -                        |
| <b>顧客の安全衛生</b>           |     |                                                                                       |       |                          |
| 原則1                      | PR1 | 製品及びサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、並びにそのような手順の対象となる主要な製品及びサービスのカテゴリーの割合 | -     | -                        |
| 原則1                      | PR2 | 製品及びサービスの安全衛生の影響に関する規制及び自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                                          | -     | -                        |
| <b>製品及びサービスのラベリング</b>    |     |                                                                                       |       |                          |
| 原則8                      | PR3 | 各種手順により必要とされている製品及びサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品及びサービスの割合                           | -     | -                        |
| 原則8                      | PR4 | 製品及びサービスの情報、並びにラベリングに関する規制及び自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                                      | -     | -                        |
|                          | PR5 | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行                                                          | -     | -                        |
| <b>マーケティング・コミュニケーション</b> |     |                                                                                       |       |                          |
|                          | PR6 | 広告、宣伝及び支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準及び自主規範の遵守のためのプログラム                            | -     | -                        |
|                          | PR7 | 広告、宣伝及び支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制及び自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                           | -     | -                        |
| <b>顧客のプライバシー</b>         |     |                                                                                       |       |                          |
| 原則1                      | PR8 | 顧客のプライバシー侵害及び顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数                                             | -     | -                        |
| <b>遵守</b>                |     |                                                                                       |       |                          |
|                          | PR9 | 製品及びサービスの提供、及び使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額                                                 | -     | -                        |

# 会社概要

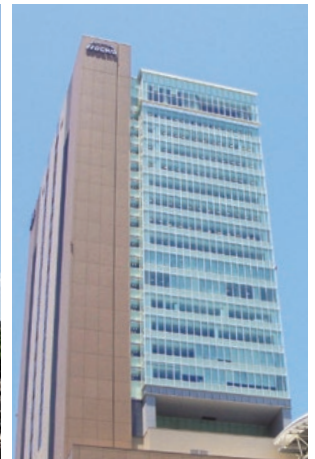
|         |                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社名      | 伊藤忠商事株式会社                                                                                         |
| 創業      | 1858年                                                                                             |
| 設立      | 1949年12月1日                                                                                        |
| 本店所在地   | 東京本社 〒107-8077 東京都港区北青山2丁目5番1号<br>大阪本社 〒530-8448 大阪市北区梅田3丁目1番3号                                   |
| 代表取締役社長 | 岡藤 正広                                                                                             |
| 資本金     | 2,022億円                                                                                           |
| 営業所数    | 国内 9店<br>海外 115店<br>北米 9店 中南米 10店 欧州 16店 アフリカ 5店 中近東 17店<br>大洋州 4店 アセアン・南西アジア 23店 東アジア 23店 CIS 8店 |
| 従業員数※   | 連結 77,513人 単体 4,219人                                                                              |

(2013年3月31日現在)

※ 連結従業員数は、就業人員数(臨時従業員数を含まない)です



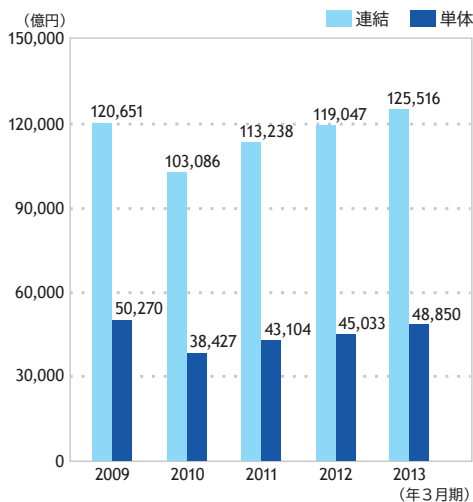
東京本社



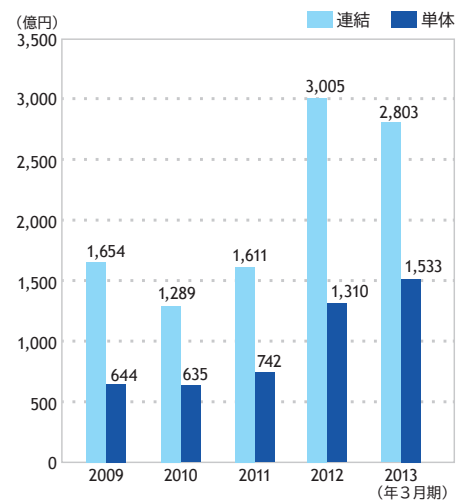
大阪本社  
(ノースゲートビルディング)

## 財務情報

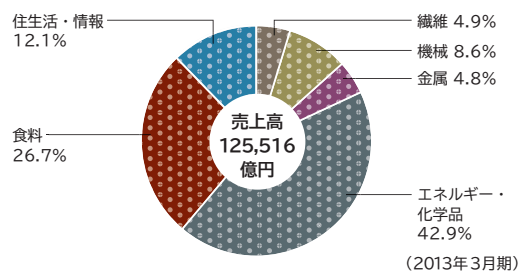
### 売上高



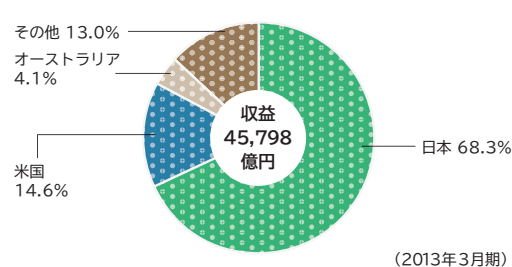
### 当期純利益



### カンパニー別売上構成比(連結)



### 地域別収益構成比(連結)



\* 伊藤忠商事の連結財務諸表は、米国会計基準に基づいて作成しています。

\* 連結売上高は日本の会計慣行に従い表示しており、当社及び当社の連結子会社が契約当事者として行った取引額及び代理人として関与した取引額の合計です。

\* 2012年3月期に実施した一部の関係会社における決算期変更に伴う影響額を2010年3月期及び2011年3月期の一部項目に係る数値に反映しております。

\* 収益構成比(連結)地域別は収益の発生源となる資産の所在地に基づき分類しています。

\* 億円未満四捨五入。

\* 当社グループ(当社及び当社の関係会社)における食品中間流通事業の統合に伴い、第88期より当該事業に係る物流経費等の表示科目を変更しております。この変更に伴い、第86期及び第87期の数値も同様に組替えて表示しております。

\* 当社グループの食品中間流通事業における物流経費等に関し、顧客である量販店等の物流センターで発生する運営費や各店舗までの配送料等のうち当社グループの負担額について、第89期より表示科目を変更しております。これに伴い、第87期及び第88期の数値についても同様に組替えて表示しております。

〒107-8077 東京都港区北青山2丁目5番1号  
Tel:03-3497-4069 Fax:03-5474-7296  
E-mail:csr@itochu.co.jp  
<http://www.itochu.co.jp>

